託送供給等約款変更届出書

2022年6月20日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等約款変更届出書

企託サ 第12号 2022年6月20日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

広島市中区小町4番33号 中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 松 岡 秀 夫

電気事業法第18条第5項の規定により、次のとおり託送供給等約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙 託送供給等約款のとおりであります。
実 施 期 日	2022年7月1日

託 送 供 給 等 約 款

2022年7月1日実施

中国電力ネットワーク株式会社

託 送 供 給 等 約 款

目 次

Ι	総	則	1
1	`	商 用	1
	•		
2		託送供給等約款の届出および変更	
3		走 義	
4	1	代表契約者の選任	9
5		託送供給等に関する取扱い	9
6	<u>Í</u>	単位および端数処理	9
7	, <u>F</u>	実施細目	11
Π	契約	的の申込み	12
8	į	契約の要件	12
9	柞	倹討および契約の申込み	15
10)	契約の成立および契約期間	23
11		託送供給等の開始	24
12	2 1	共給準備その他必要な手続きのための協力	25
13	3 1	電気方式,電圧および周波数	25
14	1 - 3	発電場所および需要場所	27
15	5 1		30
16	5 7	承諾の限界	34
17	7 🛓	契約書の作成	34

\coprod	料	升 金	35
1	8	料 金	35
1	9	接続送電サービス	37
2	20	臨時接続送電サービス	64
2	21	予備送電サービス	75
2	22	発電量調整受電計画差対応電力	77
2	23	接続対象計画差対応電力	79
2	24	需要抑制量調整受電計画差対応電力	80
2	25	給電指令時補給電力	81
IV	料	4金の算定および支払い	83
2	26	料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
2	27	検 針 日	
2	28	料金の算定期間	84
2	29	計 量	86
3	30	電力および電力量の算定	86
S	31	損 失 率	99
3	32	料金の算定	99
3	33	支払義務の発生および支払期日	· 102
S	34	料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 104
S	35	保証 金	· 107
3	36	連帯責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 108
V	供	共 給	· 109
3	37	託送供給等の実施	· 109
Ş	38	給電指令の実施等	. 113

39	適正契約の保持等	117
40	契約超過金	118
41	力率の保持	119
42	発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	120
43	託送供給等にともなう協力	120
44	託送供給等の停止	121
45	託送供給等の停止の解除	123
46	託送供給の停止期間中の料金	123
47	違 約 金	123
48	損害賠償の免責	124
49	設備の賠償	125
VI 多	₽約の変更および終了······	126
50	契約の変更	126
51	名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
52	契約の廃止	128
53	供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金	
	および工事費の精算	129
54	解 約 等	133
55	契約消滅後の債権債務関係	135
VII 5	受電方法および供給方法ならびに工事	136
56	受電地点, 供給地点および施設	136
57	架空引込線	138
58	地中引込線	139
59	連接引込線等	141
60	中高層集合住字等における受雷方法および供給方法	142

6	1	引込線の接続	142
6	2	計量器等の取付け	142
6	3	通信設備等の施設	144
6	4	専用供給設備	144
V I I	エ	事費の負担	146
6	5	受電地点への供給設備の工事費負担金	146
6	6	受電用計量器等の工事費負担金	150
6	7	会社間連系設備の工事費負担金	151
6	8	供給地点への供給設備の工事費負担金	151
6	9	工事費負担金の申受けおよび精算	160
7	0	供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の	
		費用の申受け	163
7	1	臨時工事費	163
7	2	工事費等に関する契約書の作成	164
IX	保	安······	165
7	3	保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
7	4	保安等に対する発電者および需要者の協力	165
7			
	5	調 査	166
7		調 査	166166
7	6		
	6		166
7	6 7 8	調査等の委託	166 166
7' 73	6 7 8	調査等の委託 調査に対する需要者の協力 検査または工事の受託	166 166 167
7' 73	6 7 8 9	調査等の委託 調査に対する需要者の協力 検査または工事の受託	166 166 167

I 総 則

1 適 用

当社が、小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号口にもとづき行なわれる電気の供給(以下「自己等への電気の供給」といいます。)の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給等約款(以下「この約款」といいます。)によります。

なお、この約款において託送供給および電力量調整供給とは、次のものをいいます。

(1) 託送供給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ 接続供給

当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部をいいます。)内の場所(会社間連系点を除きます。)において、契約者の小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

口 振替供給

当社が契約者から小売電気事業,当社以外の一般送配電事業,特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し,当社が維持および運用する供給設備を介して,同時に,その受電した場所以外の会社間連系点において,契約者に,その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ 発電量調整供給

当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

口 需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から、特定卸供給の用に供するための電気(小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で、電気事業法施行規則第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。)を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、需要抑制契約者に、需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

2 託送供給等約款の届出および変更

- (1) この約款は、電気事業法第18条第5項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する

小売電気事業者,一般送配電事業者,特定送配電事業者または自己等への電 気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発電者

小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または自己等への電気の 供給の用に供する電気(託送供給に係る電気に限ります。)を発電する者で 当社以外の者をいいます。

(5) 需要者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する 相手方となる者をいいます。

(6) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(7) 高 圧

標準電圧6.000ボルトをいいます。

(8) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受電地点

当社が、託送供給に係る電気を契約者から受電する地点、発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発電場所

発電者が、発電量調整供給に係る電気を発電する場所をいいます。

(11) 供給地点

当社が、託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需要場所

需要者が、契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連 系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で、受電地点において、当社が発電契約者から受電 する電気の電力をいいます。

(17) 発電量調整受電電力量

受電地点において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る 電気の電力量をいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知する ものをいいます。

(19) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(20) 接続受電電力

接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21) 接続受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22) 接続供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(23) 接続供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量 をいいます。

(24) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(25) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(26) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(27) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(28) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で、受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

(29) 需要抑制量調整受電電力量

受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供

給に係る電気の電力量をいいます。

(30) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に 通知するものをいいます。

(31) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社 に通知するものをいいます。

(32) ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(33) 損失率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(34) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)であって、接続送電サービス契約電力, 臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(35) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)であって,接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(36) 契約受電電力

受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値(キロワット)で、契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(37) 最大需要電力等

低圧で供給する場合は、接続供給電力の最大値をいいます。

高圧または特別高圧で供給する場合は、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(38) 発電バランシンググループ

30 (電力および電力量の算定) (18) イもしくは口に定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または30 (電力および電力量の算定) (19) イもしくは口に定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(39) 需要バランシンググループ

30 (電力および電力量の算定) (20) に定める接続対象計画差対応補給電力量または30 (電力および電力量の算定) (21) に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(40) 需要抑制バランシンググループ

30 (電力および電力量の算定) (22) に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または30 (電力および電力量の算定) (23) に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(41) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(42) 小型機器

主として住宅,店舗,事務所等において単相で使用される,電灯以外の低 圧の電気機器をいいます。ただし,急激な電圧の変動等により他の電気の使 用者の電灯の使用を妨害し,または妨害するおそれがあり,電灯と併用でき ないものは除きます。

(43) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(44) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(45) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を 遮断し、需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(46) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。

(47) 定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(48) 給電指令

発電者の発電設備の運用または需要者の電気の使用等について、当社から 指令することをいいます。

(49) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(50) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(51) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(52) 離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの

期間,11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は,翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き, 1接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合, 当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし, この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を, 代表契約者としてあらかじめ選任していただき, かつ, 契約者が行なう, 当社との手続きおよび協議, ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は, 代表契約者を通じて行なっていただきます。また, 当社は, 契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし, 当社は, 必要に応じて, 代表契約者以外の契約者と, 協議等をさせていただくことがあります。

5 託送供給等に関する取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については、託送供給、電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は,次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアと

— 9 —

- し、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。
- (3) 発電量調整受電電力, 発電量調整受電計画電力, 接続受電電力, 接続供給電力, 接続対象電力, 接続対象計画電力, 需要抑制量調整受電電力, 需要抑制量調整受電電力, 需要抑制量調整受電計画電力, 契約電力, 契約受電電力, 最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は, 次の場合を除き, 1キロワットとし, その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
 - イ 低圧で供給する場合で、19 (接続送電サービス) (2) イまたは20 (臨時接続送電サービス) (2) イ (ロ) を適用した場合に算定された値が0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
 - ロ 高圧で供給する場合で、19 (接続送電サービス) (2) イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (4) 発電量調整受電電力量,発電量調整受電計画電力量,接続受電電力量,接 続供給電力量,接続対象電力量,接続対象計画電力量,需要抑制量調整受電 電力量,需要抑制量調整受電計画電力量,ベースライン,発電量調整受電計 画差対応補給電力量,発電量調整受電計画差対応余剰電力量,接続対象計画 差対応補給電力量,接続対象計画差対応余剰電力量,需要抑制量調整受電計 画差対応補給電力量,需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量,給電指令 時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は,1キロワット時とし, その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし,低圧で受電 する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力 量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は,最小 位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

7 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、発電者および需要者と別途協議を行なうこと があります。

Ⅱ 契約の申込み

8 契約の要件

- (1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
 - イ 小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。
 - ロ 接続供給の場合,契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が 可能であること。
 - ハ 振替供給の場合,契約者が営む小売電気事業,一般送配電事業,特定送 配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するための ものであること。
 - 二 需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
 - ホ 高圧または特別高圧で供給する場合は、契約者および需要者が当社から の給電指令にしたがうこと。
 - へ 契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、 かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾 をすること。
 - ト 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。
 - チ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または

振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

- (イ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備が電気事業法第2条第1項 第5号口に定める非電気事業用電気工作物であること。
- (ロ) 契約者と同一の者でない発電者の発電に係る電気も供給する場合は、 当該発電者の発電設備が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経 済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気 事業用電気工作物であること。
- (ハ) 需要者が契約者と同一の者,または契約者と電気事業法第2条第1項 第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。
- (2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
 - イ 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
 - ロ 発電者が発電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。
 - ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気 設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、別冊に定める 系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的 に適当と認められる方法によって連系すること。
 - ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当社 からの給電指令にしたがうこと。
 - ホ 発電契約者が、発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の 承諾をすること。
- (3) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
 - イ 需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で、次のいずれにも 該当すること。
 - (イ) 需要者に対して、次のaおよびbの事項を定めた需要抑制に関する計

画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時 に出すことができること。

- a 需要抑制量(1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに 限ります。)
- b 需要抑制の実施頻度及び時期
- (ロ) (イ) によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようと するものであること。
- (ハ) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。
- (二) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
- (ホ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう,当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。
- ロ 需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
- ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額 接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時 定額接続送電サービスでないこと。
- ニ 需要抑制量調整受電電力量の算定上,需要場所が29(計量)(3)に該当しないこと。
- ホ 需要抑制契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵 守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する 旨の承諾をすること。

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合,発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から託送供給の申込み、発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については、その容量を明らかにしていただき、21(予備送電サービス)の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、 特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電(原 則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また、接続供給 または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のときに限ります。) するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討(以下「受 電側接続検討」といいます。)をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者または発電契約者は、接続供給契約(受電地点が会社間連系点の場合に限ります。)もしくは振替供給契約(受電地点が会社間連系点の場合に限ります。)または発電量調整供給契約(発電者から電気を受電する場合に限ります。)の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(イ) 接続供給の場合

- a 契約者の名称
- b 代表契約者の名称(契約者が複数の場合に限ります。)
- c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電 事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- d 接続受電電力の最大値および最小値
- e 接続供給の開始希望日

(ロ) 振替供給の場合

- a 契約者の名称
- b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電 事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- c 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値
- d 供給地点
- e 振替供給の開始希望日

(ハ) 発電量調整供給の場合

- a 発電契約者の名称
- b 発電者の名称 発電場所および受電地点
- c 発電設備の発電方式. 発電出力および系統安定上必要な仕様
- d 発電量調整受電電力の最大値および最小値
- e 受電地点における受電電圧
- f 発電場所における負荷設備および受電設備
- g 発電量調整供給の開始希望日

ハ 検討期間および検討料

- (イ) 当社は、原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検討結果 をお知らせいたします。
- (ロ) 当社は、1受電地点1検討につき22万円を検討料として、受電側接続 検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし、次の場合には、

検討料を申し受けません。

- a 検討を要しない場合
- b 受電側接続検討の回答後,他の発電契約者に対して送電系統の容量 を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合等,受電側接 続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で,かつ,検討料を申 し受けた受電側接続検討の回答日から1年以内に受け付けた受電側接 続検討のとき

(2) 供給側接続事前検討の申込み

- イ 当社は,契約者が希望される場合に,契約者に小売電気事業,特定送配 電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあた り,工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討 (以下「供給側接続事前検討」といいます。)をいたします。
- ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、供給側接 続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示 に係る需要者の承諾書(当社所定の様式によります。)をあわせて提出し ていただくことがあります。
- (イ) 需要者の名称, 用途, 需要場所(供給地点特定番号を含みます。) および供給地点
- (ロ) 契約電力または契約容量
- (ハ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (二) 負荷設備または主開閉器
- (ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間
- ハ 負荷設備,契約電力または契約容量については,1年間を通じての最大 の負荷を基準として,契約者から申し出ていただきます。この場合,1年 間を通じての最大の負荷を確認するため,必要に応じて接続供給の開始希 望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出て いただきます。

- ニ 当社は、原則として供給側接続事前検討の申込みから2週間以内に検討 結果をお知らせいたします。
- (3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み
 - イ 当社は、需要抑制契約者が希望される場合に、特定卸供給の用に供する 電気を受電するにあたり、工事の要否および工事が必要な場合の当該工事 の種別についての検討(以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。) をいたします。
 - ロ 需要抑制契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、 需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合、需 要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書(当社所定の様式により ます。)をあわせて提出していただくことがあります。
 - (イ) 需要抑制契約者の名称
 - (ロ) 需要者の名称、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)
 - (ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日
 - ハ 当社は、原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(4) 契約の申込み

契約者は、(1) ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を、発電契約者は、(1) ロ(ハ)の事項およびハの事項を、需要抑制契約者は、この事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合、8(契約の要件)(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し、8(契約の要件)(2) ホに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは8(契約の要件)(3) ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわ

せて提出していただきます。ただし、発電契約者と発電者との間で締結する 電力受給に関する契約等において、発電者がこの約款に関する事項を遵守す ることを承諾していることが明らかな場合、または、契約者と需要者との間 で締結する電力需給に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事 項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契 約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制 契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において、需要者 がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に 必要な需要者の情報を、当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾し ていることが明らかな場合で、当社が当該承諾書の提出を不要と判断すると きは、当該承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、8(契約の要件)(1) チに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また、発電量調整供給契約を希望される場合で、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金(以下、「系統連系保証金」といい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。)を要するときは、系統連系保証金をお支払いいただき、かつ、電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは、当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ、(1)の申込みに対する当社の回答日から1年以内(電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下「再エネ海域利用法」といいます。)第13条第2項第10号に規定する選定事業者(以下「選定事業者」といいます。)を発電者として申込みをされる場合を除きます。)に申込みをしていただくものとし、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、8(契約の要件)

- (3) イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。 イ 接続供給の場合
- (イ) 需要者の名称, 用途, 需要場所(供給地点特定番号を含みます。) および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備、主開閉器、受電設備および発電設備
- (二) 契約電力または契約容量
- (ホ) 契約受電電力
- (へ) 希望される接続送電サービス, 臨時接続送電サービスまたは予備送電 サービスの種別
- (ト) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (チ) 電気の調達先となる契約者, 発電契約者または需要抑制契約者の名称 および調達量の計画値
- (リ) 電気の販売先となる契約者, 発電契約者または需要抑制契約者の名称 および販売量の計画値
- (ヌ) 連絡体制
- (ル) 20 (臨時接続送電サービス)を希望される場合には、契約使用期間なお、負荷設備、契約電力または契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
- ロ 振替供給の場合
- (イ) 連絡体制
- (ロ) 当社が小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または自己等 への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には,当該振替供 給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契

約等の内容または申込内容

- ハ 発電量調整供給の場合
- (イ) 契約受電電力
- (口) 発電量調整受電計画電力
- (ハ) 電気の調達先となる契約者, 発電契約者または需要抑制契約者の名称 および調達量の計画値
- (二) 電気の販売先となる契約者, 発電契約者または需要抑制契約者の名称 および販売量の計画値
- (ホ) 連絡体制
- ニ 需要抑制量調整供給の場合
- (イ) 需要抑制契約者の名称
- (口) 需要抑制量調整受電計画電力
- (ハ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する,需要抑制の予定電力量(1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で,当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは,需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。)の最小値
- (二) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値
- (ホ) 需要者の名称および需要場所(供給地点特定番号を含みます。)
- (へ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
- (ト) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電 計画差対応余剰電力量の算定方法となる30(電力および電力量の算定) (14) イまたはロ
- (チ) 電気の調達先となる契約者, 発電契約者または需要抑制契約者の名称 および調達量の計画値
- (リ) 電気の販売先となる契約者, 発電契約者または需要抑制契約者の名称 および販売量の計画値

- (ヌ) 需要抑制量調整供給の開始希望日
- (ル) 連絡体制

なお、需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる30 (電力および電力量の算定)(14) イまたは口のいずれかの適用を開始した 後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5) 当社は、接続供給契約(受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。)または振替供給契約について、当日等の利用分および翌日等の利用分に限り、(4) に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項(当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約(以下「契約者に係る基本契約」といいます。)を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成い たします。

(6) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項(当社以外の一般 送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社が指 定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、 受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要とな る事項に関する契約(以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。)を 当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協

議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、発電契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

(7) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項(当社以外の一般 送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社が指 定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この 場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必 要となる事項に関する契約(以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といい ます。)を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は、需要抑制契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また, 需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について, 基本契約書を作成いたします。

10 契約の成立および契約期間

- (1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、需要抑制量調整供給契約は、需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 接続供給の場合
 - (イ) 契約期間は、20(臨時接続送電サービス)を利用される場合を除き、

接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

- (ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (ハ) 20(臨時接続送電サービス)を利用される場合の契約期間は,接続供給契約が成立した日から,あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。
- ロ 振替供給,発電量調整供給または需要抑制量調整供給の場合 契約期間は,振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量調整 供給契約が成立した日から,契約者,発電契約者または需要抑制契約者の 申込みにもとづき,契約者,発電契約者または需要抑制契約者と当社との 協議により定めた日までといたします。ただし,特別の事情がない限り, 契約期間は,振替供給,発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始 日から起算して1年未満とならないものといたします。

11 託送供給等の開始

- (1) 当社は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。
- (2) 当社は, 天候, 用地交渉, 停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって, あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には, その理由を契約者, 発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし, あらためて契約者, 発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ, 託送供給または電力量調整

供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12 供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者,発電契約者,需要抑制契約者,発電者または需要者は,当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13 電気方式, 電圧および周波数

(1) 受電電気方式は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

	Art. III	交流単相2線式,交流単相3線式			
亚	平 量 丁	低圧 	または交流3相3線式		
受電電 圧	高圧または	交流3相3線式			
				特別高圧	父初 3 相 3 旅入

- (2) 供給電気方式は、供給電圧および接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ(料金)の各項に定めるところによります。
- (3) 受電電圧は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、原則として、受電地点(1建物内の2以上の発電場所から共同引込線〔2以上の発電場所または需要場所に対して1引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による1引込みで電気を受電する場合の受電地点は、発電場所ごとに異なる地点とみなします。)における契約受電電力(発電場所における発電設備、受電設備および負荷設備等を基準として、発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。)に応じて、次のとおりといたします。

	50キャロット土港	標準電圧
	50キロワット未満	100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧 6.000ボルト
	2,000キロワット未満	保 年 电 圧 0,000 ホル ト
契約受電電力	2,000キロワット以上	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット未満	保辛电圧
	10,000キロワット以上	標準電圧 60,000ボルト
	30,000キロワット未満	保 年 电
	30,000キロワット以上	標準電圧 100,000ボルト

(4) 供給電圧は、会社間連系点を供給地点とする場合を除き、接続送電サービス, 臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ(料金)の各項に定めるところによります。ただし、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合(契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。)は、別表1(契約設備電力の算定)により定めた供給地点(1建物内の2以上の需要場所に共同引込線による1引込みで電気を供給する場合の供給地点は、需要場所ごとに異なる地点とみなします。)における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50キロワット未満	標準電圧
		100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧 6,000ボルト

なお、1需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合、契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの

供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても、標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (5) 受電電圧については発電者に、供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で、受電または供給することがあります。
- (6) 周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

14 発電場所および需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1発電場所または1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよび口によります。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由 に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体 に属するものをいいます。

イ 当社は、1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所とし、 これによりがたい場合には、口によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有して

いると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、 庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の発電場所または 需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ) 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

- a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は,(ロ)に準ずるものといたします。ただし,アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は,居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の 関連性が高いときは、(1) にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発 電場所または1需要場所とすることがあります。

- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。
- (4) (1) に定める1構内, (1) イに定める1建物, (2) に定める隣接する複数の構内または(3) に定める設置されている場所(以下「原需要場所等」といいます。) において, 災害による被害を防ぐための措置, 温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置, または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に, 当該設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。)の契約者または発電契約者からの申出がある場合で, 次のいずれにも該当するときは, (1), (2) または(3) にかかわらず, 特例区域等を1発電場所または1需要場所といたします。
 - イ 次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部 分(以下「非特例区域等」といいます。)の発電者または需要者の承諾を えていること。
 - (イ) 非特例区域等について, (1), (2) または(3) に準じて発電場所 または需要場所を定めること。
 - (ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、42(発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
 - ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
 - ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されている こと。
 - ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、42(発電場所および

需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1発電場所または1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15 供給および契約の単位

- (1) 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1接続送電サービスまたは 1臨時接続送電サービスを適用し、1電気方式、1引込みおよび1計量をもっ て託送供給を行ない、1発電場所につき、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。
 - イ 1需要場所につき、次の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合、または、次の臨時接続送電サービスとこれ以外の1接続送電サービス (ロの場合は、2接続送電サービスといたします。)とをあわせて契約する場合
 - (イ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのう ちの1臨時接続送電サービス
 - (ロ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス
 - ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、次の2接続送電サービスをあわせて契約するとき。
 - (イ) 電灯定額接続送電サービス, 電灯標準接続送電サービス, 電灯時間帯 別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの1接続送 電サービス
 - (ロ) 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスおよび動

力従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス

- ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合
- ニ 予備送電サービスをあわせて契約する場合
- ホ 災害による被害を防ぐための措置,温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置,または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない,契約者または発電契約者からの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。
- へ その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
- (2) 接続供給の場合,当社は、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的 運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について、1接続供給契約 を結び、1需要バランシンググループを設定いたします。この場合、それぞ れの需要場所は原則として1接続供給契約に属するものとし、また、当社は、 原則として、1契約者に対して1接続供給契約を結びます。
 - なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2 以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるとき は、その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなす ことがあります。
- (3) 振替供給の場合,当社は、原則として、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者(発電契約者が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。)および1供給地点(当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。)について、1振替供給契約を結びます。
- (4) 発電量調整供給の場合,当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所 (発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続す るものといたします。)および発電バランシンググループについて、1発電 量調整供給契約を結びます。

なお,低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で 事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設 備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に 関する契約を締結する設備(以下「調整電源」といいます。)に該当する発 電場所は、原則として1発電バランシンググループに属するものといたしま す。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに 発電バランシンググループを設定していただきます。

また、再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法〔以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。〕第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし、再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約〔以下「特定契約」といいます。〕により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。)の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は、次のとおりといたします。

- イ 附則4 (発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備])(5)または(6)に該当する場合で、インバランスリスク単価(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 [以下 [再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。]に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。)が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ(以下 「特例発電バランシンググループ」といいます。)に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。
- ロ 附則4 (発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネルギー 発電設備])(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点 に係る発電場所は、原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単

価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものと いたします。

- ハ 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にも とづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合,当 社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづ き指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー 発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定して いただきます。この場合,再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電 場所は、1発電量調整供給契約に属するものといたします。
- (5) 需要抑制量調整供給の場合,当社は,原則として,あらかじめ定めた需要場所(需要場所が複数ある場合は,同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。)および需要抑制バランシンググループについて,1需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお、低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備(以下「調整負荷」といいます。)に該当する需要場所は、1需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また、需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる30(電力および電力量の算定)(14)イまたは口が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17 契約書の作成

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との間で、原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に、託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

Ⅲ 料 金

18 料 金

料金は、次のとおりといたします。

- (1) 契約者に係る料金
 - イ 契約者に係る料金は、口によって算定された日程等別料金、23 (接続対象計画差対応電力)によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金 および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに25(給電指令時補給電力) (1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。
 - ロ 日程等別料金は、19 (接続送電サービス)によって算定された接続送電サービス料金、20 (臨時接続送電サービス)によって算定された臨時接続送電サービス料金および21 (予備送電サービス)によって算定された予備送電サービス料金 (以下「送電サービス料金」といいます。)のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)または(へ)に定める日が同一となるもの(この場合、当該同一となる日を以下「料金算定日」といいます。)を合計して算定(近接性評価割引を行なう場合は、近接性評価割引額を差し引いたものといたします。)いたします。

(イ) 検針日

- (ロ) 電灯定額接続送電サービス,電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス(以下「定額接続送電サービス」といいます。) の場合または30(電力および電力量の算定)(25)の場合は、その供給地点の属する検針区域の検針日
- (ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービス で応当日(その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。) にもとづき料金算定期間を定める場合は、応当日
- (二) 27 (検針日) (5) の場合は、実際に検針を行なった日
- (ホ) 契約者が供給地点を消滅させる場合は、消滅日(特別の事情があり、

その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。)

(へ) 30 (電力および電力量の算定) (29) の場合は、電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

ハ 近接性評価割引

(イ) 適 用

契約者が,近接性評価地域(別表2〔近接性評価地域および近接性評価割引額の算定〕(1)に定める地域といたします。)に立地する発電場所における発電設備(以下「近接性評価対象発電設備」といいます。)を維持し、および運用する発電契約者から、当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に適用いたします。

なお,契約者が,近接性評価対象発電設備を維持し,および運用する 発電契約者以外の事業者等を介して,近接性評価対象発電設備に係る電 気を調達する場合(再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき,契 約者が,指定した発電設備のうち近接性評価対象発電設備に係る電気を 調達するときを除きます。)は,当該電気には近接性評価割引を適用い たしません。

- (ロ) 近接性評価割引額の算定および割引の実施
 - a 近接性評価割引額は、別表2 (近接性評価地域および近接性評価割 引額の算定) にもとづき、特別の事情がある場合を除き、算定の対象 となる期間の翌々月1日に算定いたします。
 - b 当社は、近接性評価割引額の算定日が料金算定日となる日程等別料金(該当する日程等別料金がない場合は、料金算定日が近接性評価割引額の算定日の直後となる日程等別料金といたします。)において、当該日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上限として割引を行なうものといたします。

c 近接性評価割引額が割引の対象となる日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金, 臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上回る場合, その差額を近接性評価割引額として, 料金算定日がその直後となる日程等別料金において, b に準じて割引を行ないます。

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は、22(発電量調整受電計画差対応電力)によって 算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計 画差対応余剰電力料金ならびに25(給電指令時補給電力)(2)によって算 定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は,24 (需要抑制量調整受電計画差対応電力) によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要 抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19 接続送電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する 電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き,接続送電サービス 契約電力または接続送電サービス契約容量は,次によって供給地点ごとに定 めます。

- イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で、接続送電サービス 契約電力が500キロワット未満のとき。
- (イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値とい

たします。

- a 新たに接続送電サービスを使用される場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は、接続送電サービス契約電力の決定上、接続送電サービスによって受けた供給とみなします。
- b 需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といたします。
- c 需要場所における受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。)は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された

日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ロ) 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときの接続送電サービス契約容量(6キロボルトアンペア以上となるときに限ります。)は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値とし、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 低圧で供給する場合で、契約者が動力を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (二) (イ)の適用後1年に満たない場合は、(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また、(ロ)または(ハ)の適用後1年に満たない場合は、(イ)を適用いたしません。
- (ホ) 需要場所における主開閉器(低圧で供給する場合に限ります。),負荷

設備または受電設備を変更される場合は、50(契約の変更)に準じて、 あらかじめ申し出ていただきます。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を 基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお,新たに接続送電サービスを使用される場合等で,適当と認められるときは,使用開始の日から1年間に限り,段階的に接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。この場合には,あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。

- ハ イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について、最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は、接続送電サービス契約電力を口によってすみやかに定めることとし、それまでの間の接続送電サービス契約電力は、イ(イ)によって定めます。
- 二 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また、当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは、50(契約の変更)に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、この場合、当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。ただし、1供給地点につき2以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または1接続送電サービスにつき2以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は、接続送電サービスごとに算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、 交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額

を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、 別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) ニによって算定され た離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 電灯料金

i 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといた します。

10ワットまでの1灯につき	34円86銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	69円72銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	139円42銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	209円16銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	348円58銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	174円29銭

- ii ネオン管灯, けい光灯, 水銀灯等は, 管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) を算定し, その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- iii 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換 算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容 量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用い たします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の

入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月 につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	104円12銭
50ボルトアンペアをこえ	200 □ 24 €₽
100ボルトアンペアまでの1機器につき	208円24銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	104E104
50ボルトアンペアまでごとに	104円12銭

e その他

特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によって、(ロ) a(c)、(ハ) a または(二) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス(自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。)を適用することがあります。

(ロ) 電灯標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、 次のいずれにも該当するときに適用いたします。

- (a) (2) イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、(2) イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1需要場所において,動力標準接続送電サービス,動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は,接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計(この場合,1

キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が原則として 50キロワット未満であること。

(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a) および(c) に該当し、かつ、(b) の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2) イ(イ) により接続送電サービス契約電力を定める場合

1接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス 契約電力6キロワットまで	132円00銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力	44□1004₽
1キロワットにつき	44円00銭

ii (2) イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合

1接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス	104団50余
契約容量6キロボルトアンペアまで	104円50銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量	#400III.00
1キロボルトアンペアにつき	33円00銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

	1キロワット時につき	8円77銭
--	------------	-------

(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いた します。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび

200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2) イ(イ) により接続送電サービス契約電力を定める場合

1接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス 契約電力6キロワットまで	132円00銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力	4400UI
1キロワットにつき	44円00銭

ii (2) イ(ロ) により接続送電サービス契約容量を定める場合

1接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス	104団50往	
契約容量6キロボルトアンペアまで	104円50銭	
上記をこえる接続送電サービス契約容量	#400III.00	
1キロボルトアンペアにつき	33円00銭	

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算 定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	9 円52銭
------------	--------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	7円69銭
------------	-------

(二) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調

10円94銭

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも 該当するときに適用いたします。

- (a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満である こと。
- (b) 1需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が原則として50キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準

電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2) イ(イ) により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

462円00銭

ii (2) イ(ハ) により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

374円00銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

5 円95銭

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる 場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本 料金のみといたします。

d その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(へ) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2) イ(イ) により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

462円00銭

ii (2) イ(ハ) により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

374円00銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1 =	トロワ	リット	、時	につ	き
-----	-----	-----	----	----	---

6円45銭

ii 夜間時間

٦.	+ 17	17			17 /	ヘエ
- 1	4 4	٠,	/	卜時	1/1	ノコ

5円24銭

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる 場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本 料金のみといたします。

d その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用すること

はできません。

(ト) 動力従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき

13円53銭

dその他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ 高圧で供給する場合

(イ) 高圧標準接続送電サービス

a 適用範囲

接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし、特別の事情がある場合で、契約者の希望があるときは、接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。また、(2) ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補

修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足 電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該 供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

517円00銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

2円59銭

(ロ) 高圧時間帯別接続送電サービス

- a 適用範囲
 - (イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いた します。
- b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電

力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)たものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。また、(2) ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

517円00銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算

定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	2円91銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	2円18銭

(ハ) 高圧従量接続送電サービス

- a 適用範囲
 - (イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。
- b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	11円06銭
------------	--------

ハ 特別高圧で供給する場合

(イ) 特別高圧標準接続送電サービス

a 適用範囲

接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力	海淮季圧 20.000ギル よ	
10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト	
接続送電サービス契約電力	海淮季圧 60,000ギル よ	
10,000キロワット以上30,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト	
接続送電サービス契約電力	標準電圧100,000ボルト	
30,000キロワット以上		

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)たものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。また、(2) ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

341円00銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

93銭

(ロ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いた します。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力	標準電圧 20,000ボルト	
10,000キロワット未満		
接続送電サービス契約電力	標準電圧 60,000ボルト	
10,000キロワット以上30,000キロワット未満		
接続送電サービス契約電力	海米電圧100,000ギル 1	
30,000キロワット以上	標準電圧100,000ボルト	

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。また、(2) ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地

点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

341円00銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算 定いたします。

i 昼間時間

1キロワ	ツ	ト時につき
------	---	-------

99銭

ii 夜間時間

$1^{\frac{3}{2}}$	キロ	ワ	ツ	ト時につ	き
-------------------	----	---	---	------	---

83銭

(ハ) 特別高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

- (イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。
- b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サー

ビス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力	無米景区 20.000ギェ リ	
10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト	
接続送電サービス契約電力	無海軍 C0 000 ギャル	
10,000キロワット以上30,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト	
接続送電サービス契約電力	標準電圧100,000ボルト	
30,000キロワット以上		

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。ただし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき 6円51銭

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次のと おりといたします。

(イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表6(平均力率の算定)によるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントと みなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金((2) ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金((2) ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割増しいたします。

ホその他

- (イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、 その端数は、切り捨てます。
- (ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス,動力時間帯別接続送電サービス,高 圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス (以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。)の適用後1年に満た ない場合は、電灯標準接続送電サービス,動力標準接続送電サービス, 高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス(以 下「標準接続送電サービス」といいます。)または電灯従量接続送電サー ビス,動力従量接続送電サービス,高圧従量接続送電サービスもしくは 特別高圧従量接続送電サービス(以下「従量接続送電サービス」といい ます。)を適用いたしません。また、従量接続送電サービスの適用後1 年に満たない場合は、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電

サービスを適用いたしません。

- (ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続 送電サービスに変更された後1年に満たない場合は,時間帯別接続送電 サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。
- (二) (2) ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において,需要者の発電設備の検査,補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は,使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし,事故その他やむをえない場合は,使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
- (ホ) 当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約 者から提出していただきます。
- (4) 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間へ

の負荷移行を行なった結果, 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し, かつ, 契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け, 契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は, (3) によって算定された金額から, イによって算定された金額(以下「ピークシフト割引額」といいます。) を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。)のピークシフト割引額は、半額といたします。

ピークシフト割引額=次に定める割引単価×ロのピークシフト電力

ピークシフト電力	高圧で供給する場合	438円90銭
1キロワットにつき	特別高圧で供給する場合	289円30銭

ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかに なった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

20 臨時接続送電サービス

(1) 適用範囲

契約使用期間が1年未満の場合において、小売電気事業、特定送配電事業 または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし、 毎年、一定期間を限り、反復利用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、臨時接続送電

サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は、次によって供給地点ごとに定めます。

イ 低圧で供給する場合

- (イ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合 次により、臨時接続送電サービス契約容量を定めます。
 - a 臨時接続送電サービス契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表7(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

b 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量(6キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。)を定めることを希望される場合には,臨時接続送電サービス契約容量は,aにかかわらず,契約主開閉器の定格電流にもとづき,別表3(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合,契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

c 特別の事情がある場合には、臨時接続送電サービス契約容量は、a にかかわらず、契約者と当社との協議によって定めた値とすることがあります。

- (ロ) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合 次により、臨時接続送電サービス契約電力を定めます。
 - a 臨時接続送電サービス契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できる遮断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表3(契約電力および契約容量の算定方法)に準じて算定いたします。

(a) 契約負荷設備のうち

見士の1カ	最初の2台の入力につき	100パーセント
最大の入力	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a) によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約電力は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。こ

の場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

ロ 高圧または特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービス契約電力は、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議により供給地点ごとに定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および臨時接続 送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は,契約負荷設備の総容量(入力といた します。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごと に別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)によって1日につき次によって算定された金額といたします。ただし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3 円09銭	
総容量が50ボルトアンペアをこえ	C III 10A+	
100ボルトアンペアまでの場合	6 円18銭	
総容量が100ボルトアンペアをこえ		
500ボルトアンペアまでの場合	6 円18銭	
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	C1 □101 A±	
1キロボルトアンペアまでの場合	61円81銭	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ		
3キロボルトアンペアまでの場合	61円81銭	
1キロボルトアンペアまでごとに		

(ロ) 電灯臨時接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は、臨時接続送電

サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

- (b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。
- b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき19 (接続送電サービス) (3) イ (ロ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

9円65銭

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は、臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき

88円44銭

d その他

当社が適当と認める場合には、動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(二) 動力臨時接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ、50キロワット未満であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1) イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1) イによって算定された離島エニバーサルサービス調整)(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき19 (接続送電サービス) (3) イ (ホ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

7円14銭

ロ 高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2.000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19(接続送電サービス)(3)口(イ)c(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料

金は、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	3円10銭
	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i

ハ 特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、特別高圧臨時接続送電サービスといた します。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は,交流3相3線式とし,供給電圧は,臨時接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力	標準電圧 20,000ボルト	
10,000キロワット未満		
臨時接続送電サービス契約電力	標準電圧 60,000ボルト	
10,000キロワット以上30,000キロワット未満		
臨時接続送電サービス契約電力	標準電圧100,000ボルト	
30,000キロワット以上		

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42.600円を下回る場合は、別表5(離島

ユニバーサルサービス調整)(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5 (離島ユニバーサルサービス調整)(1) イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表5 (離島ユニバーサルサービス調整)(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19(接続送電サービス)(3)ハ(イ) c(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

1円11銭

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、19(接続送電サービス)(3) ニに準じて適用いたします。

ホその他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は,1円とし, その端数は、切り捨てます。

(4) その他

- イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、19 (接続送電サービス)に準ずるものといたします。ただし、19 (接続送電サービス)(4)は、適用いたしません。

21 予備送電サービス

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で、19 (接続送電サービス) を利用される契約者または発電契約者が受電地点または供給地点ごとに予備 電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ 予備送電サービスA

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ 予備送電サービスB

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から 常時利用と異なった電圧(高圧および特別高圧に限ります。)で利用する 場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値、供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし、受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし、契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で、契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は、発電場所における発電設備の出力および負荷の実情ならびに需要場所における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、契約者または発電契約者と当社との協議により、受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点ごとに、予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

なお、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、19(接続送電サービス)によって使用した電気の電力量とみなします。

また,特別高圧で常時利用される供給地点で,高圧で予備送電サービスを利用される場合には,予備送電サービスの供給電圧は,常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合,予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は,予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上,常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ 予備送電サービスA

予備送電サービス	高圧で供給する場合	77円00銭
契約電力1キロワット につき	特別高圧で供給する場合	61円60銭

ロ 予備送電サービスB

予備送電サービス	高圧で供給する場合	148円50銭
契約電力1キロワット につき	特別高圧で供給する場合	90円20銭

(4) 力率割引および割増し

カ率割引および割増しはいたしません。ただし、19 (接続送電サービス) (3) ニの力率割引および割増しの適用上、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、原則として19 (接続送電サービス) によって使用した電気の電力量とみなします。

(5) その他

イ 予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、そ の端数は、切り捨てます。

- ロ 受電地点の予備送電サービスは、他の発電量調整供給契約等と共用することができます。
- ハ 契約者または発電契約者が希望される場合は、受電地点または供給地点 ごとに予備送電サービスAと予備送電サービスBとをあわせて利用するこ とができます。
- ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、接続供給の場合は19 (接続送電サービス) に準ずるものといたします。

22 発電量調整受電計画差対応電力

(1) 適 用

発電バランシンググループにおいて、38(給電指令の実施等)(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

- (2) 発電量調整受電計画差対応電力
 - イ 発電量調整受電計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(口) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は,30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。)第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

口 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(口) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は,30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は, 託送供給等約款料金 算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消 費税等相当額を加えた金額とし, 当社が30分ごとに設定するものといた します。

23 接続対象計画差対応電力

(1) 適 用

38(給電指令の実施等)(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ 接続対象計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(口) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

口 接続対象計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(口) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規

則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

24 需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1) 適 用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整 受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電 気に適用いたします。

(口) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は,30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は, 託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし, 当社が30分ごとに設定するものといたします。

口 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整 受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入す る電気に適用いたします。

(口) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は,30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

25 給電指令時補給電力

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

38(給電指令の実施等)(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

口 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量に二の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、30(電力および電力量の算定) (20)により30分ごとに算定された値といたします。

二 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条に もとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加え た金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

38(給電指令の実施等)(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

口 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量に二の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、30(電力および電力量の算定) (18) により30分ごとに算定された値といたします。

二 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

26 料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し、需要抑制量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

27 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものと される日といたします。

(1) 検針は、受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日 (当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定 の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して 定めます。)に、各月ごとに行ないます。

なお、高圧で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき、 高圧で供給する場合で19(接続送電サービス)(2) ロによって契約電力を 定めるとき、または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は、当社 が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月 1日といたします。ただし、受電地点または供給地点が同一の発電場所また は需要場所にある場合は、契約者または発電契約者と当社との協議によって、 受電地点における検針日と供給地点における検針日を同一の日とすることが あります。

- (2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1) にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1) にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめ契約者 または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から、その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3) の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした 日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4) イの場合で、検針を行なわなかったときは、契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4) 口の場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

28 料金の算定期間

(1) 送電サービス料金の算定期間は、次によります。

イ 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」と

いいます。)といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、 または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新 たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日か ら消滅日の前日までの期間といたします。

- ロ 当社があらかじめ契約者に電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせした場合は、イにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
- ハ 定額接続送電サービスの料金または30(電力および電力量の算定)(25) の場合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
- (2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金,発電量調整受電計画差対応余剰電力料金,接続対象計画差対応補給電力料金,接続対象計画差対応余剰電力料金,需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金,需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は,毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし,接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し,または接続供給契約,発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は,開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。

29 計 量

(1) 当社は、発電量調整受電電力量は、原則として、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、接続供給電力量および最大需要電力等は、原則として、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

また、受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を原則として37(託送供給等の実施)によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし、発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により、発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で、当社が適当と認めるときは、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合、仕訳に必要となる発電設備ごとの電力量は、契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお、30分ごとに、受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は、30(電力および電力量の算定)の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

- (2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者にお知らせいたします。
- (3) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。

30 電力および電力量の算定

(1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された

電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

(2) 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

- イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合, 受電地点ご とに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。
- ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合,30分ごとに,受電地点で計量された電力量(受電地点が複数ある場合はその合計といたします。)といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は,(4)の発電量調整受電計画電力量の値を2 倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。

- イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合,受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で,発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし,別表11(発電計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は,別表8(発電量調整受電計画電力量,接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(1)のとおりといたします。
- ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合, 受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点が複数ある場合はその合計といたします。)で, 発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし, 別表11(発電計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しな

い等の場合は、別表8(発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量 および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(1)のとおりと いたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、(6)の接続受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

接続受電電力量は、30分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。

(7) 接続供給電力

接続供給電力は、(8)の接続供給電力量の値を2倍した値とし、供給地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

(8) 接続供給電力量

接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間(ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

なお、時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間(ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。ただし、19(接続送電サービス)(3)イ(ハ)および(へ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の接続供給電力量は、その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値とい

たします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は、(10)の接続対象電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、イまたは口によって算定された値(供給地点が複数ある場合はその合計といたします。)といたします。

イ 需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは、次の式により算定された値といたします。

接続供給電力量× 1 1-損失率(31〔損失率〕に定める損失率といたします。)

- ロ 需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画 電力量が零をこえる場合は、あらかじめ定めた(イ)または(ロ)により 算定された値といたします。
- (イ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電 計画差対応余剰電力量の算定方法として,(14)イを適用している場合は, 次のaまたはbによって算定された値
 - a 1ベースラインに係る需要場所を単一とする場合
 - (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失 率で修正した値が、ベースラインを上回るとき。

- 需要抑制量調整受電計画電力量
- (b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失 率で修正した値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回

り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失 率で修正した値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力 量を差し引いた値を下回るとき。

接続供給電力量× 1-損失率(31〔損失率〕に定める損失率といたします。)

- b 1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合
- (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失 率で修正した値の合計値が、ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

- 需要抑制量調整受電計画電力量
- (b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失 率で修正した値の合計値が、ベースラインから需要抑制量調整受電 計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d) (a) および(c) にいう(d) によって算定された値とは,次の式により算定された値といたします。

接続供給電力量× 1-損失率(31 [損失率] に定める損失率といたします。)

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電 計画差対応余剰電力量の算定方法として,(14)口を適用している場合は, 次の式によって算定された値

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(11) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、(12)の接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(12) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値(供給地点が複数ある場合はその合計といたします。)で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表10(需要計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画(調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。)が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表8(発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(2)のとおりといたします。

(13) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は, (14) の需要抑制量調整受電電力量の値を 2 倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(14) 需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する30分ご との電力量で、需要場所ごとに、あらかじめ定めたイまたは口によって算定 された値といたします。

イ 需要抑制量調整受電計画電力量を上限として,需要抑制量調整受電計画 差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定 する場合は、次の式によって算定された値 (イ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で 修正した値(1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該 需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正し た値の合計値といたします。)が、ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量=零

(ロ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値(1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。)が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整受電電力量=

(ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値(1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。)が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量=需要抑制量調整受電計画電力量

ロ イ以外の場合は、次の式によって算定された値(1ベースラインに係る 需要場所を複数とする場合、ベースラインから差し引く値は、当該需要場 所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合 計値といたします。) 需要抑制量調整受電電力量=

ただし、上式の値が負となる場合、需要抑制量調整受電電力量は零とい たします。

(15) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は, (16) の需要抑制量調整受電計画電力量 の値を 2 倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(16) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また、別表12(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表8(発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(3)のとおりといたします。

(17) ベースライン

ベースラインは、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所ごと(15〔供給および契約の単位〕(1)イまたは口の場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。)に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし、需要抑制契約者が1ベースラ

インに係る需要場所を複数とする場合は、当該複数の需要場所に対して1 ベースラインといたします。

(18) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バランシンググループごと にイまたは口によって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合で,(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに,30分ごとに,次の式により算定された値といたします。ただし,発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上,調整電源の故障等が発生した場合を除き,(2)イにかかわらず,その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電計画電力量を

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量 - 発電量調整受電電力量

2 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合で、(2) 口により計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4) 口により通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(2) 口にかかわらず、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

- = 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電電力量
- (19) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バランシンググループごと にイまたは口によって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合で,(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに,30分ごとに,次の式により算定された値といたします。ただし,発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上,調整電源の故障等が発生した場合を除き,(2)イにかかわらず,その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電計画電力量を

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

- = 発電量調整受電電力量 発電量調整受電計画電力量
- 口 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合で,(2) 口により計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)口により通 知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに,30 分ごとに,次の式により算定された値といたします。ただし,当社が指定 する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に 関する契約を締結する設備に対して給電指令時補給を行なった場合は,発 電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上,(2)口にかかわらず,当 該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点におけ る30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合,当該発電設 備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定 上,当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されている とみなし,その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は,(18)口 によるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

= 発電量調整受電電力量 - 発電量調整受電計画電力量

(20) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(8)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

=接続対象電力量-接続対象計画電力量

(21) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(8)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

=接続対象計画電力量-接続対象電力量

(22) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は,30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電

力量を下回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14) イまたはロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

=需要抑制量調整受電計画電力量 - 需要抑制量調整受電電力量 ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14) 口を適用している場合で、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が 零となるときの上式は、次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

=需要抑制量調整受電計画電力量

(23) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は,30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に,需要抑制バランシンググループごとに,30分ごとに,次の式により算定された値の合計といたします。ただし,需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上,調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は,(14)口にかかわらず,当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が,ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差

— 97 —

し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

- =需要抑制量調整受電電力量-需要抑制量調整受電計画電力量
- (24) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表9(電力量の協定)を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量といたします。
- (25) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き,技術上,経済上やむを えない場合等特別の事情がある場合で,計量器を取り付けないときの電力量 または最大需要電力等は,別表9(電力量の協定)を基準として,あらかじ め契約者と当社との協議によって定めます。この場合,協議により定めた値 を,供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。
- (26) 27 (検針日)(2) または(4) の場合で、検針を行なわなかったときの電力量または最大需要電力等は、別表9(電力量の協定)を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。
- (27) 15 (供給および契約の単位) (1) において、1需要場所または1発電場所につき、複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で、特別の事情があるときは、その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は、計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。
- (28) その他,電力量の算定を行なうために必要な事項については,あらかじめ契約者,発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。
- (29) 計量器の故障等により電力量または最大需要電力等を正しく計量できない場合には、電力量または最大需要電力等は、別表9(電力量の協定)を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場

合,協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。ただし、その1月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表9(電力量の協定)(3)を基準として定め、定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

31 損 失 率

この約款で用いる損失率は、次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	8.0パーセント
高圧で供給する場合	4.8パーセント
特別高圧で供給する場合	2.5パーセント

32 料金の算定

- (1) 送電サービス料金, 発電量調整受電計画差対応補給電力料金, 発電量調整 受電計画差対応余剰電力料金, 接続対象計画差対応補給電力料金, 接続対象 計画差対応余剰電力料金, 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金, 需 要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金 は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 接続供給,発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し,また は接続供給契約,発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が 消滅した場合
 - ロ 契約者が供給地点を新たに設定し、供給地点への接続供給を再開し、もしくは停止し、または供給地点を消滅させる場合
 - ハ 接続送電サービスの種別, 臨時接続送電サービスの種別, 予備送電サービスの種別, 接続送電サービス契約電力, 接続送電サービス契約容量, 臨

時接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電力,予備送電サービス契約電力,ピークシフト電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

- 二 28 (料金の算定期間) (1) イの場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- ホ 28 (料金の算定期間) (1) ロの場合で計量期間の日数がその計量期間 の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上 回り、または下回るとき。
- (2) 当社は、(1) ロ,ハ,ニまたはホの場合は、基本料金、定額接続送電サービスの料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の式により日割計算をいたします。

イ 基本料金, 定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を 日割りする場合

1月の該当料金× 日割計算対象日数 検針期間の日数

ただし、(1) ニまたはホに該当する場合は、

1月の該当料金× 日割計算対象日数 暦日数

といたします。

ロ ピークシフト割引額を日割りする場合

1月の該当割引額× 日割計算対象日数 検針期間の日数

ただし、(1) ニまたはホに該当する場合は、

1月の該当割引額× 日割計算対象日数 暦日数

といたします。

- (3) (1) 口の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。また、(1) ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (4) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の (2) イおよび口にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
 - イ 供給地点を新たに設定した場合

供給地点を新たに設定した日の直前のその供給地点の属する検針区域の 検針日から、その供給地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日 数といたします。

ロ 供給地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日として契約者にあらか じめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (5) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または30(電力および電力量の 算定)(25)の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点 を消滅させるときの(2)イおよび口にいう検針期間の日数は、(4)に準 ずるものといたします。この場合、(4)にいう検針日は、その供給地点の 属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日として契約者にあらかじ めお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針 日といたします。
- (6) 28 (料金の算定期間)(1)口の場合は,(2)イおよび口にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよび口にいう検針期間の日数は,(4)に準ずるものといたします。この場合,(4)にいう検針目は、計量日といたします。
- (7) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の (2) イおよび口にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点を新たに設定した場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日(その供給地点を新たに設定した日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

ロ 供給地点を消滅させる場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

- (8) 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。
 - イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の 力率にもとづいて、(2) イにより日割計算をいたします。
 - ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、 変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。
- (9) 供給地点への接続供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は, (2) イおよび口の日割計算対象日数は,停止期間中の日数といたします。 この場合,停止期間中の日数には,接続供給を停止した日を含み,接続供給 を再開した日は含みません。また,停止日に接続供給を再開する場合は,そ の日は停止期間中の日数には含みません。

33 支払義務の発生および支払期日

- (1) 日程等別料金の支払義務は、18(料金)(1)口に定める料金算定日に発生いたします。
- (2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金,発電量調整受電計画差対応余剰電力料金,接続対象計画差対応補給電力料金,接続対象計画差対応余剰電力料金,需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金,需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金の支払義務は、特別の可能対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は、特別の

事情がある場合を除き、料金の算定期間の翌々月の第5営業日(営業日は当社が定めます。)に発生いたします。ただし、27(検針日)(5)の場合で、料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に実際に検針を行なった場合、30(電力および電力量の算定)(29)の場合で、料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。

- (3) (1)の日程等別料金または(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金,接続対象計画差対応補給電力料金,需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は,次の場合を除き,支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日(以下「支払期日」といいます。)までに支払っていただきます。ただし,支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。
 - イ 54 (解約等) (1) により解約となった場合
 - ロ 契約者,発電契約者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ハ 契約者, 発電契約者または需要抑制契約者が破産手続き開始, 再生手続き開始, 更生手続き開始, 特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ニ 契約者, 発電契約者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実 行としての競売の申立てを受けた場合
 - ホ 契約者, 発電契約者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受け た場合
 - へ その他の理由で契約者, 発電契約者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め, その旨を当社が契約者, 発電契約者または需要抑制契約者に通知した場合
- (4) 契約者,発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれ

かに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

- イ 契約者,発電契約者または需要抑制契約者が(3) イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で,かつ,当社への支払いがなされていない料金(支払期日を超過していない料金に限ります。) については,契約者,発電契約者または需要抑制契約者が(3) イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし,契約者,発電契約者または需要抑制契約者が(3) イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には,支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。
- ロ 契約者,発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。
- (5) 当社は,(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金,接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を,支払期日までにお支払いいたします。ただし,支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

34 料金その他の支払方法

- (1) 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。
 - イ 契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指 定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきま す。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者

がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算 して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に 対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たり の割合といたします。)の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる 料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支 払っていただきます。

- ニ 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (2) 発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。
 - イ 発電契約者の料金については毎月、工事費負担金その他についてはその つど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から 支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

- ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、発電契 約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算 して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に 対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たり の割合といたします。)の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象と なる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約 者から支払っていただきます。

- ニ 発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (3) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 需要抑制契約者の料金については毎月,当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、需要抑制契約者の負担といたします。

- ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算 して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に 対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たり の割合といたします。)の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお,消費税等相当額の単位は,1円とし,その端数は,切り捨てます。 また,延滞利息は,原則として,需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

- ニ 需要抑制契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (4) 当社の料金の支払方法は、次によります。
 - イ 当社の料金については毎月,契約者,発電契約者または需要抑制契約者 が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。 なお,支払いにともなう費用は,当社で負担いたします。
 - ロ 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。
 - ハ 当社が料金を支払期日までに支払わない場合,当社は,支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで,料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して,年10パーセント(閏年の日を含む期間についても,365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者,発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお,消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また,延滞利息は,原則として,当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

35 保証金

- (1) 契約者の場合は、次によります。
 - イ 当社は、料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力等を増加される契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
 - ハ 当社は、接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合 には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。
 - ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
 - ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。
- (2) 発電契約者の場合は、次によります。
 - イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電契約者、または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
 - ハ 当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。
 - ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

- ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に 充当した場合は、その残額をお返しいたします。
- (3) 需要抑制契約者の場合は、次によります。
 - イ 当社は、料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者、または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から、需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
 - ハ 当社は、需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が 生じた場合には、保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあり ます。
 - ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
 - ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約 が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払 額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

36 連帯責任

1接続供給契約において契約者が複数となる場合,接続対象計画差対応補給電力料金,給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項(接続送電サービス料金,臨時接続送電サービス料金,予備送電サービス料金,契約超過金,違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。)については、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

V 供給

37 託送供給等の実施

- (1) 接続供給の場合
 - イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。
 - (イ) 契約者は、別表10(需要計画・調達計画・販売計画)に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。
 - (ロ) 契約者は、別表10 (需要計画・調達計画・販売計画) に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画 (調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。) が30分ごとに別表10 (需要計画・調達計画・販売計画) に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。
 - ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、需要計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
 - ハ 原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10(需要計画・調達計画・販売計画)のとおりといたします。
 - 二 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画 を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じ て、当社に通知していただきます。
 - ホ 契約者が口または二で通知した計画を変更する必要が生じた場合には、 すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知し ていただきます。

- へ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から 通知された計画の調整を行なうことがあります。
- ト 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で供給する場合を除き、 契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約 者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、38(給電指令の実施等)および74(保安等に対する発電者および需要者の協力)(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、需要者と別途申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

- イ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- ロ 契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- ハ 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者に給電指令を行なう ことがあります。この場合、契約者は当社の給電指令にしたがっていただ きます。

(3) 発電量調整供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。

- (イ) 発電契約者は、別表11(発電計画・調達計画・販売計画)に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。
- (ロ) 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表11(発電計画・調達計画・販売計画)に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。
- ロ 発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画お

よび販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当 社に通知していただきます。この場合、当社は、発電契約者が通知した発 電計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみや かに適正なものに修正していただきます。

- ハ 原則として,発電計画,調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表11(発電計画・調達計画・販売計画)のとおりといたします。
- 二 発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の 計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を 通じて、当社に通知していただきます。
- ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
- へ 発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、原則として、口の発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
- ト 発電契約者が口もしくは二で通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
 - なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について 当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表11 (発電計画・調達計画・販売計画) に定める当日計画を変更するときに限り、 発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あ らかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申 合書を作成いたします。
- チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電する場合を除き、 発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、

発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、38(給電指令の実施等)および74(保安等に対する発電者および需要者の協力)(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者と別途申合書を作成いたします。

- (4) 需要抑制量調整供給の場合
 - イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。
 - (イ) 需要抑制契約者は、別表12 (需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン) に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。
 - (ロ) 需要抑制契約者は、需要抑制量調整受電電力量を、30分ごとに別表12 (需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。
 - 口 需要抑制契約者は、需要抑制量調整供給の実施に先だち、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、需要抑制契約者が通知した需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
 - ハ 原則として、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインの 通知の期限および通知の内容は別表12(需要抑制計画・調達計画・販売計 画・ベースライン)のとおりといたします。
 - ニ 需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
 - ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、需要抑制契約者から通知され た計画の調整を行なうことがあります。
 - へ 需要抑制契約者は、需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量

調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は、需要者と協議のうえ、ロの需要抑制計画の通知にあわせて、需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト 需要抑制契約者が口もしくは二で通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

38 給電指令の実施等

- (1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、37(託送供給等の実施)(3) ホにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。
- (2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。
 - イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずる おそれがある場合
 - ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検,修繕,変更その他の工事上 やむをえない場合
 - ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合
 - 二 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。
 - ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) 当社は、低圧で受電または供給する場合で、(2) イ、ロまたはホのときには、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお、この場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

- (4) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合(会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。)は、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。
- (5) 当社は、発電量調整供給において、(2) イ、ロまたはホの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合(当該発電設備に故障等が生じたときを除きます。)は適用いたしません。
- (6) 当社は、発電量調整供給において、(2) ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、当該発電の制限または中止の解除までの間、

これにより生じた小売電気事業,特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし,発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合(当該発電設備に故障等が生じたときを除きます。)は適用いたしません。

(7) 当社は, (2) イ, ロ, ハ, ホまたは(3) によって, 需要者の電気の使用を制限し, または中止した場合には, 次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし, その原因が契約者, 発電契約者, 発電者または需要者の責めとなる理由による場合は, その部分については割引いたしません。

イ 低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契 約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満とな るとき。

(イ) 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電 灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスにつ いては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点 の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金(力率割引 または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたしま す。)といたします。ただし、32(料金の算定)(1) イ、ロ、ハ、ニま たはホの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定さ れる1月の金額といたします。

(口) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を 1日として計算いたします。 ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、32(料金の算定)(1)イ、ロ、ハ、ニまたはホの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(口) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計い たします。

(算 式)

a 接続供給電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

D = 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力

d = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b 接続供給電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量

B = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間について は、 a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいもの によります。

- (8) (7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。なお、契約者と当社との協議が整った場合は、需要者に3日前までにお知らせしたことをもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。
- (9) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合には、(7) および(8) に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

39 適正契約の保持等

- (1) 当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態、発電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (2) 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合には、その契約 受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (3) 当社は、30(電力および電力量の算定)(20)もしくは(21)によって算 定された値が著しく大きい場合、30(電力および電力量の算定)(18) イも

しくは(19)イによって算定された値が著しく大きい場合,30(電力および電力量の算定)(18)口もしくは(19)口によって算定された値が著しく大きい場合(いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。),30(電力および電力量の算定)(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合または30(電力および電力量の算定)(17)のベースラインが著しく不適当と認められる場合等,契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合,発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には、使用状態、発電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

40 契約超過金

(1) 契約者が接続送電サービス契約電力,臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたもの(ただし、予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。)の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力等から接続 送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サー ビス契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が料金算定日となる日程等別料金(該当する日程等別料金がない場合は、料金算定日が直後の日程等別料金といたします。)の支払期日までに、原則として、その

日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

41 力率の保持

(1) 低圧で供給する場合

- イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、電灯従量接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上、その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。
- ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り 付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気 機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、 軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお,進相用コンデンサは、別表13(進相用コンデンサ取付容量基準) を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上 に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願い することおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくこと があります。

なお,この場合の当該供給地点の1月の力率は,必要に応じて契約者と 当社との協議によって定めます。

42 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の 供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の 設計.施工(取付けおよび取外しを含みます。). 改修または検査
- (2) 74(保安等に対する発電者および需要者の協力)によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者もしくは需要者の電気機器の 試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしく は検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 44(託送供給等の停止), 52(契約の廃止) または54(解約等) により必要な処置
- (6) その他この約款によって、接続供給契約、振替供給契約および発電量調整 供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物 にかかわる保安の確認に必要な業務

43 託送供給等にともなう協力

(1) 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないま

す。)には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) 発電者または需要者が発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1) に準じて取り扱います。

なお,この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系 サービス要綱によります。

44 託送供給等の停止

- (1) 契約者,発電契約者,発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には,当社は,当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。
 - イ 契約者, 発電契約者, 発電者または需要者の責めとなる理由により生じ た保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 61 (引込線の接続) に反して、当社の供給設備と発電者の電気設備また は需要者の電気設備との接続を行なった場合
- (2) 契約者,発電契約者,発電者または需要者が次のいずれかに該当し,当社が契約者または発電契約者にその旨を警告しても改めない場合には,当社は,

当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

- イ 契約者,発電契約者,発電者または需要者の責めとなる理由により保安 上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用,または電気を 使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- 二 動力標準接続送電サービス,動力時間帯別接続送電サービス,動力従量接続送電サービス,動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。
- ホ 42 (発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施) に反して, 当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- へ 43(託送供給等にともなう協力)によって必要となる措置を講じられない場合
- (3) 契約者または発電契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者または発電契約者にその改善を求めた場合で、39(適正契約の保持等)に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電状態への修正に応じていただけないときには、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。
 - イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合
 - ロ 臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合
 - ハ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合
 - ニ 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合
 - ホ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合(19[接続送電サービス](3)イ(二)に定める電灯従量接続送電サービス,19[接続送電サービス](3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス,19 [接

続送電サービス〕(3) ロ(ハ) に定める高圧従量接続送電サービスまたは19 [接続送電サービス](3) ハ(ハ) に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。)

- (4) 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていた だきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により 発電者または需要者にお知らせすることがあります。

45 託送供給等の停止の解除

44(託送供給等の停止)によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で、契約者、発電契約者、発電者および需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

46 託送供給の停止期間中の料金

44(託送供給等の停止)によって接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を32(料金の算定)により日割計算をして、料金を算定いたします。

47 違 約 金

(1) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、その

ために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として接続供給契約については契約者から、発電量調整供給契約については発電契約者から申し受けます。

イ 1 (適用) に定める用途以外の用途に電気を使用された場合 ロ 44 (託送供給等の停止) (2) ロ. ハまたは二の場合

- (2) (1) の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

48 損害賠償の免責

- (1) 11 (託送供給等の開始)(2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合,38 (給電指令の実施等)によって発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、または発電者の発電設備に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 44(託送供給等の停止)によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止 した場合または54(解約等)によって接続供給契約,振替供給契約,発電量 調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には,当社は, 契約者,発電契約者,需要抑制契約者,発電者または需要者の受けた損害に ついて賠償の責めを負いません。
- (3) 44(託送供給等の停止)によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または54(解約等)によって契約者もしくは発電契約者が54(解約等)(1)口に該当する旨を文

書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には,当社は,契約者, 発電契約者,需要抑制契約者,発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

49 設備の賠償

契約者,発電契約者,発電者または需要者が故意または過失によって,発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物,電気機器その他の設備を損傷し,または亡失した場合は,その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に、発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合 修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

50 契約の変更

- (1) 接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生ずる場合は、II (契約の申込み)に定める新たに接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。
- (2) 契約電力等の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は、次のとおりといたします。
 - イ 契約者は、あらかじめ契約電力等の減少希望日を定めて、当社に申し出 ていただきます。この場合、当社は、原則として、契約者が申し出た契約 電力等の減少希望日に契約電力等を減少させるための適当な処置を行ない ます。
 - ロ 契約電力等は、次の場合を除き、契約者が当社に申し出た減少希望日に 減少いたします。
 - (イ) 当社が契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は、申 出を受けた日に契約電力等が減少したものといたします。
 - (ロ) 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により 契約電力等を減少させるための処置ができない場合は、契約電力等を減 少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。
- (3) 低圧で供給する場合で、需要者が小売電気事業者の変更を希望され、契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は、次のとおりといたします。
 - イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は、あらかじめ当該需要者に 係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて、当社に申し出ていただ

きます。ただし、廃止申込みが口の開始申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前(記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。)までに行なわれなかったときには、当社は、当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また、廃止日は、当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

- 口 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし、開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前(記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。)までに行なわれなかったときには、当社は、当該開始申込みの承諾を取り消します。
- ハ イおよび口における営業日は、当社が定めるものとし、契約者にお知らせいたします。
- (4) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお,この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終 了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、ま たは消滅するものといたします。

51 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者、発電契約者または需要抑制契約者が、それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者、発電契約者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、新たな契約者または発電契約者が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約または当該発電量調整供給契約を希望される場合は、8(契約の要件)(1) チに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り、名義変更の手続きによることができます。

52 契約の廃止

(1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合, 発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合または需要抑制 契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は, 契約者, 発電契約者または需要抑制契約者は, あらかじめその廃止期日を定めて, 当社に通知していただきます。この場合, 当社は, 原則として, 契約者または発電契約者から通知された廃止期日に, 当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において, 託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていた だきます。

- (2) 接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量調整 供給契約は,54(解約等)および次の場合を除き,契約者,発電契約者また は需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社が契約者,発電契約者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は,通知を受けた日に接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約は、託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (3) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお,この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終 了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、ま たは消滅するものといたします。

53 供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および 工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および 工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。

なお, この場合は, 受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。

イ 接続供給の場合

(イ) 低圧で供給する場合

契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、71(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b 契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用

し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、71(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお,この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

- c 当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は, a および b にかかわらず精算いたしません。
- d 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費 の精算は、a, bおよび c に準ずるものといたします。
- (ロ) 高圧または特別高圧で供給する場合
 - a 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、71(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、71(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお,この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(ハ) 19 (接続送電サービス) (2) イ (イ) によって接続送電サービス契 約電力を定める契約者(19[接続送電サービス](2)ニで需要者の発 電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕によ り生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分につ いて、19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を 含みます。)が、需要場所における受電設備等を新たに設定し、または 需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降1年に満たな いで接続送電サービス契約電力を消滅させ、または19(接続送電サービ ス)(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少しようと される場合は、(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合、 (イ) または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定する とは、需要場所における受電設備等を新たに設定することとし、接続送 電サービス契約電力を増加するとは、需要場所における受電設備の総容 量等を増加することとし、接続送電サービス契約電力を減少するとは、 19 (接続送電サービス)(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約 電力を減少することといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

- (イ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに 設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、 新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去 後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
- (ロ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
- (2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1) にかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降 に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に (1) に準じて精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1) にかかわらず精算いたしません。

54 解 約 等

(1) 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨を文書により契約者、発電契約者または需要 抑制契約者にお知らせいたします。

また、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が口に該当する場合は、 その旨を文書等により発電者、需要者または需要者と電力需給に関する契約 等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

- イ 44(託送供給等の停止)によって託送供給または発電量調整供給を停止 された契約者,発電契約者,発電者または需要者が当社の定めた期日まで にその理由となった事実を解消されない場合
- ロ 契約者, 発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合
- (イ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- (ロ) 他の接続供給契約(既に消滅しているものを含みます。), 発電量調整 供給契約(既に消滅しているものを含みます。) または需要抑制量調整 供給契約(既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期日を経 過してなお支払われない場合
- (ハ) この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息,保証金,契約超過金,違約金,工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- ハ 契約者,発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し,当 社が契約者,発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で, 39(適正契約の保持等)に定める適正契約への変更および適正な使用状態, 発電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。
- (イ) 8 (契約の要件)を欠くに至った場合
- (ロ) 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との 間に著しい差が生ずるとき。
- (ハ) 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整 受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。
- (二) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。
- (ホ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁にベースラインが著しく不適当と 認められるとき。

- (へ) 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合
- (ト) その他この約款に反した場合
- (2) 需要者がその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。この場合、当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

55 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 受電方法および供給方法ならびに工事

56 受電地点、供給地点および施設

(1) 受電地点

- イ 電気の受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし、発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。
- ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所内の 地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約 者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、発電契約者 と当社との協議により、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあり ます。
- (イ) 山間地,離島にある発電場所等,当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合
- (ロ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合
- (ハ) 1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
- (二) 58 (地中引込線)(4) により地中引込線によって電気を受電する場合
- (ホ) その他特別の事情がある場合

(2) 供給地点

イ 接続供給の場合

- (イ) 供給地点は、当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。
- (ロ) 供給地点は、需要場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離に ある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、

次の場合には、契約者と当社との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

- a 山間地,離島にある需要場所等,当社の電線路から遠隔地にあって 将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して 電気を供給する場合
- b 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
- c 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
- d 58 (地中引込線)(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
- e その他特別の事情がある場合
- ロ 振替供給の場合 供給地点は、会社間連系点といたします。
- (3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は、 当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除 き、当社の負担で施設いたします。
 - なお、当社は、発電者または需要者(共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。)のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備((3) により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担によ

- り、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を 無償で使用できるものといたします。
- (5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は,(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合,当該複数の発電場所または複数の需要場所につき,1受電地点または1供給地点といたします。

57 架空引込線

- (1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は、当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短 距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社 との協議によって定めます。
- (3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線(以下「引込口配線」といいます。)は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。
- (4) 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。
- (5) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者

または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

- イ 当社は、発電者または需要者の補助支持物を使用して、他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
- ロ イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または 撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これ にともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、当社の所 有とし、当社の負担で施設いたします。

58 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上,経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で,当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには,次のイまたは口の最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。
 - イ 発電者が発電場所内に施設する開閉器, 断路器もしくは接続装置の接続 点または需要者が需要場所内に施設する開閉器, 断路器もしくは接続装置 の接続点
 - ロ 当社が施設する計量器 (付属装置を含みます。) または接続装置の接続点 なお, 当社は, 発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設 することがあります。

(2) (1) により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線は、 託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設して いただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担によ り、発電契約者で施設していただきます。

- イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程 度以内の場所
- ロ 建物の3階以下にある場所
- ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所
- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

- イ 鉄管,暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物 (π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)
- ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック (接続装置を固定するためのものをいいます。) およびハンドホール
- ハ その他イまたは口に準ずる設備
- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線

は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、65(受電地点への供給設備の工事費負担金)(2)、(4)または68(供給地点への供給設備の工事費負担金)(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

59 連接引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線(1発電場所または1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。)または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いた します。

- (2) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者 または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の 需要者へ電気を供給することがあります。
 - イ 当社は、発電者または需要者の引込口配線から分岐して、他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則と

して, 発電者または需要者にお返しいたします。また, これにともない新たに施設される共同引込線は, 当社の所有とし, 当社の負担で施設いたします。

60 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の発電場所または需要場所に おいて電気を受電または供給するときには、当社は、原則として共同引込線に よる1引込みで電気を受電または供給いたします。

なお,技術上その他やむをえない場合は,当社は,発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し,電気を受電または供給いたします。この場合,変圧器の2次側接続点までは,当社が施設いたします。

61 引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

62 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器,その付属装置(計量器箱,変成器,変成器の 2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については,以下のとおりといたします。ただし,記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器, その付属装置および区分装置は,

原則として、接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、 当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、契約者の希望によっ て計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多 額の費用を要する場合については、契約者の負担により、契約者で取り付 けていただくことがあります。

- ロ 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器,その付属装置および区分装置は,原則として,契約受電電力に応じて当社が選定し,かつ,当社の所有とし,当社で取り付けます。この場合,当社は66(受電用計量器等の工事費負担金)の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。
- (2) 計量器, その付属装置および区分装置の取付位置は, 適正な計量ができ, かつ, 検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所(低圧で受電また は供給する場合, 原則として屋外といたします。)とし, 契約者または発電 契約者と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、契約者または発電契約者と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

- (3) 計量器,その付属装置および区分装置の取付場所は,発電者または需要者から無償で提供していただきます。また,(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては,当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器,その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、 実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。
- (6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装

置を取り替える場合には、当社は、低圧で受電するときを除き、実費を発電 契約者から申し受けます。

63 通信設備等の施設

- (1) 給電指令上必要な通信設備等は、当社の所有とし、工事費負担金として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- (2) 通信設備等の施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。
 - なお、通信設備等の施設場所については、発電者または需要者から無償で 提供していただきます。
- (3) 契約者または発電契約者の希望によって,通信設備等の施設場所を変更し, またはこれに準ずる工事をする場合には,当社は,実費相当額を契約者また は発電契約者から申し受けます。

64 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合、受電地点への供給設備については65(受電地点への供給設備の工事費負担金)(2)または(4)の工事費負担金を、供給地点への供給設備については68(供給地点への供給設備の工事費負担金)(2)の工事費負担金を申し受けます。
 - イ 契約者または発電契約者がとくに希望され、かつ、当社の供給区域内の 需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認め られる場合
 - ロ 43 (託送供給等にともなう協力) の場合
 - ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由,または発電場所,需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が 見込まれない等の事情により、特定の契約者または発電契約者のみが使用

されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

- (2) (1) の専用設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所(受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所といたします。)までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路(配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。)に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器(1次電圧側線路開閉器を含みます。)とすることがあります。
- (3) (2) において、開閉所は、変電所とみなします。
- (4) (1) および(2) において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。
- (5) 当社は、供給設備を2以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給 設備とすることがあります。ただし、(1) イの場合は、次に該当する場合で、 いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。
 - イ 2以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。
 - ロ 契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

VII 工事費の負担

65 受電地点への供給設備の工事費負担金

- (1) 受電側接続設備の工事費負担金
 - イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)を施設するときには、当社は、別表14(標準設計)に定める設計(以下「標準設計」といいます。)で施設する場合の工事費(以下「標準設計工事費」といいます。)を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
 - 四 (工事費の負担)の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所(専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。)の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点(基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。)から他の変電所(専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。)を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、畑(工事費の負担)の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所は、変電所とみなします。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

- イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
- (イ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点へ の供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 64 (専用供給設備) によって専用供給設備を施設する場合は、その工 事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、64(専用供給設備)(2)によるものといたします。

- (ハ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって, 受電側接続設備以外の供給設備(高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また, 専用供給設備を除きます。) を施設する場合は, a および b の金額
 - a 当該供給設備の工事費のうち, 発電設備の設置にともなう電力系統 の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針(以下「指針」 といいます。)にもとづき算定した金額

ただし, 託送供給等約款(平成27年12月18日付け20150729資第10号 認可。)64(受電地点への供給設備の工事費負担金)(2)イ(ハ) a ただし書の適用を受ける場合は, ただし書により算定した金額といたします。

b 発電設備からの出力により, 当社配電用変電所バンクにおいて逆潮 流が生じるおそれのある場合で, これに係る措置として当社が新たに 供給設備を施設するときには, a にかかわらず, 次の金額

新増加契約受電電力1キロワットにつき

3.850円00銭

ロ 受電地点において21(予備送電サービス)を利用される場合で、これに ともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工 事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、64(専用供給設備)(2)によるものとい

たします。

- (3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
 - イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にと もなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変 更する場合は、61(引込線の接続)、62(計量器等の取付け)または63(通 信設備等の施設)によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、 その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
 - ロ 43 (託送供給等にともなう協力) によって受電地点への供給設備を新た に施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担 金として発電契約者から申し受けます。
- (4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき(受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。)は、(2)イ(イ)、(ロ)および(3)にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費((2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。)を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5) 工事費の算定

- (1), (2), (3) および(4) の場合の工事費は、次により算定いたします。
- イ 工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される 場合を除き、標準設計工事費といたします。
- (イ) 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事 に要する材料費、工費および諸掛り(測量監督費、補償費および建設分 担関連費を含みます。)の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額といたします。

- (ロ) 材料費は払出時の単価(電気事業会計規則に定められた方法によって 算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。
- (ハ) 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用(地役権の登記に要する費用を除きます。)の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (二) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続 設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、 その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (ホ) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費 に含みます。
- (へ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。
- ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事 費は、イに準じて算定いたします。
- ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔,管路等を利用して受電する場合は,新たに施設される電線路に必要とされる回線数,管路 孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
- (イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

(ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合

二 当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。

- ホ (2) イ (ハ) の場合,使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備(高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。)とみなします。
- へ 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの 金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イまたは口に かかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
- (6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、発電量調整供 給契約ごとに算定いたします。ただし、2以上の発電契約者が受電地点への 供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によ ります。
 - イ 2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合, または2以上の 発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨 を申し出られた場合の工事費負担金は, その代表の発電契約者による1申 込みとみなして算定いたします。
 - ロ 2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は, 発電契約者ごとに算定いたします。この場合,発電契約者ごとの共用部分 の工事費は,原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。
- (7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、(1)、(2) または(4) にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、(2)の場合に準じて算定いたします。

66 受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合等で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な

計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

67 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力等を増加される場合で、これにともない会社間連系設備(会社間連系点に至る供給設備をいいます。)を新たに施設するときには、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

68 供給地点への供給設備の工事費負担金

- (1) 供給側接続設備の工事費負担金
 - イ 低圧または高圧で供給する場合
 - (イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに施設される供給側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

区 分	単位	金額
架空供給側接続設備	超過こう長1メートルにつき	3,520円00銭
の場合		
地中供給側接続設備	超過こう長1メートルにつき	28,050円00銭
の場合		

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

- (ロ) 2以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する 場合の工事費負担金の算定は、次によります。
 - a 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合,または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり,かつ,一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は,(1)イ(イ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
 - b 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合、または契約者から 2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定するこ とを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたし ます。この場合、それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事 こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点 の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の 工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こ う長といたします。
- (ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合 の(イ)の超過こう長は、次により算定いたします。
 - a 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう

長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 b 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こ う長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中 供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

= 架空供給側接続 - (地中供給側接続 - 地中供給側接続) 設備の工事こう長 (設備の無償こう長 - 設備の工事こう長)

> × 架空供給側接続設備の無償こう長 地中供給側接続設備の無償こう長

ロ 特別高圧で供給する場合

(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに施設される供給側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)についてaにより算定される工事費がbの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

a 工事費

(a) 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新 増 加 接 続 送 電 サービス契約電力 1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給 する場合	550円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給 する場合	176円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給 する場合	110円00銭

なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に 電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価 の15パーセントといたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
新 増 加 接 続 送 電 サービス 契約 電力 1 キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給 する場合	660円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給 する場合	539円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給 する場合	319円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

b 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭
--------------------------	-----------

- (ロ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。
- ハ 19 (接続送電サービス) (2) ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この(1)の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。
- ニ 次の言葉は、Ⅷ(工事費の負担)の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(イ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点(送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。)から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(口) 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ハ) 工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの 供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なるこ とがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四 捨五入いたします。

- ホ 低圧で供給する場合、WI(工事費の負担)の各項において、接続送電 サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といた します。
- (イ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場 合の契約負荷設備の総容量
- (口) 契約電力

(ハ) 契約容量

なお、19 (接続送電サービス) (2) イ (イ) によって接続送電サービス契約電力を定める場合で、需要場所における負荷設備の総容量等を増加されるときは、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場

合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

- へ 高圧で供給する場合で、19 (接続送電サービス) (2) イ (イ) によって接続送電サービス契約電力を定めるとき(19 [接続送電サービス] (2) ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故 [停電による停止等を含みます。] により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19 [接続送電サービス] (2) イ (イ) に準じて定める場合を含みます。) には、「(工事費の負担)の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。
- (2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金
 - イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
 - (イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備 を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

ただし、供給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等(都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。)に係る区域の場合で、地中供給側接続設備を施設するときは、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

(ロ) 64 (専用供給設備) によって専用供給設備を施設する場合は、その工 事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、64(専

用供給設備)(2)によるものといたします。

ロ 19 (接続送電サービス) (2) ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査,補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で,これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには,当社は,その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、64(専用供給設備)(2)によるものといたします。

(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。)は、61(引込線の接続)、62(計量器等の取付け)、63(通信設備等の施設)によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
- ロ 43 (託送供給等にともなう協力) によって供給地点への供給設備を新た に施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担 金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2) および(3) の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合

を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる当社の供給設備 の工事に要する材料費、工費および諸掛り(測量監督費、補償費および建 設分担関連費を含みます。)の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額 を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加 えた金額といたします。

また、算定にあたっては、次のとおりといたします。

- (イ) 材料費は払出時の単価(電気事業会計規則に定められた方法によって 算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。
- (ロ) 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用(地役権の登記に要する費用を除きます。)の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (ハ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続 設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、 その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (二) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費 に含みます。
- (ホ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資 産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。
- (へ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、71(臨時工事費)に準じて算定いたします。
- ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費 は、イに準じて算定いたします。
- ハ (2) イ(イ) に該当し、かつ、その工事費を(1) イ(イ) に定める 超過こう長1メートル当たりの金額または(1) ロ(イ) a に定める工事 費単価にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イおよびロ

にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(イ)または(1)ロ(イ)aにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- 二 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔,管路等を利用して供給する場合は,新たに施設される電線路に必要とされる回線数,管路 孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
- (イ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合

(ロ) 管路等を利用して電気を供給する場合

ホ 当社が特別高圧で供給する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお,この場合の工事費は,(1)ロ(イ) a に準じて算定いたします。 へ (2)ロの場合の工事費は、次のとおりといたします。

- (イ) 高圧で供給する場合
 - (1) イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イまたは口にかかわらず、その工事費を(1) イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。
- (ロ) 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き,

イにかかわらず、(1) ロ(イ) a および(ロ)によって算定いたします。 なお、21(予備送電サービス)によって当社が供給する場合で、供給 側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)と予備供 給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、(1)ロ (イ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

- ト 低圧または高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの 金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき(ハおよびへ(イ) の場合を除きます。)は、イまたは口にかかわらず、工事費を当該金額に もとづいて算定いたします。
- (5) 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、(1)または(2)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、(2)の場合に準じて算定いたします。

69 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者 から申し受けます。
 - なお,9 (検討および契約の申込み)(4)にもとづき系統連系保証金を 申し受けた場合は,系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。
- (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
 - イ 68 (供給地点への供給設備の工事費負担金)(1) にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備の いずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合
- 口 65 (受電地点への供給設備の工事費負担金),66 (受電用計量器等の工事費負担金),67 (会社間連系設備の工事費負担金),68 (供給地点への供給設備の工事費負担金)(2)(68 [供給地点への供給設備の工事費負担金](1)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。)および68 (供給地点への供給設備の工事費負担金)(3)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
- (イ) 低圧または高圧で受電または供給する場合
 - a 設計変更により、電柱(鉄塔,鉄柱を含みます。)、電線および変圧 器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変 更(低圧引込線を除きます。)の差異が5パーセントをこえる場合
 - b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合(設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。)
 - c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合
- (ロ) 特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合
- (3) 当社は、工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。
 - なお、当社が特別高圧で受電または供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。
- (4) 当社は、65(受電地点への供給設備の工事費負担金)(2)イ(ハ)に定

める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

(5) 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給 設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6) 低圧または高圧で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される68(供給地点への供給設備の工事費負担金)(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書(72〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。)に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応

じたものといたします。

70 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

(1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後,契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督 等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。

(2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお,電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は、当社は、系統連系保証金をお返しいたします。

また、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督 等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。

71 臨時工事費

(1) 20 (臨時接続送電サービス) によって供給する場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事

費にその設備を撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、契約者から、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また,特別高圧で供給する場合,原則として,撤去後の資材のうち変圧器,開閉器等の機器については,契約使用期間1月(1月未満は,1月といたします。)につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、68(供給地点への供給設備の工事費負担金)の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 低圧または高圧で供給する場合,新たに施設する供給設備のうち,当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、69(工事費負担金の申受けおよび精算)(2)ロの場合に準ずるものといたします。

72 工事費等に関する契約書の作成

当社は、契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、 契約書を作成いたします。

IX 保 安

73 保安の責任

当社は、受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備(当社が所有権を有さない設備を除きます。)ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

74 保安等に対する発電者および需要者の協力

- (1) 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。イ 発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしく は故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当 社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 発電者または需要者が、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、託送供給または発電量調整供給の開始に先だち、接続供給電力または発電量調整受電電力を遮断する開閉器の操作方法等につ

いて、発電者および需要者と協議を行ないます。

75 調 杳

(1) 当社は、法令で定めるところにより、需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。
 - イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
 - ロ 接地抵抗値の測定
 - ハ 点検
- (3) 当社は, (1) の調査の結果, 技術基準に適合していると認めるときはその旨を, 適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を, 需要者にお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を 記載した文書等により、原則として調査時に行ないます。

76 調査等の委託

- (1) 当社は、75(調査)の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)に委託することがあります。
- (2) 当社は、(1) によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および 委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。

77 調査に対する需要者の協力

(1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 当社は、75(調査)(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

78 検査または工事の受託

- (1) 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1) の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。 この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易な ものについては、無料とすることがあります。
- (3) 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3) の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費(消耗品を除きます。)のみを申し受けます。

79 自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 75 (調査)
- (2) 76 (調査等の委託)
- (3) 77 (調査に対する需要者の協力)
- (4) 78 (検査または工事の受託)

附則

1 この約款の実施期日

この約款は、2022年7月1日から実施いたします。

2 受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電圧および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧3,000ボルトまたは標準電圧30,000ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、次によります。

- (1) 標準電圧3,000ボルトで託送供給等を行なう場合には、標準電圧6,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。
- (2) 標準電圧30,000ボルトで託送供給等を行なう場合には、標準電圧20,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

3 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1) に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から 申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりとい たします。

(1) 適用範囲

- イ 揚水発電設備または蓄電池(以下「揚水発電設備等」といいます。)が 設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気 が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。
- ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気(揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電された電気等をいいます。)とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、(イ)および(ロ)

を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、 やむをえない場合等特別の事情がある場合は、(イ)および(ロ)をあら かじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

- (イ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力 (キロワット)または最大容量(キロボルトアンペア)(以下「揚水最大 電力等」といいます。)およびそれ以外の電気の最大電力または最大容 量(以下「その他最大電力等」といいます。)
- (ロ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量(以下「揚水等接続供給電力量」といいます。)およびそれ以外の電気の電力量(以下「その他接続供給電力量」といいます。)
- ハ イおよび口における揚水発電設備等については、あらかじめ定められた 順序または手続き等に従って揚水または蓄電および発電を制御することが 可能なものであること。
- (2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率(以下「揚水等損失率」といいます。)を定め、19(接続送電サービス)(3)イ(ロ)c、(ハ)c、(ニ)c、(ホ)c、(ヘ)c、(ト)c、ロ(イ)c、(ロ)c、(ハ)c、ハ(イ)c、(ロ)cもしくは(ハ)c、または、20(臨時接続送電サービス)(3)イ(ロ)c、(ニ)c、ロ(ハ)もしくはハ(ハ)の適用にあたっては、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上、イ(イ)または(ロ)により、接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約容量または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお、高圧または特別高圧で供給する場合で、1年を通じて最大需要電力

等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は,19(接続送電サービス) (4) 口にかかわらず、口といたします。

イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(イ) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力(キロワット)は、次のとおりといたします。ただし、接続供給課金対象電力の算定上、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力

= 揚水最大電力等×揚水等損失率+その他最大電力等

(口) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は、次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量

= 揚水等接続供給電力量×揚水等損失率+その他接続供給電力量 ロ 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハその他

- (イ) 19 (接続送電サービス) (3) イ (イ) a に該当する場合は, 19 (接続送電サービス) (3) イ (ロ) a, (ハ) a または (ニ) a にかかわらず, 電灯標準接続送電サービス, 電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス (自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。) を適用いたします。
- (ロ) 20 (臨時接続送電サービス) (3) イ (イ) a に該当する場合は, 20 (臨時接続送電サービス) (3) イ (ロ) a にかかわらず, 電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。
- (ハ) 20 (臨時接続送電サービス) (3) イ (ハ) a に該当する場合は, 20 (臨時接続送電サービス) (3) イ (ニ) a にかかわらず,動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算定)(12)、(20)および(21)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値(供給地点が複数ある場合はその合計といたします。)で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または 当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設 備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

口 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき(揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。)は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量=接続対象電力量-接続対象計画電力量 ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調

整を行なったとき(揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。)は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量=接続対象計画電力量-接続対象電力量計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については、62(計量器等の取付け)によるものといたします。また、これに加え、(1)イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気(揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電された電気等をいいます。)とを、(1)口によって区分する場合には、区分するために必要な計量器およびその付属装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

(4)

接続供給電力量および最大需要電力等は、29(計量)および附則6(受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い)にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

4 発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]

(1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場

合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給 契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。こ の場合、契約者が締結する特定契約に係る発電設備、特定送配電事業者が締 結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供 給契約に係る発電設備は、同一のバランシンググループに属することはでき ないものといたします。

- (2) (1) により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約(発電者から電気を受電する場合に限ります。)の申込みに先立ち、契約者(当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。)または特定送配電事業者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書(当社所定の様式によります。)により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。
- (3) (1) により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、50(契約の変更)(3) に準じて契約を変更していただくことがあります。
- (4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が特定 送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生 可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは、契約 者は、当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項 について、特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出して いただきます。
- (5) (1) により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者(特定 送配電事業者が契約者となる場合を除きます。) が希望されるときは、契約 者の指定する発電バランシンググループ(当該発電バランシンググループに

おける特定契約が2016年4月1日以降に締結され,かつ,再生可能エネルギー特別措置法第2条第3項第5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備(以下「バイオマス発電設備」といいます。)であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。)に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ 8 (契約の要件)(2) イは、適用いたしません。

- ロ 発電量調整供給に係る料金は、18(料金)(2)にかかわらず、18(料金) (2)に定める料金、ホにより算定されるインバランスリスク料および再 生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約 者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可 能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料 および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
- ハ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は,22 (発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず,託送供給等約款料金算定規則第29条(卸電力取引所が公表する額に限ります。)にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシング グループに係る発電量調整供給の料金単価は、22(発電量調整受電計画差 対応電力)(2) イ(ハ) およびロ(ハ) にかかわらず、託送供給等約款 料金算定規則附則第3条(卸電力取引所が公表する額に限ります。) にも とづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合,22(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず,発電量調整受電計画差対応補給電力料金は,特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について,それぞれ22(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし、

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22(発電量調整受電計画差対応電力) (2) ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

二 特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は, 25 (給電指令時補給電力)(2) 二にかかわらず, 託送供給等約款料金算 定規則第29条(卸電力取引所が公表する額に限ります。)にもとづき, 30 分ごとに算定される金額といたします。

ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシング グループに係る給電指令時補給電力料金単価は、25(給電指令時補給電力) (2) ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第3条(卸電力 取引所が公表する額に限ります。)にもとづき、30分ごとに算定される金 額といたします。

この場合,25(給電指令時補給電力)(2)口にかかわらず,給電指令時補給電力料金は,特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について,それぞれ25(給電指令時補給電力)(2)口に準じて算定したものの合計といたします。

- ホ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価(再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。)を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。
- へ インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確 保料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差

対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

- (イ) 28 (料金の算定期間)
- (ロ) 32 (料金の算定)
- (ハ) 33 (支払義務の発生および支払期日)
- (二) 34(料金その他の支払方法)
- (ホ) 35 (保証金)
- (へ) 47 (違約金)
- (ト) 54 (解約等)
- ト 当社は、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定 送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受 電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後 4時までに契約者に通知いたします。

また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更 後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施 日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。

なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

- チ 契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、変更後の発電量調整受電計 画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進 機関を通じて当社に通知していただきます。
- リ チで定めた計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに当社に通 知していただきます。
- ヌ この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給 条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

- (6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社 と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネル ギー発電設備から電気を調達するときは、契約者の指定する発電バランシン ググループ((5)において、契約者が希望される場合を除きます。)に係る 料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
 - イ 発電量調整供給に係る料金は,18(料金)(2)にかかわらず,18(料金) (2)に定める料金および口により算定されるインバランスリスク料とい たします。
 - ロ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分 ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。
 - ハ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については,発 電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといた します。
 - (イ) 28 (料金の算定期間)
 - (ロ) 32 (料金の算定)
 - (ハ) 33 (支払義務の発生および支払期日)
 - (二) 34 (料金その他の支払方法)
- (7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所(低圧で受電する場合に限ります。)において、イに該当する複数の発電設備(各発電設備の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また、特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。)を使用する発電場所で、契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は、当分の間、必要となるその他の供給条件は、口からホのとおりといたします。

イ 適 用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

- (イ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備を 設置する発電場所で、特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外 の電気を発電契約者が受電する場合
- (ロ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ 供給および契約の単位

当社は、15(供給および契約の単位)(1)にかかわらず、1発電場所につき、1電気方式、1引込、2計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合、当該発電場所に係る発電バランシンググループは、計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ計量

当社は、29(計量)(1)にかかわらず、発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備を区分するために取り付けた記録型計量器により、受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。また、受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより、30分ごとに、発電バランシンググループごとに、電力量を仕訳いたします。この場合、30(電力および電力量の算定)の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

- ニ 37 (託送供給等の実施) (3) へは、適用いたしません。
- ホ イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった 場合は、当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行な います。

なお、必要に応じて契約者、発電契約者および発電者に協力していただきます。

- (8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合,当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。
 - イ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率(発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。)を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。
 - ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、37(託送供給等の実施)(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
 - ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。
 - 二 特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよび口により算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。
- (9) その他の事項については、発電契約者の場合に準ずるものといたします。

5 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置

(1) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島(以下「離島」といいます。)における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価,接続対象計画差対応補給電力料金単価,需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については,22(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ),23(接続対象計画差対応電力)(2)イ(ハ),24(需要抑制量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ),25(給電指令時補給電力)(1)ニまたは(2)ニにかかわらず,次のとおりといたします。

1キロワット時につき

28円17銭

(2) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価,接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については,22(発電量調整受電計画差対応電力)(2)ロ(ハ),23(接続対象計画差対応電力)(2)ロ(ハ)または24(需要抑制量調整受電計画差対応電力)(2)ロ(ハ)にかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき

14円09銭

6 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量,接続供給電力量および最大需要電力等は,29(計量)にかかわらず,当分の間,やむをえない場合には,受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合,発電量調整受電電力量,接続供給電力量および最大需要電力等は,計量された発電量調整受電電力量,接続供給電力量および最大需要電力等を,受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

7 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 低圧で供給する場合で、30分ごとに計量することができない計量器(以下 「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量するときの接続供給電力 量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。
 - イ 移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間(以下「移行期間」といいます。)における30分ごとの接続供給電力量は,移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし,移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は,移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量ハ,19 (接続送電サービス)(2)イ(ロ),(ハ)または20 (臨時接続送電サービス)(2)イによって,接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約容量を定める場合で,移行期間において,接続送電サービスの種別,臨時接続送電サービスの種別,接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電力,臨時接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電力,臨時接続送電サービス契約容量等を変更したことにより,料金に変更があったときは,移行期間における接続供給電力量を,料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合,移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を,イに準じて,30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ 接続送電サービス契約電力

契約者が19 (接続送電サービス) (2) イ (イ) によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は、当分の間、19 (接続送電サービス) (2) イ (イ) にかかわらず、供給地点ごとに、負荷設備の容量等を基準として、契約者と当社との協議によって定めることがあります。

(2) 発電量調整供給の場合で、当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は、当分の間、発電契約者と当社との協議によって定めます。

8 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合の特別措置

- (1) 1発電場所において,調整電源に該当する発電設備が複数存在する場合で, 当該複数の調整電源のうち,一部の調整電源の故障等が発生したときは,30 (電力および電力量の算定)(18)イおよび(19)イにおける発電量調整受電 計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定 上,30(電力および電力量の算定)(2)イにかかわらず,発電契約者と当 社との協議によってその30分ごとに定めた値を,当該受電地点におけるその 30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。
- (2) 1発電場所において、調整電源に該当する発電設備と調整電源に該当しない発電設備が混在する場合は、調整電源に該当する発電設備と調整電源に該当しない発電設備を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合、30(電力および電力量の算定)の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

9 損害賠償の免責についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第4条第1項に定める旧特定供給者に該当する場合で、38(給電指令の実施等)によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害(再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。)を受けたときは、48(損害賠償の免責)(1)にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トに定める額を限度として、補償するものといたします。

なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害 について、賠償の責めを負いません。

10 再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制を要請した場合における特別措置

(1) に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

当社が、再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合で、当該出力抑制の対象となる時間帯に、19(接続送電サービス)(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用するときに適用いたします。

(2) 特別措置の適用申込みおよび使用の申出

イ 契約者は、この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項(需要者 の名称、需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕)を明らかにして、当 社所定の様式により、申込みをしていただきます。

ロ 原則として, 当社が指定する期限までに, 使用の申出をしていただきます。

(3) 接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は、19(接続送電サービス)(2)ニによって 定めた値といたします。

なお、19 (接続送電サービス) (2) ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上、この特別措置により電気を使用されたその1月の最大需要電力は、その1月の最大需要電力から19 (接続送電サービス) (2) ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

(4) 接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は、19(接続送電サービス)(3)口(イ) c(a)、(D) c(a)、(D) c(a)、(D) c0)。 は B または(D0 C0)。 に B は B に B できるの発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし、その1月にこの特別措置により電気を使用し、かつ、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は、19(接続送電サービス)(3)口(イ)C0 (D0 (D0 (D0 (D0 (D0 (D0 (D0 (D0 (D0) D0 (D0 (D0) D0) D0) D0 (D0) D0) D0 (D0) D0)

(5) その他

当社は、契約者との間で、この特別措置の適用に必要となる事項について、 別途覚書を締結することがあります。

11 再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について, 電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は、受電側接続検討の申込みが なされたものとみなし、9 (検討および契約の申込み)(1) にもとづき受電 側接続検討をいたします。この場合、検討料については、選定事業者を発電者 とする発電契約者から申し受けます。

12 バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者、発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者(当社供給区域内に おいて事業を営むものに限ります。)の供給区域において配電事業者の託送供 給等約款(電気事業法第27条の12の11第1項にもとづき配電事業者が経済産業 大臣に届け出たものをいい。電気事業法第27条の12の11第2項ただし書にもと づき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配 電事業者の約款 | といいます。)により託送供給または電力量調整供給を受け る場合で、当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部(発電量調整受電計画 差対応電力、接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電 力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入なら びに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。)につ いて、当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し、かつ、契 約者、発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における 需要場所または発電場所(調整電源に該当する発電場所を除きます。)をこの 約款で設定する需要バランシンググループ、発電バランシンググループまたは 需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必 要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

(1) 代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で、1需要バランシンググループを設定することを希望されるときは、次のとおりとしていただきます。

イ 4 (代表契約者の選任) にかかわらず, 自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き, 1需要バランシンググループを設

定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし、1接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合、当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、この約款に定める金銭債務の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。

ロ 契約者は、配電事業者と締結する接続供給契約においても、イによって 代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任してい ただきます。ただし、イによって代表契約者に選任された契約者と配電事 業者が接続供給契約を締結し、イにおいて1需要バランシンググループを 設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を 除きます。

(2) 契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で、需要抑制 契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは、8(契約の要件) (3) イにかかわらず、次のいずれにも該当すること。

- イ 需要者(配電事業者の約款に定める需要者を含みます。)に対して、次 の(イ)および(ロ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
- (イ) 需要抑制量(1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。)

(ロ) 需要抑制の実施頻度および時期

- ロ イによってえられた100キロワットをこえる電気(配電事業者の約款に 定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。)を供給しよう とするものであること。
- ハ 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および 情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。
- ニ 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
- ホ 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保 するよう,当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者 との間で適切な契約がなされていること。

(3) 供給および契約の単位

- イ 接続供給の場合,契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について,この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。
- ロ 発電量調整供給の場合,発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所(調整電源に該当する場合を除きます。)について,この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。
- ハ 需要抑制量調整供給の場合,需要抑制契約者は配電事業者の供給区域に おける需要場所について,この約款で設定する需要抑制バランシンググ ループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお、需要抑制契約者は、需要者(配電事業者の約款に定める需要者を含みます。)と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応 余剰電力量の算定方法(30〔電力および電力量の算定〕(14)イまたは口ならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量およ び需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。)が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合, 当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ(配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。)に属することはできないものといたします。

(4) 料 金

イ 発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて,発電量調整受電計画差対応電力の 算定上,22(発電量調整受電計画差対応電力)にかかわらず,次のとおり といたします。

(イ) 適 用

発電バランシンググループにおいて、38(給電指令の実施等)(5) または(6)もしくは配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契 約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令を実施す ることにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(口) 発電量調整受電計画差対応電力

a 発電量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5)口の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は,30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5)口の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は,30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

口 接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて,接続対象計画差対応電力の算定上, 23 (接続対象計画差対応電力) にかかわらず,次のとおりといたします。

(イ) 適 用

38 (給電指令の実施等)(4) または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令を実施することにより補給される電

気を使用されていないときに適用いたします。

(口) 接続対象計画差対応電力

a 接続対象計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)が、その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差 対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を 適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)が、その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差 対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を 適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて,需要抑制量調整受電計画差対 応電力の算定上,24 (需要抑制量調整受電計画差対応電力) にかかわらず, 次のとおりといたします。

(イ) 適 用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

- (口) 需要抑制量調整受電計画差対応電力
 - a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力
 - (a) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は,30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等 約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定さ れる金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設 定するものといたします。

b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は,託送供給等 約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定さ れる金額に消費税等相当額を加えた金額とし,当社が30分ごとに設 定するものといたします。

二 給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて, 給電指令時補給電力の算定上,25(給電指令時補給電力)にかかわらず, 次のとおりといたします。

- (イ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金
 - a 適用範囲

38 (給電指令の実施等)(4)または配電事業者の約款にもとづき 配電事業者が契約者に対して給電指令を実施することにより補給され る電気を使用されているときに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は, c に定める30分ごとの給電指令時補給電力量に d の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、(5) ヌにより30分ごと に算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当 額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(ロ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

38(給電指令の実施等)(5)または(6)もしくは配電事業者の 約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定 める発電者に対して給電指令を実施することにより補給される電気を 使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシング グループに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は, c に定める30分ごとの給電指令時補給電力量に d の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、(5) チにより30分ごと に算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27

条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし、当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといたします。

(5) 電力および電力量の算定

イ 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は,30(電力および電力量の算定)(3)にかかわらず,口の発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし,30分ごとに算定いたします。

口 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は,30 (電力および電力量の算定)(4)口にかかわらず,受電地点(配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。)において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。)で,発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし,別表11(発電計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は,別表8(発電量調整受電計画電力量,接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(1)のとおりといたします。

ハ 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、30(電力および電力量の算定)(11)にかかわらず、この接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

二 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30(電力および電力量の算定)(12)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量の計画値(供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。)で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表10(需要計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画(調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。)が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表8(発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(2)のとおりといたします。

ホ 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は,30(電力および電力量の算定)(15)にかかわらず,への需要抑制量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし,30分ごとに算定いたします。

へ 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は,30(電力および電力量の算定)(16)にかかわらず,当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で,需要場所(配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。)ごとに,需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし,別表12(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は,別表8(発電量調整受電計画電力量,接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(3)のとおりといたします。

ト ベースライン

ベースラインは、30(電力および電力量の算定)(17)にかかわらず、

需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所(配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。)に係る供給地点で計量される接続供給電力量(配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。)を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所(配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。)ごと(15〔供給および契約の単位〕(1)イまたは口の場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。また、配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は、1接続送電サービス等ごとといたします。)に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30(電力および電力量の算定) (18)口にかかわらず、30分ごとに、受電地点(配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。)で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし、当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して当社または配電事業者が給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

= 発電量調整受電計画電力量 - 発電量調整受電電力量

リ 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算定) (19)口にかかわらず、30分ごとに、受電地点(配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。)で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし、当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して当社または配電事業者が給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電がランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

= 発電量調整受電電力量 - 発電量調整受電計画電力量

ヌ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30(電力および電力量の算定)(20)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、当該供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。)で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を

加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

=接続対象電力量-接続対象計画電力量

ル接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算定)(21)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、当該供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。)で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

=接続対象計画電力量-接続対象電力量

ヲ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は,30(電力および電力量の算定)(22)にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に,需要抑制バランシンググループごとに,30分ごとに,次の式により算定された値の合計といたします。ただし,需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上,当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は,30(電力および電力量の算定)(14) イまたは口にかかわらず、当該需要

場所(配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。)に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

= 需要抑制量調整受電計画電力量 - 需要抑制量調整受電電力量

ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として30(電力および電力量の算定)(14)口を適用し、かつ、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときの上式は、次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

=需要抑制量調整受電計画電力量

ワ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は,30(電力および電力量の 算定)(23)にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受電電力量(配電 事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)がその30 分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に,需要抑制バラ ンシンググループごとに,30分ごとに,次の式により算定された値の合計 といたします。ただし,需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定 上,当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は, 30(電力および電力量の算定)(14)口にかかわらず、当該需要場所(配 電事業者の約款に定める需要場所を含みます。)に係る接続供給電力量を 損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電 力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整 受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなし ます。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

=需要抑制量調整受電電力量-需要抑制量調整受電計画電力量

(6) 託送供給等の実施

- イ 接続供給の場合,契約者は,別表10(需要計画・調達計画・販売計画) の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続 対象電力または接続対象電力量に,配電事業者の約款に定める接続対象電 力または接続対象電力量を含めていただきます。
- ロ 発電量調整供給の場合,発電契約者は,別表11(発電計画・調達計画・ 販売計画)の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電 電力または発電量調整受電電力量に,配電事業者の約款に定める発電量調 整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。
- ハ 需要抑制量調整供給の場合,需要抑制契約者は,別表12(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に,配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

(7) 解約等

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、39(適正契約の保持等)に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには、54(解約等)(1)ハ(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)にかかわらず、接続

供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

- イ 託送供給の場合は、8 (契約の要件) (1) を、発電量調整供給の場合は、8 (契約の要件) (2) を、需要抑制量調整供給の場合は、8 (契約の要件) (3) ロ、ハ、ニもしくはホまたは (2) を欠くに至った場合
- ロ 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
- ハ 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量(配電事業者の 約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)と発電量調整受電計画 電力量との間に著しい差が生じるとき。
- 二 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。
- (8) 発電量調整供給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備)
 - イ 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定 契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能 エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設 備から電気を調達する場合は、附則4 (発電量調整供給契約についての特 別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(1)にかかわらず、原則として、 当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間 で、配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配 電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググ ループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に 係る発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備およ び当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発 電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものとい

たします。

- ロ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者(特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。)が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ(当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年4月1日以降に締結され、かつ、バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。)に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
- (イ) 発電量調整供給に係る料金は、附則4 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(5) ロにかかわらず、18 (料金)(2)に定める料金、(ロ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
- (ロ) インバランスリスク料は、附則4 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(5) ホにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 当社は、附則4 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能 エネルギー発電設備〕)(5)トにかかわらず、30分ごとの契約者が締結 する特定契約または当社、配電事業者もしくは特定送配電事業者との再 生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決 定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約 者に通知いたします。

また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給 実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。

なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

- ハ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ(ロにおいて、契約者が希望される場合を除きます。)に係るインバランスリスク料は、附則4(発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(6)ロにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。
- (9) その他の事項については、この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

13 近接性評価割引額の算定についての特別措置

(1) 契約者が、配電事業者の供給区域に立地する近接性評価対象発電設備を維持し、および運用する発電契約者から、当該発電設備に係る電気を受電し、

接続供給を利用する場合、別表2(近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)(2)の近接性評価割引額の算定上、次のとおりといたします。

- イ 当該近接性評価対象発電設備から配電事業者が受電した電力量を別表2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)(2)ロ(イ)の当社が 近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電 力量とみなします。
- ロ 契約者が、附則12(バランシンググループの設定に係る特別措置)の適用を受けている発電契約者から当該近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合、別表2(近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)(2)ロ(イ)bの当該発電バランシンググループの発電量調整受電計画電力量は、附則12(バランシンググループの設定に係る特別措置)(5)ロとし、当該発電バランシンググループの発電量調整受電電力量には、配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。
- ハ 契約者が、配電事業者の約款に定める発電契約者(附則12〔バランシンググループの設定に係る特別措置〕の適用を受けている発電契約者を除きます。)から当該近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合、別表2(近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)(2)ロ(イ)aの当該発電バランシンググループに係る発電契約者が販売する電力量の計画値ならびに別表2(近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)(2)ロ(イ)bの当該発電バランシンググループの発電量調整受電計画電力量および当該発電バランシンググループの発電量調整受電電力量は、配電事業者の約款に定めるところによります。
- (2) 契約者が、附則12 (バランシンググループの設定に係る特別措置)の適用を受けている場合、別表2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)における近接性評価割引額の算定上、別表2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)(2)ロ(ロ)および(ハ)の接続対象計画電力量は、附則12 (バランシンググループの設定に係る特別措置)(5) ニとし、別表

2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)(2)口(ハ)の接続対象電力量には、配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。

別 表

1 契約設備電力の算定

契約設備電力は、原則として、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。ただし、これによりがたい場合は、主開閉器の定格電流にもとづき別表3(契約電力および契約容量の算定方法)に準じて算定いたします。

2 近接性評価地域および近接性評価割引額の算定

(1) 近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

県	市町村	
鳥取県	米子市,境港市,西伯郡日吉津村	
島根県	出雲市	
	岡山市, 玉野市, 笠岡市, 総社市, 瀬戸内市, 浅口市, 都窪	
岡山県 	郡早島町, 浅口郡里庄町, 勝田郡勝央町	
	広島市, 呉市, 三原市, 尾道市, 福山市, 東広島市, 安芸郡	
広島県	府中町, 安芸郡海田町, 安芸郡熊野町, 安芸郡坂町, 豊田郡	
	大崎上島町	
山口県	防府市, 下松市, 光市, 周南市, 熊毛郡平生町	
香川県	香川郡直島町	

なお、2016年3月31日までに接続供給に係る電気を発電する発電場所で、 次の地域(以下「旧近接性評価地域」といいます。)に立地し、かつ、受電 電圧が標準電圧6,000ボルト以上の発電場所については、当分の間、近接性 評価地域に含めるものといたします。

県	市町村		
	倉敷市, 津山市, 井原市, 高梁市, 新見市, 備前市, 赤磐市,		
四山目	真庭市, 美作市, 和気郡和気町, 小田郡矢掛町, 真庭郡新庄村,		
岡山県 	苫田郡鏡野町,勝田郡奈義町,英田郡西粟倉村,久米郡久米		
	南町,久米郡美咲町,加賀郡吉備中央町		
	竹原市, 府中市, 三次市, 庄原市, 安芸高田市, 江田島市,		
広島県	山県郡安芸太田町,山県郡北広島町,世羅郡世羅町,神石郡		
	神石高原町		
兵庫県	赤穂市の一部(当社供給区域)		
香川県	小豆郡土庄町, 小豆郡小豆島町		
愛媛県	今治市の一部(当社供給区域),越智郡上島町		

また,近接性評価地域および近接性評価割引単価については,原則として, 国において検討を実施している系統に係る費用の一部を発電者から回収する 制度における割引地域設定等にともない見直しを行なうものといたします。

(2) 近接性評価割引額の算定

イ 近接性評価割引単価

近接性評価割引単価は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

	受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	53銭
	受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ	40 <i>4</i> ₽
1キロワット	100,000ボルト以下の場合	48銭
時につき	受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる	0.44
	場合	24銭

ただし、2016年3月31日までに接続供給に係る電気を発電する発電場所で、旧近接性評価地域に立地し、かつ、受電電圧が標準電圧6,000ボルト以上の発電場所に係る近接性評価割引単価は、受電電圧が標準電圧

100.000ボルトをこえる場合の単価を適用いたします。

- 口 近接性評価割引電力量
- (イ) 近接性評価割引電力量は、次のaおよびbにもとづき算定した発電バランシンググループごとの電力量を30分ごとに合計したものとし、近接性評価割引単価の区分ごとに算定いたします。
 - a 発電バランシンググループごとの電力量は,30分ごとに次の算式により算定いたします。

当社が近接性評価対象発電 設備から受電した近接性評 価割引単価の区分ごとの電 力量 当該発電バランシンググループに係る発電契約者から調達する電力量の計画値

当該発電バランシンググルー プに係る発電契約者が販売す る電力量の計画値の合計値

b 発電バランシンググループの発電量調整受電電力量が、当該発電バランシンググループの発電量調整受電計画電力量を上回る場合、当該発電バランシンググループに係るaの電力量の算定上、その30分の当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量は、次の算式により算定された値といたします。

X

当社が近接性評価対象発 電設備から受電した近接 性評価割引単価の区分ご との電力量の実績値 当該発電バランシンググループ の発電量調整受電計画電力量 当該発電バランシンググループ の発電量調整受電電力量

- (ロ) 契約者が調達する電力量が接続対象計画電力量を上回る場合, その30 分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は, (イ) にかかわらず, 次の算式により算定された値といたします。
 - (イ) によって近接性評価割引 電力量として算定された値

× 接続対象計画電力量 契約者が調達する電力量 (ハ) 接続対象電力量が接続対象計画電力量を下回る場合は、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、(イ) および (ロ) にかかわらず、次の算式により算定された値といたします。

ハ 近接性評価割引額

近接性評価割引額は、近接性評価割引単価の区分ごとに30分ごとの近接性評価割引電力量のその1月(毎月1日から当該月の末日までといたします。)の合計値にイに定める単価を適用して算定された金額の合計といたします。

3 契約電力および契約容量の算定方法

19 (接続送電サービス) (2) イ (ロ) もしくは (ハ) または20 (臨時接続送電サービス) (2) イ (イ) bもしくは (ロ) b の場合の契約電力または契約容量は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしく は200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×
$$\frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732× 1.000

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよび二によります。

イ けい光灯

	換	算	容	量	
	入力(ボルトアンペ	(ア)		入力(ワット)	
高力率型	管灯の定格消費電力(ワ	フット)			
向刀罕望 	×150パーセント		管灯の	定格消費電力(ワッ)	
瓜力索刑	管灯の定格消費電力(ワ	フット)	×1251	パーセント	
低力率型 	×200パーセント				

ロ ネオン管灯

		換 算 容 量	
2次電圧(ボルト)	入力(ボルトアンペア)		1 h (p., 1)
	高力率型	低力率型	入力(ワット)
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ	換算	容 量
(ミリメートル)	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

二水銀灯

ш		換算容量	
出 カ (ワット)	入力(ボルトアンペア)		1 + (P 1)
	高力率型	低力率型	入力(ワット)
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力	入力(ボルトアンペア)		
(ワット)	高力率型	低力率型	入力(ワット)
35以下	_	160	
45 "	_	180	
65 "	_	230	出力(ワット)
100 "	250	350	×133.0
200 "	400	550	^133.0 パーセント
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

口 3相誘導電動機

换	算容量(入力] [キロワット])
出力	(馬力)	× 93.3パーセント
出力	(キロワット)	×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大き い換算容量といたします。

装置種別 携帯型および移動 型を含みます。	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入 力(キロボルト アンペア)の値 といたします。
		20ミリアンペア以下 20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1 1.5
		30 / 50 /	2
	 95キロボルトピーク以下	50 " 100 "	3
	30 (= 4777 3 / 5/1	100 " 200 "	4
		200 / 300 //	5
		300 / 500 /	7.5
 診察用装置		500 / 1,000 /	10
砂尔川衣臣		200ミリアンペア以下	5
	95キロボルトピーク超過	200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
	100キロボルトピーク以下	300 / 500 /	8
		500 / 1,000 /	13.5
	100キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	9.5
	125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	11
	150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
美電児协電子		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
蓄電器放電式		0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下	2
診察用装置		15 " 3 "	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合

入 力
$$=$$
 最大定格 1 次入力 \times 70パーセント $($ キロワット $)$

ロ イ以外の場合

入 力
$$=$$
 実測した1次入力 \times 70パーセント \times 70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3) および(4) によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠く ことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷 設備の容量(入力)を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円 の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平 均原油価格
- B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天 然ガス価格
- C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価 格

a = 1.0000

$$\beta = 0.0000$$
 $\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値 といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が42,600円を上回り,かつ, 63.900円以下の場合

離島ユニバーサル
$$+$$
 (離島平均燃料価格 $-$ 42,600円)

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が63,900円を上回る場合 離島平均燃料価格は、63.900円といたします。

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給に係る電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)、(ハ)および(ニ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日	その年の5月の検針日から6月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日	その年の6月の検針日から7月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日	その年の7月の検針日から8月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日	その年の8月の検針日から9月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日	その年の9月の検針日から10月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日	その年の10月の検針日から11月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日	その年の11月の検針日から12月の検針日
までの期間	の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日	その年の12月の検針日から翌年の1月の
までの期間	検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日	翌年の1月の検針日から2月の検針日の
までの期間	前日までの期間

毎年10月1日から12月31日	翌年の2月の検針日から3月の検針日の
までの期間	前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1	翌年の3月の検針日から4月の検針日の
月31日までの期間	前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2	
月28日までの期間(翌年が	翌年の4月の検針日から5月の検針日の
閏年となる場合は、翌年の	前日までの期間
2月29日までの期間)	

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめ契約者に計量 日をお知らせしたときは、(二) の場合を除き、その供給地点の各離島 平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適 用期間は、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検 針日は、計量日といたします。
- (ハ) 定額接続送電サービスの場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの適用を受け、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。
- (二) 検針日が毎月初日の需要者に係る供給地点については、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 電灯定額接続送電サービス

離島ユニバーサルサービス調整額は、口によって算定された各契約 負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたしま す。

b 電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス 離島ユニバーサルサービス調整額は、口によって算定された各臨時 接続送電サービスごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたし ます。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の接続供給電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

	10ワットまでの1灯につき	4厘
電	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
ا من	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘
	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
小	50ボルトアンペアをこえ	2銭5厘
型機器	100ボルトアンペアまでの1機器につき	2 致 3 座
器	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	1 往 2 回
	50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘

(ロ) 電灯臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア	1厘
までの場合	
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア	1厘
までの場合100ボルトアンペアまでごとに	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアン	7厘
ペアまでの場合	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトア	7厘
ンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力1キロワット	O III
1日につき	8厘

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲示

当社は、(1) イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1) ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

6 平均力率の算定

(1) 平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値(端数は、小数点以下第5位で四捨五入いたします。)に応じて、次のとおりといたします。

無効電力量 /有効電力量の値		平均力率 (パーセント)		無効電力量 /有効電力量の値	
0.0000から	0.1004まで	100	0.7631から	0.7892まで	79
0.1005	0.1752	99	0.7893	0.8154	78
0.1753	0.2279	98	0.8155	0.8419	77
0.2280	0.2718	97	0.8420	0.8685	76
0.2719	0.3106	96	0.8686	0.8954	75
0.3107	0.3461	95	0.8955	0.9225	74
0.3462	0.3793	94	0.9226	0.9500	73
0.3794	0.4108	93	0.9501	0.9778	72
0.4109	0.4409	92	0.9779	1.0060	71
0.4410	0.4701	91	1.0061	1.0345	70
0.4702	0.4984	90	1.0346	1.0636	69
0.4985	0.5261	89	1.0637	1.0931	68
0.5262	0.5533	88	1.0932	1.1231	67
0.5534	0.5801	87	1.1232	1.1536	66
0.5802	0.6066	86	1.1537	1.1848	65
0.6067	0.6329	85	1.1849	1.2166	64
0.6330	0.6590	84	1.2167	1.2490	63
0.6591	0.6850	83	1.2491	1.2822	62
0.6851	0.7110	82	1.2823	1.3161	61
0.7111	0.7370	81	1.3162	1.3508	60
0.7371	0.7630	80	1.3509	1.3864	59

無効電力量		平均力率	無効電力	無効電力量	
/有効	電力量の値	(パーセント)	/有効	電力量の値	(パーセント)
1.3865から	1.4229まで	58	2.7207から	2.8126まで	34
1.4230	1.4603	57	2.8127	2.9099	33
1.4604	1.4988	56	2.9100	3.0130	32
1.4989	1.5384	55	3.0131	3.1225	31
1.5385	1.5792	54	3.1226	3.2390	30
1.5793	1.6211	53	3.2391	3.3633	29
1.6212	1.6644	52	3.3634	3.4962	28
1.6645	1.7091	51	3.4963	3.6389	27
1.7092	1.7554	50	3.6390	3.7919	26
1.7555	1.8031	49	3.7920	3.9572	25
1.8032	1.8526	48	3.9573	4.1362	24
1.8527	1.9039	47	4.1363	4.3305	23
1.9040	1.9571	46	4.3306	4.5424	22
1.9572	2.0124	45	4.5425	4.7744	21
2.0125	2.0700	44	4.7745	5.0298	20
2.0701	2.1299	43	5.0299	5.3121	19
2.1300	2.1923	42	5.3122	5.6261	18
2.1924	2.2576	41	5.6262	5.9775	17
2.2577	2.3258	40	5.9776	6.3736	16
2.3259	2.3972	39	6.3737	6.8237	15
2.3973	2.4721	38	6.8238	7.3396	14
2.4722	2.5507	37	7.3397	7.9373	13
2.5508	2.6334	36	7.9374	8.6380	12
2.6335	2.7206	35	8.6381	9.4712	11

無効電力量 /有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量 /有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
9.4713から	10.4787まで	10	22.1998から	28.5539まで	4
10.4788	11.7221	9	28.5540	39.9875	3
11.7222	13.2958	8	39.9876	66.6667	2
13.2959	15.3521	7	66.6668	199.9975	1
15.3522	18.1543	6	199.9976	∞	
18.1544	22.1997	5			

なお、平均力率は、次の算式にもとづき計算しています。

平均力率
$$=$$
 有 効 電 力 量 $\sqrt{(有効電力量)^2 + (無効電力量)^2} \times 100$

(2) 有効電力量および無効電力量の計量については、29(計量)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、29(計量)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

7 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合, 最大の入力の電気機器から順次対象といたします。
 - 口 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて 次によって算定した値を加えたものといたします。
 - (イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校および寺院 1 差込口につき 50ボルトアンペア
 - (ロ) (イ) 以外の場合1 差込口につき 100ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、(1) 口に準じて算定いたします。
- 8 発電量調整受電計画電力量,接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電 計画電力量に関する取扱い
- (1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は,原則として,別表11(発電計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。 ただし,発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち, 卸電力取引所へ の販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結 果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値(卸電力取引市場における市場約定

後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。)

ロ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、イ以外の分が取 引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値(取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。)

なお,当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合,販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします(以下「みなし発電計画」といいます。)。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

発電バランシンググループごとの発電計画

= みなし発電計画の値

当日計画の通知の期限における

× 発電バランシンググループごとの発電計画の値 当日計画の通知の期限における発電計画の値

(2) 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は、原則として、別表10(需要計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし、契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち, 卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と 一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値(卸電力取引市場における市場約定後において,電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は,通知を受けた変更後の値といたします。また,約定がない場合は零とみなします。)

ロ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、イ以外の分が取引相 手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値(取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。)なお、当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合、調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

- (3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い
 - イ 需要抑制量調整受電計画電力量は、原則として、別表12(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし、需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と 認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

(イ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち, 卸電力取 引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所におけ る約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値(卸電力取引市場における市場約 定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る 通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約 定がない場合は零とみなします。)

(ロ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち, (イ) 以 外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画

とのうちいずれか小さい値(取引相手の対応する計画がない場合は零と みなします。)

ロ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計 画差対応余剰電力量の算定上,次の(イ)または(ロ)に該当する場合は,次に定める値を需要抑制計画とみなします(以下「みなし需要抑制計画」といいます。)。この場合,みなし需要抑制計画が負となるときの30(電力および電力量の算定)(14)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は,当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお、需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画

= みなし需要抑制計画の値

当日計画の通知の期限における

- × 需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値 当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値
- (イ) 需要抑制契約者が通知した販売計画(イにより変更した場合は変更後の値といたします。)が調達計画(イにより変更した場合は変更後の値といたします。)を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ロ) 需要抑制契約者が通知した販売計画(イにより変更した場合は変更後の値といたします。)が調達計画(イにより変更した場合は変更後の値といたします。)を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

9 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 定額制供給の場合の接続供給電力量
 - イ 接続供給電力量の算定式

その1月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、32(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたは二の場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し、協定の対象となる期間(以下「協定期間」といいます。)の日数を乗じた値といたします。

		10ワットまでの	10ワット×ロに
		1灯につき	定時間 20ワめ間 20ワめ間 40の で 時間 70の が 間 40の が 間 70の が 月
		1分にフロ	時間
		10ワットをこえ	20ワット×ロに
		20ワットまでの	定める月別使用
		1灯につき	時間
		20ワットをこえ	40ワット×ロに
		40ワットまでの	の定める月別使用時間えの20ワットスの 定時間 ン 以の に の の で に の の で に の の の で に の の の で に の の の の
	電灯である	1灯につき	
電灯定額		40ワットをこえ	60ワット×ロに
接続送電	契約負荷設備	60ワットまでの	定める月別使用
サービス		1灯につき	時間
		60ワットをこえ	100ワット×ロ
		100ワットまで	に定める月別使
		の1灯につき	用時間
		100ワットをこ	EUD W Y A A A L
		える 1 灯につき	
		50ワットまでご	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		とに	h 각 티
	小型機器である	る契約負荷設備	20七口口 1 吐
	1機器につき	1機器につき	
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×
电/	, 岬町化识水ル	, CA	40キロワット時
ah -∃	力臨時定額接続送電+	ナービフ	契約電力×200
<u> </u>	J岬町龙银I女机及电!	, CA	時間

口 月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月間使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月間使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ 過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

前月または前年同月の接続供給電力量 × 協定期間の日数 前月または前年同月の料金の算定期間の日数

(ロ) 前3月間の接続供給電力量による場合

前3月間の接続供給電力量 前3月間の料金の算定期間の日数 × 協定期間の日数

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた 値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合 で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された接続供給電力量 取替後の計量器によって計量された期間の日数 × 協定期間の日数 ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量とい たします。

なお、この場合の計量器の取付けは、62(計量器等の取付け)に準ずる ものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 100パーセント+ (±誤差率)

なお,公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は,次の月以降 の接続供給電力量を対象として協定いたします。

- (イ) 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月
- (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月
- (3) (1) または(2) によって接続供給電力量を定める場合,協定期間の30分ごとの接続供給電力量は,協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし,(2) によって接続供給電力量を定める場合で,協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは,協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
- (4) 発電量調整受電電力量の協定については、(2) および(3) に準ずるものといたします。

10 需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおり といたします。

文	寸象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎 年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎 日 午前12時	30分ごとの 実需給の開 始時刻の1 時間前
	需要想定值	各月の平日お よび休日の接 続対象電力の 最大値および 最小値	各週の平日お よび休日の接 続対象電力の 最大値および 最小値	電力広域的運 営推進機関が 指定する時刻 の日ごとの接 続対象電力	30分ごと 電力量	の接続対象
通知の内容	需要想定が書います。	各よ続 最る契需者分分の休 最大 最 る契 需者 分分の休 電子 お に 契ま制 の び 画 日の力よ対 約 た 契調 販 値	各よ続最最る契需者分分の外集をは大小発約要ごおの外電が象値値電者抑とよ計をはまましている。これでは、対対に対しては、対対がた契調販値がある。	電営指の続対約ま制のび画力推定日対す者た契調販値は機ると電発契需者分分の関時の力電約要ごおの質が刻接に契者抑とよ計	力量に対す 者,契約者 抑制契約者	接続対象電る発電契約では、おいます。またとのは、おいますができません。またいのは、おいますが、これは、おいますが、これは、おいますが、これは、おいますが、これは、おいますが、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは
		(自己	力未調達分の言 等への電気の値 う場合を除き	共給を	-	_

- (注1) 需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。
- (注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。
- (注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な 断面を提出していただく場合があります。
- (注4) 週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11 発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおり といたします。

		年間計画	月間計画	週間計画	77 너 의 교육	사마리표
対象期間		(第1年度, 第2年度)	(翌月, 翌々月)	(翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限		毎 年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎 日 午前12時	原則として 30分ごとの 実需給の開 始時刻の1 時間前
	発電計画	各月の平日お よび休日の発 電量調整受電 電力の最大値 および最小値	各週の平日お よび休日の発 電量調整受電 電力の最大値 および最小値	電力広域的運営 推進機関が指定 する時刻の日ご との発電量調整 受電電力	30分ごとの発電量調整 受電電力量	
通知の内容	調達計画・販売計画	各月が電電電話が 電力がするでは では では では でするでするでは では では では では では では では では では	各び電電は 電力がする 電力がする 電力がする では を表したがする では を表したが を表したが では を表したが では を表したが では のがする では のがする では のが のがする では のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	電営指の電電型契約要ごおの広進とと整対、ま制のででは、まりのでは、まりのでは、まりのが画が対象では、まりのが画が対象では、まりのが画が対象では、まりのではでは、まりのでは、まりのでは、まりのでは、まりのでは、まりのでは、まりのではでは、まり	受電電力量 約者,発電 は需要抑制)発電量調整 量に対する契 置契約者また 引契約者ごと 3よび販売分
	発電設備 の停止計		時,作業の終内容,その他	_		_
	画				計画外作業	
				計画	画作業の変更	[分

- (注1) 発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。
- (注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。
- (注3) 当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
- (注4) 計画外作業および計画作業の変更分については、発生の都度、速やかに提出していただきます。
- (注5) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面 を提出していただく場合があります。
- (注6) 週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合 には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画 値を提出していただきます。

12 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

文	付象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通	知の期限	毎 年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎 日 午前12時	30分ごとの 実需給の開 始時刻の1 時間前
	需要抑制計画	各月の平日お よび休日の需 要抑制量調整 受電電力の最 大値および最 小値	各週の平日お よび休日の需 要抑制量調整 受電電力の最 大値および最 小値	電力広域的運 営推進機関が 指定する時刻 の日ごとの需 要抑制量調整 受電電力	30分ごとの需要抑制量 調整受電電力量	
通知の内容	調達計画計画	各よ要受大小契契需者分分の 下日量力よ対,ま制のび 要では他者者を が神電おに者者を が対します。 をよれて がいます。 をよれて がいます。 がいます。 のがする。 では、 のがする。 では、 のがする。 のがする。 のがする。 のがする。 のがは、 のが	各よ要受大小契約需者 一日の調のが制電おは者者 一日の調のがす発れまりのが 大値者者を が対す発れまりのが ではまする。 では、 のがする。 では、 のがする。 では、 のがする。 では、 のがする。 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、	電営指の要受す電は約達売が刻需整対発た契調します。	調整受電電 る契約者, または需要	高要抑制量 活力量に対す 発電契約者 受抑制契約者 受力および販値
	ベースラ イン	_	_			30分ごと の値

- (注1) 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社所定の様式により提出していただきます。
- (注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。
- (注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面 を提出していただく場合があります。
- (注4) 週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合 には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画 値を提出していただきます。

13 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧	管灯の定格消費電力	コンデンサ取付容量			
(ボルト)	(ワット)	(マイクロファラッド)			
	10	3.5			
	15	4.5			
	20	5.5			
100	30	9			
100	40	14			
	60	17			
	80	25			
	100	30			
	40	3.5			
200	60	4.5			
200	80	5.5			
	100	7			

ロ ネオン管灯(1次電圧100ボルトの場合といたします。)

変圧器2次電圧	変圧器容量	コンデンサ取付容量
(ボルト)	(ボルトアンペア)	(マイクロファラッド)
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ水銀灯

出力(ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)							
	100ボルト	200ボルト						
50以下	30	7						
100 "	50	9						
250 "	75	15						
300 "	100	20						
400 "	150	30						
700 "	250	50						
1,000 "	300	75						

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力	馬	力	1/8	1/4	1/2	1
电别炫处俗山 <i>门</i>	キロワ	ット	0.1	0.2	0.4	0.75
	使用電		40	50	75	100
コンデンサ取付容量	100ボ	ルト				100
(マイクロファラッド)	使用電圧		20	00	30	40
	200ボ	200ボルト		20		40

(ロ) 3相誘導電動機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
格出力	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
	ンサ取付容量 ロファラッド)	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応する イに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力	3	5	7.5	10	15	20	25	30	35	40	45以上
(キロボルトアンペア)	以上	50未満									
コンデンサ取付容量	100	150	200	250	200	400	F00	COO	700	000	000
(マイクロファラッド)	100	150	200	Z5U	300	400	500	000	700	800	900

口 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1), (2) および(3) によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

14 標準設計

(1) 低圧または高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。この場合の電線路とは、受電地点から受電地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口または受電用変圧器の引出側端子までおよび供給地点から供給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

なお、既設の電線路を利用する場合、または他者と同時に供給設備を施設する場合は、他者の電圧降下および電圧変動を考慮して施設いたします。また、下表に定めのない電圧で受電または供給する場合は、下表に準ずるものといたします。

公称電圧 (ボルト)	高圧	高圧 低圧			
(ボルト)	6,600	100	200		
電圧降下の許容限度	C00	C	20		
(ボルト)	600	O	20		

(口) 経過地

電線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

電線路は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は、他の方法によります。

口 架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の 張替え、負荷の分割のうち、電線路の保守または保安に支障をきたさ ない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。
- b 電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

a 支持物には、鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を 使用いたします。

なお、鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱の使用区 分については、法令および周囲の状況を考慮して、技術上、経済上適 当なものを選定いたします。

b 鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を使用すること が技術上,経済上適当でない場合は,他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

施設場所	標準径間(メートル)		
市街地	40		
その他	50		

(ニ) 支持物の長さ

支持物には、装柱、取付機器、地上高および他の工作物との離隔等を 考慮して、必要な長さのものを使用いたします。

(ホ) がいし

がいしには、次のものを使用いたします。

使用箇所 電圧	通り箇所	引留箇所	
高 圧	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし	
低 圧	低圧ピンがいし	低圧引留がいし	
	低圧引留がいし		
年に見ばっ	低圧引留がいし		
低圧引込み	引込用バイン	ドレスがいし	

(へ) 装 柱

支持物の装柱は、水平式または垂直式のうち、いずれか技術上、経済 上適当なものといたします。ただし、付近の樹木や建物等の状況によっ ては、他の装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

- a 電線の支持には、垂直配列用の腕金等、装柱に応じた支持金物を使用いたします。
- b 支持物には,必要に応じて支線,支線柱または支柱を取り付けます。

c 変圧器の1次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

(チ) 電線の種類、太さおよび許容電流

- a 電線および引込線には、絶縁電線を使用いたします。ただし、低圧 電線には、多心型電線を使用することがあります。
- b 電線の太さは、常時許容電流、短時間許容電流、短絡時許容電流、 電圧降下および機械的強度を考慮して、次の中から選定いたします。 ただし、技術上、経済上適当でない場合は、架空ケーブル等、他の適 当な電線を使用することがあります。

(単位:アンペア)

			低月	王絶縁電	記線	多心型電線		高圧絶縁電線		
			引込用	ビニル	屋外用	屋外用ア	いジ導体多	ポリエ	架橋ポ	
│	重類	および	太さ	絶縁電流	線	ビニル	心ポリエラ	チレン電線	チレン	リエチ
				2コより	3コ より	絶縁電 線	3心	4心	電線	レン電 線
	単	2631	メートル	38(平形)	34	_	_			_
硬	線	3.2	<i>"</i>	50(平形)	44		_			
	///									
銅	よ		ミリメートル	70	62		_			
	h	22	"	92	80	_	_	_	_	
線		38	"	130	113	_	_	_	_	_
	線	60	"	174	152	_	_	_	_	_
ア	鋼	25	"	_	_	64	_	_	95	125
ル	心	58	"	_	_	99	_	_	160	205
ミより	硬+鋼心	55	"	_	_	_	140	115	_	_
線	硬	200	"	_	_	_	_	_	350	455

c 高圧引下線には、高圧引下用絶縁電線を使用いたします。

(リ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次の中から、負荷の実情を考慮して、当社が通常使用しているものを選定いたします。

なお,3相電力負荷に対しては,単相変圧器2台をV結線で使用する ことを標準といたします。

> 容量 (キロボルトアンペア) 5, 10, 20, 30, 50, 100

(ヌ) 開閉器の施設

高圧電線路には、保守上必要な箇所に区分開閉器を設置いたします。

(ル) 特殊地域の施設

- a 塩じん害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その規模に応じて耐塩じんがいし類、その他の耐塩じん構造の機材を使用した耐塩設備を施設いたします。
- b 雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて避雷器等の耐雷設備を施設いたします。
- c 雪害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて耐雪設備を施設いたします。
- d 強風発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて耐風設備を施設いたします。

ハ地中電線路

(イ) 電線路の施設

a 電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

(a) 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内 等に施設する場合

(b) 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

- b 電線路を新設する場合は、原則として1回線といたします。
- (ロ) ケーブルの種類. 太さおよび許容電流
 - a ケーブルは、架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを標準と いたします。
 - b ケーブルの太さは、常時許容電流、短時間許容電流、短絡時許容電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、技術上、経済上適当なものを 次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

電月	電圧別 種類		太さ(平方ミリメートル)		
高	圧	架橋ポリエチレン	22, 38, 60, 100, 150, 200,		
同	土	絶縁ビニルシース	250, 325, 400		
低	圧	ケーブル	14, 22, 38, 60, 100, 150, 250		

- (ハ) 高圧機器(地上設置). 高圧キャビネットおよび低圧分岐箱の設置
 - a 高圧機器(地上設置)は、高圧電線路を分岐する場合、または高圧 を低圧に変圧する場合に使用いたします。
 - b 高圧キャビネットは、高圧電線路からπ分岐し、地中引込みまたは 引出しを行なう場合に使用いたします。
 - c 低圧分岐箱は、低圧電線路から地中引込線を分岐する場合に使用いたします。ただし、電線路の施設方法によっては、低圧電線路から低圧分岐箱を使用せずに受電または供給を行なう場合があります。

(2) 特別高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。この場合の電線路とは、受電地点から受電地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までおよび供給地点から供給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までといたします。

なお、既設の電線路を利用する場合、または他者と同時に供給設備を施設する場合は、他者の電圧降下および電圧変動を考慮して施設いたします。また、下表に定めのない電圧で受電または供給する場合は、下表に準ずるものといたします。

公称電圧 (ボルト)	22,000	66,000	110,000
電圧降下の許容限度 (ボルト)	2,000	6,000	10,000

(口) 経過地

電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

電線路は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または市街地、住宅地等で用地の確保が 困難な場合、その他技術上、経済上適当でない場合は、地中電線路といたします。

(二) 施設方法

- a 電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。
- b 電源線(火力発電所から1次変電所に至る電線路)および主要幹線 からの分岐は、原則として行ないません。また、当社以外の電気事業

者等が所有する設備からの引出しおよび分岐も,原則として行ないません。

c 1回線電線路からの分岐は、原則として1電線路につき1発電者または1需要者といたします。また、多回線電線路からの分岐は、既設電線路の保護方式および保守面を考慮した分岐といたします。

口 架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の 張替え等のうち、電線路の保守または保安に支障をきたす場合および 用地の確保が困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたし ます。
- b 他の架空電線路との併架の場合,電線架設順位は,原則として電圧 の高いものを上部,電圧の低いものを下部といたします。

(ロ) 電線の種類. 太さおよび許容電流

- a 電線の種類は、鋼心アルミより線または鋼心耐熱アルミ合金より線 を標準といたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、 腐食のおそれがある場合等特別の場合は、他の電線を使用することが あります。
- b 22,000ボルト架空電線路において鉄塔以外の支持物を使用する場合 の電線の種類は、原則として架橋ポリエチレン電線を標準といたします。
- c 電線の太さは、次に示すものを標準とし、許容電流、瞬時許容電流 等を考慮して必要最小限のものを使用いたします。ただし、他の電線 路に併架する場合で、弛度の関係からやむをえないときは、他の電線 と同じ太さのものを使用することがあります。

鋼心アルミより線 (ACSR)			アルミ合金 「ACSR)	架橋ポリエチレン電線 (OC)		
公称 断面積 (平方ミリ) メートル)	許容電流(アンペア)	公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流(アンペア)	公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流(アンペア)	
160	467	160	725	ACSR120	305	
240	608	240	954	HAℓ 200	455	
330	729	330	1,153			
410	846	410	1,349			
610	1,059	610	1,706			
330×2	1,458	330×2	2,306			
410×2	1,692	410×2	2,698			

d 電線の許容電流は、電気学会技術報告第660号で推奨されている算 定方法等に施設条件を考慮して算出いたします。

(ハ) 支持物の種類

- a 支持物の種類は、原則として鉄塔を標準といたします。ただし、 22,000ボルト架空電線路を施設する場合は、鉄筋コンクリート柱を使 用することがあります。
- b 施設場所の状況および関連施設との協調上,上記以外の適当な支持物を使用することがあります。
- c 鉄塔および鉄柱の基礎は、コンクリート基礎を標準といたします。

(二) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

支持物の種類	標準径間(メートル)		
鉄 塔	150~350		
その他	50~150		

(ホ) がいし

- a がいしは、250ミリメートル懸垂がいしを標準といたしますが、長 幹がいし、LPがいし、耐塩用がいしを使用することもあります。
- b 250ミリメートル懸垂がいしの連結個数は、次のとおりといたします。 長幹がいし、LPがいしおよび耐塩用がいしを使用するときは、これ に準じて施設いたします。ただし、他の電線路に併架する場合および 分岐する場合は、既設の電線路の絶縁設計条件により、がいしの連結 個数を増やすことがあります。

1	汚損区分	А	В	С	D	Е
想定最大等価 塩分付着密度 ミリグラム/平方センチメートル (250ミリメートル懸垂がいし)		0.063	0.125	0.250	0.500	海岸のごく近傍 (海水のしぶきが 直接かかる場合)
海岸から	台風に対し	50キロメートル以上 (一般地域)	10~50キロメートル	3~10キロメートル	0~3キロメートル	海岸の地形構造に より 0~500メートル
哈 の 距 離	季節風に対し 10キロメートル以_ (一般地域)		3~10キロメートル	1~3キロメートル	0~1キロメートル	同上 0~300メートル
発煙源からの	工場地域に対し		工場地域周辺 の比較的軽度 の塩じん害地 域	工場地域	の中心部	
が、まが	22,000ボルト	2~3	2~3	2~3	2~3	3~4
連結個数	66,000ボルト	5	5	6	6	7
数	110,000ボルト	9	9	9	10	11

(へ) 装柱その他

- a 支持物の装柱は、電圧、電線の種類および太さならびに地形的条件 等を考慮して経済的な設計を行ないます。
- b 塩じん害地区, 多雪地区等で特殊な装柱を必要とする場合には, そ

の条件が満たされる範囲で最も経済的な設計といたします。

c 絶縁間隔の基準は、次のとおりといたします。

なお、66,000ボルト、110,000ボルトは、アークホーン付きの場合を 示します。

電圧(ボルト)	22,000	66,000	110,000
標準絶縁間隔(ミリメートル)	350	650	1,150
最小絶縁間隔(ミリメートル)	150	450	750
ジャンパー線と腕金との間隔(ミリメートル)	450	800	1,400

(ト) 架空電線の地表上の高さ

- a 電線の最低地表上の高さは、電圧22,000ボルト以下の場合は5メートル、電圧66,000ボルト以上の場合は6メートルを標準といたします。
- b 電線路付近に建造物があるかまたはその建設が予想される地域, 道路横断箇所およびその他保安上必要と認められる場合は, 標準値に必要な高さを加算した値といたします。
- (チ) アークホーン, アーマロッドの施設 がいし装置には, 必要によりアークホーン, アーマロッドを施設いたします。

(リ) 架空地線の施設

- a 鉄塔, 鉄柱の電線路には, 原則として, その電線路の設計条件にも とづいて電力線と協調のとれた架空地線を1条または2条施設いたし ます。
- b 架空地線が腐食のおそれがある箇所または電磁誘導障害の箇所に施 設する場合には、他の種類の電線を使用することがあります。
- c 接地抵抗の高い支持物には、逆せん絡を防止するため埋設地線および接地棒等を施設いたします。

(ヌ) その他

- a 搬送波の重畳されている電線路から分岐して電線路を施設する場合 は、搬送波を阻止するためにライントラップを施設いたします。
- b 分岐箇所で、電線路の保守ならびに系統運用上必要な場合等には、 開閉型端子または開閉器を施設いたします。
- c 分岐箇所には、故障区間検出装置を施設することがあります。

ハ地中電線路

(イ) 電線路の施設

電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。

- (ロ) ケーブルの種類および太さ
 - a ケーブルの種類は、CVケーブルを標準といたします。
 - b ケーブルの太さは、次に示すものを標準とし、許容電流、瞬時許容 電流および電圧降下等を考慮して、必要最小限のものを使用いたします。

電 圧	種 類		公称断面積(平方ミリメートル)
22,000+111 C1		単心	400, 500, 600, 800, 1,000, 1,200
22,000ボルト	CV	トリプレックス形	60, 100, 150, 200, 250, 325, 400
66,000ボルト	CM	単心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
00,0004777	CV	トリプレックス形	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
110,000ボルト	CV	単心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
110,0004777	CV	トリプレックス形	100, 150, 200, 250, 325, 400

- c ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施 設条件を考慮して算定いたします。
- d ケーブルの施設条件により、防災処理ならびに防蟻処理を施すこと があります。

(ハ) 避雷器の施設

架空電線路に接続される地中電線路には、ケーブル保護のため、接続

部に避雷器を施設することがあります。

(3) 変電設備

イ 一般基準

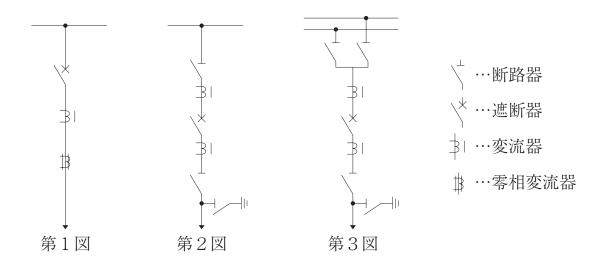
電線路の当社側の引出設備は、その変電所の他の引出設備に準じて施設いたします。

なお、発電所から引き出す場合は、変電設備に準じて施設いたします。

口結線法

結線は、高圧の場合は第1図、特別高圧の場合で、単母線のときは第2図、2重母線のときは第3図を標準といたします。

なお、線路側断路器の線路側に計器用変圧器および避雷器を施設する場合があります。



ハ遮断器

- (イ) 遮断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に 応じ、最大負荷時の電流、現在の系統構成および将来の予想されている 系統構成について計算した短絡電流から判断して、必要最小限のものを 使用いたします。
- (ロ) 短絡電流の算定に考慮する将来の系統構成は,5年から10年程度を目標といたします。

二断路器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な短時間電流から判断して、必要最小限のものを使用いたします。

水 変流器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応 じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な短時間電流から判断して、 必要最小限のものを使用いたします。

へ配電盤

配電盤には、原則として電流計および遮断器操作用開閉器ならびに運転 に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、無効電力計、 電力量計、無効電力量計および充電判定用計器等を取り付けます。

ト 保護装置

電線路で短絡または地絡を生じた場合に、自動的に電路を遮断するための必要な装置を施設いたします。

なお、原則として自動再閉路装置を施設いたします。

(4) 保安通信用電話設備

イ 一般基準

- (イ) 高圧の場合は原則としてすべての発電者について施設し、特別高圧の場合は原則としてすべての発電者および需要者について施設いたします。
- (ロ) 保安通信用電話設備の電話方式は、共電式を標準といたします。
- (ハ) 回線数は、原則として1回線といたします。

口 伝送路設備

- (イ) 伝送路設備は、下記の通信方式を標準とし、伝送情報の重要度ならび に経済性を考慮して、最適な組み合わせにより構成いたします。
 - a 通信ケーブル方式または通信ケーブル搬送方式

- b 光ファイバケーブル方式または光ファイバケーブル搬送方式(光ファイバケーブルには光ファイバ複合架空地線〔以下「OPGW」といいます。〕を含みます。)
- c 多重無線方式
- (ロ) 通信ケーブル方式および通信ケーブル搬送方式
 - a 通信線路の施設
 - (a) 通信線路は、架空通信線路を標準といたします。ただし、架空通信線路とすることが法令上不可能な場合または技術上もしくは経済上やむをえない場合は、他の方法によります。
 - (b) 架空通信線路は、使用電圧が22,000ボルトの架空電線路ならびに 高低圧架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架を標準 といたします。ただし、技術上または経済上やむをえない場合は、 独立通信線路といたします。
 - (c) 地中通信線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、 次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。
 - i 直接埋設式

重量車両が通ることなく,かつ,再掘さくが他に支障のない構内 等に施設する場合

ii 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場 合

b 経過地

通信線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

c 保安装置

必要により保安装置を施設いたします。

d 搬送装置

搬送装置を施設する場合は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を 考慮して、最適なものを施設いたします。

- (ハ) 光ファイバケーブル方式および光ファイバケーブル搬送方式(光ファイバケーブルにはOPGWを含みます。)
 - a 通信線路の施設
 - (a) 通信線路は、架空通信線路(OPGWを除きます。)を標準といたします。ただし、架空通信線路とすることが法令上不可能な場合または技術上もしくは経済上やむをえない場合は、他の方法によります。また、伝送情報の重要度を考慮して、OPGWまたは地中通信線路により施設する場合があります。
 - (b) 架空通信線路(OPGWを除きます。)は、使用電圧が22,000ボルトの架空電線路ならびに高低圧架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架を標準といたします。ただし、技術上または経済上やむをえない場合は、独立通信線路といたします。
 - (c) OPGWは、(2) 口(リ) に準じて施設いたします。
 - (d) 地中通信線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、 次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。
 - i 直接埋設式

重量車両が通ることなく,かつ,再掘さくが他に支障のない構内 等に施設する場合

ii 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場 合

b 経過地

通信線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において通信線路が最も経済的に施設できるよう選定い

たします。

c 搬送装置

搬送装置を施設する場合は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を 考慮して、最適なものを施設いたします。

(二) 多重無線方式

a 多重無線装置(空中線系を含みます。)

多重無線装置は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を考慮して、 最適なものを施設いたします。

b 空中線支持物

電波伝搬路を確保するために、必要最小限の高さの支持物を施設いたします。

c 反射板

電波伝搬路の経路構成上必要な場合は、反射板を施設いたします。

d 搬送装置

搬送装置は、必要回線数に応じて最適なものを選定して施設いたします。

(5) 系統保護装置用通信設備

イ 一般基準

- (イ) 当社と発電者または需要者との間に通信回線を必要とする系統保護装置を適用する場合があります。
- (ロ) 系統保護装置のために使用する通信回線には高信頼度と所要の伝送特性が要求されるため自営の電気通信設備とし、伝送路媒体は、マイクロ波無線または光ファイバケーブル (OPGWを含みます。) による構成といたします。
- (ハ) 通信回線は、原則として1系列、1ルート構成といたします。ただし、 系統保護装置の動作信頼度を確保するため、2系列、2ルート構成とす る場合があります。

口 伝送路設備

伝送路設備については.(4)に準じます。

(6) 給電情報伝送装置

イ 一般基準

- (イ) 給電情報伝送装置の伝送方式は、サイクリック伝送方式を標準といたします。
- (ロ) 伝送路は、原則として1ルートといたします。
- 口 伝送路設備

伝送路設備については、(4)に準じます。

(7) その他

この標準設計に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき技術上適当と認められる設計によるものといたします。この場合には、その設計を標準設計といたします。

別 冊 I

系統連系技術要件

(低 圧)

I 総 則

1 目 的

この系統連系技術要件(以下「この要件」といいます。)は、託送供給等約款8(契約の要件)(1) ニまたは(2)ハにもとづき、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、発電者または事業場所内の発電設備および需要者または事業場所内の電気設備を当社の電力系統(以下「系統」といいます。)に電気的に接続(以下「連系」といいます。)するにあたり、必要となる技術要件を示したものです。

2 適用の範囲

この要件は、発電者の発電設備および電気設備または需要者の電気設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備であっても、当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時、または系統運用に支障をきたすおそれがある場合(リレー整定値等の設定変更必要時等)には、この要件を適用いたします。また、需要者が需要場所内において発電設備を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備もしくは電気設備を系統に連系する場合についても、この要件を適用いたします。

- (1) Ⅱ (発電者の発電設備の連系に必要な技術要件)に定める技術要件は、発電者の発電設備を当社の低圧電線路と連系する場合に適用いたします。
- (2) Ⅲ (需要者の電気設備の連系に必要な技術要件) に定める技術要件は、発電者および需要者の電気設備を当社の低圧電線路と連系する場合に適用いたします。

3 協議

この要件は、系統連系に関する技術要件であり、実際の連系にあたっては、この要件に定めのない事項も含め、個別に協議させていただきます。

Ⅱ 発電者の発電設備の連系に必要な技術要件

1 電気方式

発電設備の電気方式は、次の場合を除き、連系する系統の電気方式(交流単相2線式・単相3線式・三相3線式・三相4線式)と同一としていただきます。

- (1) 最大使用電力に比べて発電設備の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合
- (2) 単相3線式の系統に単相2線式200Vの発電設備を連系する場合に、受電 地点の遮断器を開放したときなどに負荷の不平衡により生じる過電圧に対し て逆変換装置を停止する対策、または発電設備を解列する対策を行なう場合

2 運転可能周波数

発電設備の運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数:58.2Hzをこえ61.0Hz以下

周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件(FRT要件)の適用を受ける発電設備の検出レベルは57.0Hz、それ以外は58.2Hzとし、検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること(協調が取れる範囲の最大値:2秒)。

3 力 率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持するため、原則として系統側からみて遅れ力率85%以上とするとともに、進み力率とならないようにしていただきます。

なお、電圧上昇を防止する上でやむをえない場合には、受電地点の力率を系 統側からみて遅れ力率80%まで制御できるものといたします。

4 高 調 波

逆変換装置(二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。)を用いた発電 設備を設置する場合は、逆変換装置本体(フィルターを含みます。)の高調波 流出電流を総合電流歪率 5%、各次電流歪率 3%以下としていただきます。ま た、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、Ⅲ(需要 者の電気設備の連系に必要な技術要件)に準じた対策を実施していただきます。

5 発電出力の抑制

逆潮流のある発電設備のうち、太陽光発電設備および風力発電設備には、当 社の求めに応じて、発電出力の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他 必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備(ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。)は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお、停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

6 不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備の故障または系統の事故時に,事故の除去,事故範囲の局限化等を行なうために,次の考え方にもとづいて,保護協調を図ることを目的に, 適正な保護装置を設置していただきます。

なお,構内設備の故障に対しては,Ⅲ (需要者の電気設備の連系に必要な技術要件)に準じた対策を実施していただきます。

イ 発電設備の異常および故障に対しては、確実に検出・除去し、連系する

系統に事故を波及させないために、発電設備を即時に解列すること。

- ロ 連系する系統の事故に対しては、迅速かつ確実に、発電設備が解列すること。
- ハ 上位系統事故時など、連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備 が高速に解列し、一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転 が生じないこと。
- ニ 事故時の再閉路時に, 発電設備が連系する系統から確実に解列されていること。
- ホ 連系する系統以外の事故時には、発電設備は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備の種別ごとに定められる事故時運転継続要件(FRT要件)を満たしていただきます。

7 保護装置の設置

(1) 発電設備故障対策

発電設備故障時の系統保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出できる場合は省略できるものといたします。

- イ 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。
- ロ 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

- イ 同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし、発電設備の故障対策用不足電圧リレー、または過電流リレーにより、連系する系統の短絡事故が検出できる場合は、これで代用できるものといたします。
- 口 誘導発電機, 二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備の場合は, 連系する系統の短絡事故時に発電設備の電圧低下を検出し, 発電設備を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し、発電設備を解列するための受動 的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4) 単独運転防止対策

単独運転防止のため、過電圧リレー、不足電圧リレー、周波数上昇リレー、 周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式 を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

- イ 連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し、確実に単独運転 を検出できること。
- ロ 頻繁な不要解列を生じさせないこと。
- ハ 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないこと。

8 保護装置の設置場所

保護リレーは、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

9 解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として、系統から発電設備を解 列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

- (1) 機械的な解列箇所2箇所
- (2) 機械的な解列箇所1箇所と逆変換装置のゲートブロック
- (3) 発電設備連絡用遮断器

10 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 過電圧リレーは、単相2線式においては1相、単相3線式および三相3線式については2相に設置すること。なお、単相3線式では中性線と両電圧線間とすること。
- (2) 不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは、単相2線式においては1相、単相3線式においては2相、三相3線式については3相に設置すること。なお、単相3線式では中性線と両電圧線間とすること。
- (3) 周波数上昇リレー, 周波数低下リレーおよび逆電力リレーは, 単相2線式, 単相3線式および三相3線式について1相に設置すること。
- (4) 逆充電検出の場合は、次のとおりとしていただきます。
 - イ 不足電力リレーは、単相2線式においては1相、単相3線式においては2相、三相3線式については3相に設置すること。なお、単相3線式では中性線と両電圧線間、三相3線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできるものといたします。
 - ロ 不足電圧リレーは、単相2線式においては1相、単相3線式および三相 3線式については2相に設置すること。なお、単相3線式では中性線と両 電圧線間とすること。

11 接地方式

接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。

12 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器(単巻変圧器を除きます。)を設置していただきます。

ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。

- (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること, または逆変換装置に高周波変 圧器を用いていること。

なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

13 電圧変動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値(標準電圧100Vに対しては101±6 V,標準電圧200Vに対しては202±20 V)以内に維持する必要があるため、発電設備の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは、進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、配電線増強等の対策を行ないます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10%以内とし、次に示す 対策を行なっていただきます。

イ 同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの(制動巻線を有しているもの と同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含み ます。)とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ 二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合は、自動同期検定機能を有

するものを用いること。

- ハ 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が 常時電圧から10%をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル 等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機 を用いる等の対策を行なうこと。
- ニ 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。
- ホ 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統 の電圧が常時電圧から10%をこえて逸脱するおそれがあるときには、限流 リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、 自励式の逆変換装置を用いること。
- へ 発電設備の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときには、その抑制対策を行なうこと。

14 短絡容量

発電設備の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回る おそれがある場合は、短絡電流を制限する装置(限流リアクトル等)を設置し ていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、短絡容量対策について個別に検討・ 協議させていただきます。

15 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置

単相3線式の電気方式に連系する場合であって、負荷の不平衡と発電設備の 逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは、発電 設備および負荷設備等の並列点よりも系統側に、3極に過電流引き外し素子を 有する遮断器を設置していただきます。

16 発電設備の種類

連系する発電設備は、逆変換装置を用いた発電設備に限ります。ただし、逆変換装置を用いない発電設備の連系は、逆潮流がない場合に限ります。

17 サイバーセキュリティ対策

サイバー攻撃による発電設備の異常動作を防止し、または発電設備がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去や影響範囲の局限化等を行なう ために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。
- (2) 発電設備の制御に係るシステムに対して、マルウェアの侵入防止対策を講ずること。
- (3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない, すみやかに必要な措置を講ずるため, 発電設備に対して, セキュリティ管理責任者を設置するとともに, 氏名および一般加入電話番号, または携帯電話番号を通知すること。

Ⅲ 需要者の電気設備の連系に必要な技術要件

1 電気方式

電気設備の電気方式は、連系する系統の電気方式(交流単相2線式・単相3線式・三相3線式・三相4線式)と同一としていただきます。

2 力率の保持

- (1) 需要者は、需要場所において、電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は、原則として、90%以上、その他の機器を使用する供給地点については85%以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款別表13(進相用コンデンサ取付容量基準)を基準として取り付けていただきます。

3 保護装置の設置

需要者は、次の原因で他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくなどの対策を行なっていただきます。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他(1),(2),(3) または(4) に準ずる場合

別 冊 Ⅱ

系統連系技術要件

(高 圧)

I 総 則

1 目 的

この系統連系技術要件(以下「この要件」といいます。)は、託送供給等約款8(契約の要件)(1) ニまたは(2) ハにもとづき、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、発電者または事業場所内の発電設備および需要者または事業場所内の電気設備を当社の電力系統(以下「系統」といいます。)に電気的に接続(以下「連系」といいます。)するにあたり、必要となる技術要件を示したものです。

2 適用の範囲

この要件は、発電者の発電設備および電気設備または需要者の電気設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備であっても、当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時、または系統運用に支障をきたすおそれがある場合(リレー整定値等の設定変更必要時等)には、この要件を適用いたします。また、需要者が需要場所内において発電設備を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備もしくは需要設備を系統に連系する場合についても、この要件を適用いたします。

- (1) Ⅱ (発電者の発電設備の連系に必要な技術要件)に定める技術要件は、発電者の発電設備を当社の高圧電線路と連系する場合に適用いたします。事業場所内の発電設備を当社の高圧電線路と連系する場合に適用する技術要件については、Ⅱ (発電者の発電設備の連系に必要な技術要件)に準じ協議させていただきます。ただし、35kV以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路と連系する場合に限り、この要件を適用することができます。
- (2) Ⅲ (需要者の電気設備の連系に必要な技術要件) に定める技術要件は、発電者および需要者の電気設備を当社の高圧電線路と連系する場合に適用いたします。事業場所内の電気設備を当社の高圧電線路と連系する場合に適用す

る技術要件については、Ⅲ (需要者の電気設備の連系に必要な技術要件) に 準じ協議させていただきます。

なお,発電者および需要者が自家用発電設備を系統に連系して使用する場合は,個別に協議させていただきます。

3 協 議

この要件は、系統連系に関する技術要件であり、実際の連系にあたっては、この要件に定めのない事項も含め、個別に協議させていただきます。

Ⅱ 発電者の発電設備の連系に必要な技術要件

1 電気方式

発電設備の電気方式は、最大使用電力に比べて発電設備の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き、連系する系統の電気方式(交流三相3線式)と同一としていただきます。

2 運転可能周波数

発電設備の運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数:58.2Hzをこえ61.0Hz以下

周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件(FRT要件)の適用を受ける発電設備の検出レベルは57.0Hz、それ以外は58.2Hzとし、検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること(協調が取れる範囲の最大値:2秒)。

3 力 率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持するため、原則として系統側からみて遅れ力率85%以上とするとともに、進み力率とならないようにしていただきます。

なお、電圧上昇を防止する上でやむをえない場合には、受電地点の力率を系 統側からみて遅れ力率80%まで制御できるものといたします。

4 高 調 波

逆変換装置(二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。)を用いた発電設備を設置する場合は、逆変換装置本体(フィルターを含みます。)の高調波流出電流を総合電流歪率 5 %、各次電流歪率 3 %以下としていただきます。また、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、Ⅲ(需要

者の電気設備の連系に必要な技術要件)に準じた対策を実施していただきます。

5 発電出力の抑制

逆潮流のある発電設備のうち、太陽光発電設備および風力発電設備には、当 社の求めに応じて、発電出力の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他 必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備(ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。)は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお、停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

6 不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備の故障または系統の事故時に,事故の除去,事故範囲の局限化等を行なうために,次の考え方にもとづいて,保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。

なお,構内設備の故障に対しては,Ⅲ (需要者の電気設備の連系に必要な技術要件)に準じた対策を実施していただきます。

- イ 発電設備の異常および故障に対しては、確実に検出・除去し、連系する 系統に事故を波及させないために、発電設備を即時に解列すること。
- ロ 連系する系統の事故に対しては、迅速かつ確実に、発電設備が解列すること。
- ハ 上位系統事故時など、連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備 が高速に解列し、一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転

が生じないこと。

ニ 事故時の再閉路時に、発電設備が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ 連系する系統以外の事故時には、発電設備は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備の種別ごとに定められる事故時運転継続要件(FRT要件)を満たしていただきます。

7 保護装置の設置

(1) 発電設備故障対策

発電設備故障時の系統保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出できる場合は省略できるものといたします。

- イ 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。
- ロ 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

- イ 同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。
- ロ 誘導発電機, 二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備の場合は, 連系する系統の短絡事故時に発電設備の電圧低下を検出し, 発電設備を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため、地絡過電圧リレーを設置 していただきます。ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧リレー を省略できるものとします。

- イ 発電設備の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出 できる場合
- ロ 逆変換装置を用いた発電設備が構内低圧線に連系する場合であって、そ の出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合
- ハ 逆変換装置を用いた発電設備が構内低圧線に連系する場合であって、そ の出力容量が10kW以下の場合

(4) 逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合、単独運転防止のため、発電設備故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに、転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能(能動的方式1方式以上を含みます。)を有する装置を設置していただきます。ただし、専用線の場合は、周波数上昇リレーを省略できるものとします。

- イ 連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し、確実に単独運転 を検出できること。
- ロ 頻繁な不要解列を生じさせないこと。
- ハ 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないこと。

(5) 逆潮流がない場合の単独運転防止対策

逆潮流がない場合,単独運転防止のため,逆電力リレーおよび周波数低下 リレーを設置していただきます。ただし、専用線の場合であって,逆電力リ レーまたは不足電力リレーにより単独運転を高速に検出できる場合は、周波 数低下リレーを省略できるものとします。

なお、構内低圧線に連系する発電設備において、その出力容量が受電電力

の容量に比べて極めて小さく、単独運転検出機能(受動的方式および能動的 方式それぞれ1方式以上を含みます。)を有する装置により高速に単独運転 を検出し、発電設備が停止、または解列する場合は、逆電力リレーを省略で きるものといたします。

8 保護装置の設置場所

保護リレーは、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

9 解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として、系統から発電設備を解 列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

- (1) 受電用遮断器
- (2) 発電設備出力端遮断器またはこれと同等の機能を有する装置
- (3) 発電設備連絡用遮断器
- (4) 母線連絡用遮断器

また、解列にあたっては、発電設備を電路から機械的に切り離すことができ、かつ、電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため、原則として、 半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

10 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。
- (2) 過電圧リレー、周波数低下リレー、周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは、1相設置とすること。

- (3) 短絡方向リレーは、3相設置とすること。ただし、連系する系統と協調を 図ることができる場合は、2相設置とすることができるものといたします。
- (4) 不足電圧リレーは、3相設置とすること。ただし、短絡方向リレーと協調 を図ることができる場合は、1相設置とすることができるものといたします。
- (5) 不足電力リレーは、2相設置とすること。

11 自動負荷制限

発電設備の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

12 線路無電圧確認装置の設置

発電設備を連系する系統の再閉路時の事故防止のため、当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

- (1) 専用線による連系であって、連系する系統の自動再閉路を必要としない場合
- (2) 転送遮断装置および単独運転検出機能(能動的方式に限ります。)を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合
- (3) 2方式以上の単独運転検出機能(能動的方式1方式以上を含むものに限ります。)を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合
- (4) 単独運転検出機能(能動的方式に限ります。)を有する装置および整定値が発電設備の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し、かつ、それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合
- (5) 逆潮流がない場合であり、かつ、系統との連系に係わる保護リレー、計器 用変流器、計器用変圧器、遮断器および制御用電源配線が2系列化されてお り、これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし、2系列目 の上記装置については、次のうちいずれか1方式以上を用いて簡素化を図る

ことができます。

イ 2系列の保護リレーのうち1系列は、不足電力リレーのみとすることが できます。

- 口 計器用変流器は,不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合, 1系列目と2系列目を兼用できます。
- ハ 計器用変圧器は,不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合, 1系列目と2系列目を兼用できます。

13 接地方式

接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。

14 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備を連系する場合は,逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために,受電地点と逆変換装置との間に変圧器(単巻変圧器を除きます。)を設置していただきます。

ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。

- (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること, または逆変換装置に高周波変 圧器を用いていること。

なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

15 電圧変動

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正値(標準電圧100Vに対しては101±6 V,標準電圧200Vに対しては202±20 V)以内に維持する必要

があるため,発電設備の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇 等により適正値を逸脱するおそれがあるときは,次に示す電圧変動対策を行 なっていただきます。

なお,これにより対応できない場合には、配電線新設による負荷分割等の 配電線増強や専用線による連系を行なうなどの対策を行ないます。

- イ 発電設備の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれが あるときには、自動的に負荷を制限すること。
- ロ 発電設備の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれが あるときには、自動的に電圧を調整すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10%以内とし、次に示す 対策を行なっていただきます。

- イ 同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの(制動巻線を有しているもの と同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含み ます。)とするとともに自動同期検定装置を設置すること。
- ロ 二次励磁制御巻線形誘導発電機を用いる場合には、自動同期検定機能を 有するものを用いること。
- ハ 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が 常時電圧から10%をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル 等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機 を用いる等の対策をすること。
- ニ 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。
- ホ 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統 の電圧が常時電圧から10%をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リ アクトル等を設置すること。
- へ 発電設備の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フ

リッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときには、電圧変動の抑制や並解列 の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の 電圧が常時電圧から10%をこえて逸脱するおそれがあるときは、その抑制 対策を行なうこと。

16 電圧フリッカ

発電設備の連系により、系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は、 電力品質を維持確保するため必要な対策を行なっていただきます。

17 短絡容量

発電設備の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回る おそれがある場合は、短絡電流を制限する装置(限流リアクトル等)を設置し ていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、短絡容量対策について個別に検討・ 協議させていただきます。

18 発電機定数

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

19 昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から、昇圧用変圧器 のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また、電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

20 連絡体制

(1) 発電者の構内事故および系統側の事故等により、連系用遮断器が動作した場合等(サイバー攻撃により設備異常が発生し、または発生するおそれがある場合を含みます。)には、当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、当社と発電者の技術員駐在箇所等との間には、保安通信用電話設備を設置していただきます。

ただし、保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。

- イ 専用保安通信用電話設備
- ロ 電気通信事業者の専用回線電話
- ハ 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話
- (イ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式(交換機 を介する代表番号方式ではなく,直接技術員駐在箇所へつながる単番方 式)とし、発電設備の保守監視場所に常時設置されていること。
- (ロ) 話中の場合に割り込みが可能な方式(キャッチホン等)であること。
- (ハ) 停電時においても通話可能なものであること。
- (二) 災害時等において当社と連絡が取れない場合には、当社との連絡が取れるまでの間、発電設備の解列または運転を停止するよう、保安規程上明記されていること。
- (2) 当社に系統運用上必要な情報を提供していただきます。提供情報は、当社が必要と認めた都度提供していただきます。

21 バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると、電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから、原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電出力を抑制していただきます。ただし、配電用変電所に保護装置等を設置することにより、電力品質面および保護協調面で問題が生じないよ

う対策を行なう場合はこの限りではありません。

22 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物(発電事業の用に供するものに限ります。)は、電気事業法にもとづき、電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備については、サイバー攻撃による発電設備の異常動作を防止し、または発電設備がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去や影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。
- (2) 発電設備の制御に係るシステムに対して、マルウェアの侵入防止対策を講ずること。
- (3) 発電設備に対して、セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅲ 需要者の電気設備の連系に必要な技術要件

1 電気方式

電気設備の電気方式は、連系する系統の電気方式(交流三相3線式)と同一としていただきます。

2 高調波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流 を流出する場合は、その高調波電流を抑制するため、次の要件にしたがってい ただきます。

(1) 対象となる需要者

イ 対象となる需要者は、次に該当する需要者(以下「特定需要者」といいます。)といたします。

6.6kVの系統から受電する需要者であって、その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量(以下「等価容量」といいます。)の合計が50kVAをこえる需要者

- ロ イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は,300V以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20A/相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。
- ハ 特定需要者が、口に該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する場合等に適用いたします。

なお, 口に該当する高調波発生機器を新設, 増設または更新する等によって特定需要者に該当することになる場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

イ 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生す

る高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

- ロ 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものといたします。
- ハ 対象とする高調波の次数は40次以下といたします。
- 二 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その 低減効果を考慮することができるものといたします。

(3) 高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は,高調波の次数ごとに,次表に示す需要者の契約電力1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力(キロワット単位といたします。)を乗じた値といたします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は,(2)の高調波流出電流が,(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には,高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を行なっていただきます。

契約電力 1kWあたりの高調波流出電流上限値

(単位:mA/kW)

連系電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6.6kV	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

3 電圧フリッカ

電気炉の設置等により、基準値をこえる電圧フリッカが発生する場合は、電力品質を維持確保するため必要な対策を行なっていただきます。

4 力率の保持

(1) 供給地点ごとの力率は、原則として85%以上に保持していただきます。 なお、軽負荷時には電圧上昇を防止するために系統側からみて進み力率と

ならないようにしていただきます。負荷変動により進み力率となる場合は, 適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

(2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

5 保護協調の目的

需要場所内の事故に対しては、この影響を連系された系統へ波及させないために、事故箇所を当該系統からすみやかに切り離していただきます。

6 保護装置の設置

- (1) 需要場所内の短絡事故時の保護のため、過電流リレーを設置していただきます。ただし、過電流遮断装置として高圧限流ヒューズ(屋外に施設される場合で高圧非限流ヒューズを用いるものを含みます。)を用いる場合においては、この限りではありません。
- (2) 需要場所内の地絡事故時の保護のため、地絡過電流リレーを設置していただきます。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、地絡方向リレーを設置していただきます。
- (3) 需要者の保護装置は、当社の保護装置と協調を図っていただきます。

7 保護装置の設置場所

保護リレーは、供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

8 遮断箇所

遮断箇所は、系統から需要場所の需要設備を遮断することができ、かつ、事 故を除去できる箇所としていただきます。

9 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 地絡過電流リレーおよび地絡方向リレーは零相回路設置としていただきます。
- (2) 過電流リレーは2相設置としていただきます。

10 提供情報

当社に系統運用上必要な情報を提供していただきます。

系統連系技術要件

(特別高圧)

I 総 則

1 目 的

この系統連系技術要件(以下「この要件」といいます。)は、託送供給等約款8(契約の要件)(1) ニまたは(2)ハにもとづき、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、発電者または事業場所内の発電設備および需要者または事業場所内の電気設備を当社の電力系統(以下「系統」といいます。)に電気的に接続(以下「連系」といいます。)するにあたり、必要となる技術要件を示したものです。

2 適用の範囲

この要件は、発電者の発電設備および電気設備または需要者の電気設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備であっても、当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時、または系統運用に支障をきたすおそれがある場合(リレー整定値等の設定変更必要時等)には、この要件を適用いたします。また、需要者が需要場所内において発電設備を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備もしくは電気設備を系統に連系する場合についても、この要件を適用いたします。

- (1) Ⅱ (発電者の発電設備の連系に必要な技術要件)に定める技術要件は、発電者の発電設備を当社の特別高圧電線路と連系する場合に適用いたします。事業場所内の発電設備を当社の特別高圧電線路と連系する場合に適用する技術要件については、Ⅲ (発電者の発電設備の連系に必要な技術要件)に準じ協議させていただきます。ただし、35kV以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路と連系する場合に限り、系統連系技術要件(高圧)を適用することができます。
- (2) Ⅲ (需要者の電気設備の連系に必要な技術要件) に定める技術要件は、発電者および需要者の電気設備を当社の特別高圧電線路と連系する場合に適用

いたします。事業場所内の電気設備を当社の特別高圧電線路と連系する場合 に適用する技術要件については、Ⅲ (需要者の電気設備の連系に必要な技術 要件)に準じ協議させていただきます。

なお,発電者および需要者が自家用発電設備を系統に連系して使用する場合は. 個別に協議させていただきます。

3 協 議

この要件は、系統連系に関する技術要件であり、実際の連系にあたっては、この要件に定めのない事項も含め、個別に協議させていただきます。

Ⅱ 発電者の発電設備の連系に必要な技術要件

1 電気方式

発電設備の電気方式は、最大使用電力に比べて発電設備の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き、連系する系統の電気方式(交流三相3線式)と同一としていただきます。

2 運転可能周波数

発電設備の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数:58.2Hzをこえ61.0Hz以下

運転可能周波数:57.0Hz以上61.0Hz以下

周波数低下時の運転継続時間は,58.2Hzでは10分程度以上,57.6Hzでは1分程度以上とすること。

周波数低下リレーの整定値は、原則として、検出レベルを57.0Hz、検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること(協調が取れる範囲の最大値: 2秒以上)。

3 力 率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし、発電設備の安定に運転できる範囲は、原則として遅れ力率90%~進み力率95%としていただきます。

逆潮流がない場合は、原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ85%以上とするとともに、系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

4 高調波

逆変換装置(二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。)を用いた発電設備を設置する場合には、逆変換装置本体(フィルターを含みます。)の高調波流出電流を総合電流歪率 5 %,各次電流歪率 3 %以下としていただきます。また、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、Ⅲ(需要者の電気設備の連系に必要な技術要件)に準じた対策を実施していただきます。

5 発電出力の抑制

逆潮流のある発電設備のうち、太陽光発電設備および風力発電設備には、当 社の求めに応じて、発電出力の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他 必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。

逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備(ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。)は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお、停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

6 不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備の故障または系統の事故時に,事故の除去,事故範囲の局限化,系統運用の安定・公衆保安の確保などを行なうために,次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。

なお,構内設備の故障に対しては,Ⅲ (需要者の電気設備の連系に必要な技術要件)に準じた対策を実施していただきます。

- イ 発電設備の異常および故障に対しては、この影響を連系する系統へ波及 させないために、発電設備を当該系統から解列すること。
- ロ 連系する系統に事故が発生した場合は、原則として当該系統から発電設備を解列すること。ただし、再閉路方式によっては、解列が不要な場合があります。
- ハ 上位系統事故, 連系する系統の事故などにより当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には, 発電設備が解列し単独 運転が生じないこと。
- ニ 連系する系統における事故後再閉路時に、原則として発電設備が当該系 統から解列されていること。
- ホ 連系する系統以外の事故時には,原則として発電設備は解列しないこと。
- へ 連系する系統から発電設備が解列する場合には、逆電力リレー、不足電力リレー等による解列を、自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備の不要な遮断を回避できる時限で行なうこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備の種別ごとに定められる事故時運転継続要件(FRT要件)を満たしていただきます。

7 保護装置の設置

(1) 発電設備故障対策

発電設備故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

(2) 系統側事故対策

イ 短絡保護

系統の短絡事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。

なお、必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置してい ただきます。

(イ) 同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し、発電設備を解列することができる 短絡方向リレーを設置すること。当該リレーが有効に機能しない場合は、 短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置すること。

(ロ) 誘導発電機, 二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合 連系する系統の短絡事故時に, 発電電圧の異常低下を検出し解列する ことのできる不足電圧リレーを設置すること。なお,この不足電圧リレー は発電設備事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができます。

口 地絡保護

系統の地絡事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。

なお、必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置してい ただきます。

中性点直接接地方式の系統に連系する場合は、電流差動リレーを設置していただきます。

中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は、地絡過電圧リレーを 設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は、地絡方向 リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。ただし、次のいず れかを満たす場合は、地絡過電圧リレーを省略することができます。

(イ) 発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故 を検出できる場合

- (ロ) 発電設備の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速 に単独運転を検出し解列することができる場合
- (ハ) 逆電力リレー,不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合なお,連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても,その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更などによって,地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は,発電者または発電設備を系統連系する需要者の責任において,地絡過電圧リレーを設置すること。
- ハ 連系する系統と同一の保護方式が必要な場合の短絡・地絡保護 連系する系統と同一の保護装置を設置していただきます。

				地絡保護					
 電圧階級	系統の	短絡保護		中性点接地方式				系列数	備考
(kV) 保護方式				直接接地		抵抗接地			
		主保護	後備保護	主保護	後備保護	主保護	後備保護		
500 220	電流差動リレー方式	電流差動リレー	短絡方向 距離リレー	電流差動リレー	地絡方向距離リレー			2系列	*1
110	電流差動リレー方式	電流差動リレー	短絡方向 距離リレー			電流差動リレー	地絡方向リレー	1系列*2	*1
66 22	回線選択リルー方式	回線選択リレー	短絡方向 距離リレー			回線選択リレー	地絡方向リレー	1系列	

連系する系統の標準的な保護方式と系列数

- ※1 当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。
- ※2 主保護リレー不動作時に、後備保護リレーにより電源が喪失する等系統に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、主保護リレーを2系列設置していただくことがあります。

(3) 単独運転防止対策

イ 逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきま

す。また、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは、単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40%程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。

ただし、上記特性を有しないときは、単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。

なお、必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。

ロ 逆潮流がない場合

単独運転防止のため、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。

ただし、発電設備の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって、周 波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれ があるときは、逆電力リレーを設置していただきます。

(4) 事故波及防止対策

発電機が脱調したときの事故波及を防止するため、脱調分離リレーを必要 により設置していただく場合があります。

(5) 構内設備事故対策

構内設備事故対策として、Ⅲ (需要者の電気設備の連系に必要な技術要件) に準じた対策を実施していただきます。

(6) その他

発電設備設置者の保護装置は、当社の保護装置と協調を図っていただきます。また、系統安定度を確保する等のため、必要な場合は母線保護リレーを 設置していただきます。

8 再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で、自動再閉路方式を採用

する場合は、連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき、必要な設備を 設置していただきます。

9 保護装置の設置場所

保護リレーは、受電点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

10 解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として、系統から発電設備を解 列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

- (1) 受電用遮断器
- (2) 発電設備出力端遮断器
- (3) 発電設備連絡用遮断器
- (4) 母線連絡用遮断器

また、解列にあたっては、発電設備を電路から機械的に切り離すことができ、かつ、電気的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため、原則として、 半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

11 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 地絡過電圧リレー, 地絡方向リレー, 地絡検出用電流差動リレーおよび地 絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。
- (2) 過電圧リレー、周波数低下リレー、周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは1相設置とすること。
- (3) 不足電力リレーは2相設置とすること。

(4) 短絡方向リレー,不足電圧リレー,短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー,短絡検出用電流差動リレー,短絡方向距離リレー,短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは3相設置とすること。

12 自動負荷制限・発電抑制

発電設備の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。 また、系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合、または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には、自動で発電抑制または発電遮断もしくは発電増出力を行なっていただくことがあります。

なお、この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。

13 線路無電圧確認装置の設置

発電設備を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のために、発電設備を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

なお,逆潮流がない場合であって,電力系統との連系に係る保護リレー,計器用変流器,計器用変圧器,遮断器および制御用電源配線が,相互予備となるように2系列化されている場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。ただし、次のいずれかにより簡素化を図ることができます。

- (1) 2系列の保護リレーのうちの1系列は、不足電力リレーのみとすることができます。
- (2) 計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合、 1系列目と2系列目を兼用できます。
- (3) 計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合、

1系列目と2系列目を兼用できます。

14 発電機運転制御装置の付加

(1) 系統安定化. 潮流制御のための機能

系統安定化, 潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には, 以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお, 設置については個別に協議させていただきます。

イ PSS (Power System Stabilizer)

口 超速応励磁自動電圧調整機能

(2) 周波数調整のための機能

火力発電設備および混焼バイオマス発電設備(地域資源バイオマス発電設備を除きます。)については、以下の周波数調整機能を具備していただきます。 なお、その他の発電設備については、個別に協議させていただきます。

イ ガバナフリー運転(以下「GF|といいます。)

タービンの調速機 (ガバナ) を系統周波数の変動に応じて発電機出力を 変化させるように運転 (ガバナフリー運転) する機能を具備すること。

ロ LFC (Load Frequency Control: 負荷周波数制御)機能(以下「LFC」といいます。)

当社からのLFC信号に追従し、発電機出力を変動させる機能を具備すること。

ハ 周波数変動補償機能

標準周波数±0.2Hzをこえた場合,系統の周波数変動により,ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が,出力指令値に引き戻すことがないように,ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

ニ EDC (Economic load Dispatching Control:経済負荷配分制御)機能(以下「EDC | といいます。)

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

ホ 出力低下防止機能

ガスタービン発電設備(以下「GT」といいます。) およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備(以下「GTCC」といいます。) については系統周波数の低下にともない発電機出力が低下することから, 周波数58.8Hzまでは発電機出力を低下しない, もしくは, 一度出力低下しても回復する機能を具備すること。

なお、具体的な発電設備の性能は、次のとおりです。ただし、系統の電源 構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

		100MW以上			
	発電機定格出力	GTおよびGTCC	その他の火力発電設備および 混焼バイオマス発電設備*6		
	GF調定率	5%以下	5%以下		
	GF幅**1	5%以上 (定格出力基準)	3%以上 (定格出力基準)		
Tolo	LFC幅	± 5 %以上 (定格出力基準)	± 5 %以上 (定格出力基準)		
機能・仕	LFC変化速度*2	5%/分以上 (定格出力基準)	1%/分以上 (定格出力基準)		
仕様等	EDC変化速度*2	5%/分以上 (定格出力基準)	1%/分以上 (定格出力基準)		
	EDC+LFC変化速度	10%/分以上 (定格出力基準)	1%/分以上 (定格出力基準)		
	最低出力*3*4 (定格出力基準)	50%以下 DSS機能具備 ^{**5}	30%以下		

- ※1 GTおよびGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の 5%以上,その他の発電機については定格出力の3%以上を確保。定格出力付近 などの要件を満たせない出力帯について別途協議。
- ※2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせな

い場合には別途協議。

- ※3 気化ガス (BOG) 処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。
- ※4 EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。
- ※5 日間起動停止運転 (DSS) は、発電機解列~並列まで8時間以内で可能なこと。
- ※6 地域資源バイオマス発電設備を除く。

また、周波数調整機能に必要な受信信号(EDC・LFC指令値)を受信する機能および、必要な送信信号(現在出力、可能最大発電出力〔GTおよびGTCCのみ。〕、EDC・LFC使用/除外、運転可能出力帯〔バンド〕状態)を送信する機能を具備していただきます。

15 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は、昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また、中性点接地装置の設置により、当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には、適切な対策を行なっていただきます。

- (1) 110kV以下の系統に連系する場合は、必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置(抵抗接地方式)を設置していただきます。
- (2) 220kV以上の系統に連系する場合は、昇圧用変圧器の中性点を直接接地していただきます。

16 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器(単巻変圧器を除きます。)を設置していただきます。

ただし、次のすべての条件に該当する場合は、変圧器の設置を省略することができます。

(1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。

(2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変 圧器を用いていること。

なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

17 電圧変動

(1) 常時電圧変動対策

発電設備の連系による電圧変動は、常時電圧の概ね $\pm 1 \sim 2$ %以内を適正値とし、この範囲を逸脱しないよう、自動電圧調整装置(AVR)の設置等により、自動的に電圧を調整していただきます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備の並解列時において、瞬時的に発生する電圧変動に対しても、常時電圧の±2%を目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

- イ 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付きのもの(制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。)とするとともに自動同期検定装置を設置すること。
- ロ 二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には、自動同期検定機能を 有するものを用いること。
- ハ 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が 常時電圧から2%程度をこえて逸脱するおそれがあるときは、限流リアク トル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発 電機を用いる等の対策をすること。
- ニ 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。
- ホ 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統 の電圧が適正値(常時電圧の2%を目安とします。)を逸脱するおそれが あるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応で

きない場合には、自励式の逆変換装置を用いること。

へ 発電設備の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フ リッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときには、電圧変動の抑制や並解列 の頻度を低減する対策を行なうこと。

(3) その他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合には、その抑制対策を実施していただきます。

18 出力変動対策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって、出力変動により他者 に影響をおよぼすおそれがあるときは、出力変化率制限機能の具備等の対策を 行なっていただきます。

(1) 風力発電設備の場合

- イ 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、連系点での5分間の最大変動幅が発電所設備容量の10%以下となるよう対策を行なうこと。 なお、ウィンドファームコントローラを有しない小規模発電所については、対策を別途協議するものといたします。
- ロ 高風速時にカットアウトが予想される場合は、即座に停止しないよう、 ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また、カットインが 予想される場合は、徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。
- ハ 系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の 出力を調定率に応じて自動的に抑制すること。なお、調定率は、2~5% の範囲で当社から指定する値とし、不感帯は0.2Hz以下とするものといた します。

19 短絡・地絡電流対策

発電設備の連系により系統の短絡・地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を 上回るおそれがある場合は、発電者において、短絡・地絡電流を制限する装置 (限流リアクトル等)を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、短絡容量対策について個別に検討・ 協議させていただきます。

20 発電機定数

連系系統,電圧階級によっては,発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策等の面から,発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

21 昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては、短絡・地絡電流抑制対策、安定度維持対策、 送電線保護リレー協調等の面から、昇圧用変圧器のインピーダンスを当社から 指定させていただく場合があります。また、無電圧タップ切替器の仕様(タッ プ数、電圧値、調整幅等)等を指定させていただく場合があります。

22 連絡体制

(1) 発電者の構内事故および系統側の事故等により、連系用遮断器が動作した場合等(サイバー攻撃により設備異常が発生し、または発生するおそれがある場合を含みます。)には、当社の制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、当社の制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には、保安通信用電話設備(専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話)を設置していただきます。

ただし、保安通信用電話設備は、22kV以下の特別高圧電線路と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができます。

- イ 専用保安通信用電話設備
- ロ 電気通信事業者の専用回線電話
- ハ 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話
- (イ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式(交換機を介する代表番号方式ではなく,直接技術員駐在箇所へつながる単番方式)とし、発電設備の保守監視場所に常時設置されていること。
- (ロ) 話中の場合に割り込みが可能な方式(キャッチホン等)であること。
- (ハ) 停電時においても通話可能なものであること。
- (二) 災害時等において当社の制御所等と連絡が取れない場合には、当社の 制御所等との連絡が取れるまでの間、発電設備の解列または運転を停止 するよう、保安規程上明記されていること。
- (2) 特別高圧電線路と連系する場合には、当社の制御所等と発電者との間に、必要に応じ、系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合、収集する情報は、原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容		
	発電機並列用遮断器の開閉状態		
	連系用遮断器の開閉状態		
スーパービジョン	連系用断路器の開閉状態		
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態		
	連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態		

情報種別	情報内容		
	発電機の有効電力		
	発電機の無効電力		
	連系する母線(引込口母線)の電圧		
=1.4. b	引込口(受電地点)の有効電力		
テレメータ	引込口(受電地点)の有効電力量		
	引込口(受電地点)の無効電力		
	代表風力地点の風向・風速*1		
	代表最大能力値(風力発電設備の場合)*2		

- ※1 ナセルで計測する風向・風速
- ※2 運転可能な発電設備の定格出力(出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮)の合計。ただし、困難な場合は運転可能な発電設備の台数

23 電気現象記録装置

発電設備の挙動等を正確に把握するため,短い周期で時刻同期のとれた電圧,電流,電力などの計測値を連続的に記録し,当社の制御所等へ伝送する電気現象記録装置(自動オシロ装置,高調波監視記録装置等を含みます。)を設置していただくことがあります。

24 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物(発電事業の用に供するものに限ります。)は、電気事業法にもとづき、電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備については、サイバー攻撃による発電設備の異常動作を防止し、または発電設備がサイバー攻撃を受けた場合にすみやかな異常の除去や影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講ずること。
- (2) 発電設備の制御に係るシステムに対して、マルウェアの侵入防止対策を講ずること。
- (3) 発電設備に対して、セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅲ 需要者の電気設備の連系に必要な技術要件

1 電気方式

電気設備の電気方式は、連系する系統の電気方式(交流三相3線式)と同一としていただきます。

2 保護協調の目的

系統および需要場所内の事故時に,事故の除去,事故範囲の局限化を行なう ために、次の考え方にもとづき保護協調を行なっていただきます。

- (1) 連系された系統に事故が発生した場合であって、系統保護方式に応じて必要な場合には、当該系統から電気設備を切り離していただきます。
- (2) 連系された系統の事故時の再閉路時に、原則として電気設備は当該系統から切り離されていることとしていただきます。
- (3) 需要場所内の事故に対しては、この影響を連系された系統へ波及させないために、事故箇所を当該系統からすみやかに切り離していただきます。

3 保護装置の設置

- (1) 系統の事故時の保護上必要な場合には、次により保護装置を設置していただきます。
 - イ 中性点直接接地方式の場合で、2回線並用の引込線で連系するときには、 電流差動リレーを設置していただきます。
 - ロ 中性点直接接地方式以外の場合で、2回線並用の引込線で連系するときには、連系された系統の短絡・地絡事故を検出し、事故区間を選択遮断することができる回線選択リレーを設置していただきます。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、電流差動リレーを設置していただきます。
 - ハ 分岐を持つ電線路に連系する場合等で、保護上必要なときには、連系さ

れた系統の短絡・地絡事故を検出し、事故区間を切り離すことができる電 流差動リレーを設置していただきます。

- (2) 需要場所内の短絡事故時の保護のため、過電流リレーを設置していただきます。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、短絡方向リレーまたは短絡方向距離リレーを設置していただきます。また、系統安定度を確保する等のため、必要な場合は母線保護リレーを設置していただきます。
- (3) 需要場所内の地絡事故時の保護のため、地絡過電流リレーを設置していただきます。ただし、当該リレーが有効に機能しない場合には、地絡方向リレーまたは地絡方向距離リレーを設置していただきます。また、系統安定度を確保する等のため、必要な場合は母線保護リレーを設置していただきます。
- (4) 保護装置の設置形態は、必要により主保護装置と後備保護装置との組み合わせとしていただきます。
- (5) 需要者の保護装置は、当社の保護装置と協調を図っていただきます。

4 保護装置の設置場所

保護リレーは、供給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

5 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 地絡過電流リレー, 地絡方向リレー, 地絡用回線選択リレーおよび地絡用電流差動リレーは零相回路設置としていただきます。
- (2) 短絡方向リレー,不足電圧リレー,過電流リレー,短絡用回線選択リレー,短絡・地絡兼用電流差動リレー,短絡用電流差動リレー,短絡方向距離リレー および地絡方向距離リレーは3相設置としていただきます。

6 高調波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流 を流出する場合は、その高調波電流を抑制するため、次の要件にしたがってい ただきます。

(1) 対象となる需要者

イ 対象となる需要者は、次のいずれかに該当する需要者(以下「特定需要者」といいます。)といたします。

- (イ) 22kVまたは33kVの系統から受電する需要者であって、その施設する 高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量(以下「等価 容量|といいます。)の合計が300kVAをこえる需要者
- (ロ) 66kV以上の系統から受電する需要者であって, 等価容量の合計が 2.000kVAをこえる需要者
- ロ イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は,300V以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20A/相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。
- ハ 特定需要者が、口に該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する場合等に適用いたします。

なお、口に該当する高調波発生機器を新設、増設または更新する等によって特定需要者に該当することになる場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものといたします。

- イ 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。
- ロ 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものといたします。
- ハ 対象とする高調波の次数は40次以下といたします。

二 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その 低減効果を考慮することができるものといたします。

(3) 高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は,高調波の次数ごとに,次表に示す需要者の契約電力1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力(キロワット単位といたします。)を乗じた値といたします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は,(2)の高調波流出電流が,(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には,高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を行なっていただきます。

契約電力1kWあたりの高調波流出電流上限値

(単位:mA/kW)

連系電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22kV	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66kV	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
110kV	0.35	0.25	0.16	0.13	0.10	0.09	0.07	0.07
220kV	0.17	0.12	0.08	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03

7 電圧フリッカ

電気炉の設置等により、基準値をこえる電圧フリッカが発生する場合は、電力品質を維持確保するため必要な対策を行なっていただきます。

- (1) 電圧フリッカは、人が最も敏感とされる10Hzの変動に等価換算した電圧 変動 Δ V10値によって評価いたします。
- (2) 電圧フリッカの基準値は、1時間連続して測定した1分間データの Δ V10 値のうち、4番目最大値が0.45 V以下であることといたします。

8 力率の保持

- (1) 供給地点ごとの力率は、原則として85%以上に保持していただきます。 なお、軽負荷時には電圧上昇を防止するために系統側から見て進み力率と ならないようにしていただきます。負荷変動により進み力率となる場合は、 適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

9 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害対策の実施

中性点の接地が必要な場合には、変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また、中性点接地装置の設置により、当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には、適切な対策を行なうため、個別に協議させていただきます。

- (1) 110kV以下の系統に連系する場合は、必要に応じて変圧器の中性点に中性 点接地装置(抵抗接地方式)を設置していただきます。
- (2) 220kV以上の系統に連系する場合は、昇圧用変圧器の中性点を直接接地していただきます。

10 連絡体制

(1) 需要者の構内事故および系統側の事故等により、連系用遮断器が動作した場合等には、当社の制御所等と需要者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、すみやかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、需要者と当社制御所等との間には、保安通信用電話設備(自営の専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話)を設置していただきます。

ただし、保安通信用電話設備は、22kVの特別高圧電線路と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができます。

イ 専用保安通信用電話設備

- ロ 電気通信事業者の専用回線電話
- ハ 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話
- (イ) 需要者側の交換機を介さず直接技術員との通信が可能な方式(交換機を介する代表番号方式ではなく,直接技術員駐在箇所へつながる単番方式)であり,電気設備の保守監視場所に常時設置されているものであること。
- (ロ) 話中の場合に割り込みが可能な方式(キャッチホン等)であること。
- (ハ) 停電時においても通話可能なものであること。
- (2) 特別高圧電線路と連系する場合には、当社の制御所等と需要者との間に、必要に応じ、系統運用上等必要な情報を提供していただきます。 提供情報は、下記を標準といたします。
 - イ 供給地点の有効電力量

また、大規模な需要家の場合、この他に下記の情報を提供していただきます。

ロ供給地点の有効電力

電気事業法施行規則第22条の規定に 基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 託送供給等約款の変更の内容および新旧対比表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和2年法律第49号)の施行により、2022年4月に電気事業法が改正され、配電事業が位置付けされたことおよび第6回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会(2020年9月9日開催)において、配電事業制度開始当初は、配電事業者が需給運用および周波数維持を一般送配電事業者に委託することができると整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映するべく、託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第18条第5項の規定にもとづき、ここに託送供給等 約款の変更を届け出る次第であります。

2	託送供給等約款の変更の内容および新旧対比表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては、配電事業が電気事業法上に位置付けされたこと、配電事業者が需給運用および周波数維持を当分の間、一般送配電事業者に委託することができると整理がなされたことを踏まえ、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日的見直しをいたしました。

新旧対比表

J.柴	託送供給等約款 2022年7月1日実施 中国電力ネットワーク株式会社	ままり また は で は で は で は か が と と と と と と と と と と と と と と と と と と					11 7 実施細目11	12 I 契約の申込み12	12 8 契約の要件12	15 9 検討および契約の申込み		24 11 託送供給等の開始				30 15 供給および契約の単位30	33 16 承諾の限界34	34 17 契約書の作成34	- S = - S =	T T T T T T T T T T
田	託送供給等約款 2022年 4月12日 実施 中国電力ネットワーク株式会社	託送供給等約款目次	1 総 則	- 一	3 定 義		7 実施細目	I 契約の申込み	8 契約の要件	9 検討および契約の申込み	10 契約の成立および契約期間	11 託送供給等の開始	12 供給準備その他必要な手続きのための協力	13 電気方式, 電圧および周波数	14 発電場所および需要場所	15 供給および契約の単位	16 承諾の限界	17 契約書の作成	日	

田		兼
20 臨時接続送電サービス	64	20 臨時接続送電サービス64
21 予備送電サービス	75	21 予備送電サービス75
22 発電量調整受電計画差対応電力	77	22 発電量調整受電計画差対応電力77
23 接続対象計画差対応電力	62	23 接続対象計画差対応電力79
24 需要抑制量調整受電計画差対応電力	08	24 需要抑制量調整受電計画差対応電力80
25 給電指令時補給電力	81	25 給電指令時補給電力81
N 料金の算定および支払い	83 IV	料金の算定および支払い83
26 料金の適用開始の時期	83	26 料金の適用開始の時期83
27 檢針 日	83	27 検針日83
28 料金の算定期間	84	28 料金の算定期間84
29 計 量	98	80 計 量86
30 電力および電力量の算定	98	30 電力および電力量の算定86
31 損失率	66	31 損失率99
32 料金の算定	66	32 料金の算定99
33 支払義務の発生および支払期日	102	33 支払義務の発生および支払期日 102
34 料金その他の支払方法	104	34 料金その他の支払方法 104
35 保証金	107	35 保 証 金107
36 連帯責任	108	36 連帯責任
Λ 供 給	V 001 ···	(本) 格····································
37 託送供給等の実施	109	37 託送供給等の実施 109
38 給電指令の実施等	113	38 給電指令の実施等 113
39 適正契約の保持等	117	39 適正契約の保持等 117
40 契約超過金	118	40 契約超過金 118
41 力率の保持	119	41 力率の保持119
42 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	120	42 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 120
43 託送供給等にともなう協力	120	43 託送供給等にともなう協力 120
44 託送供給等の停止	121	44 託送供給等の停止 121
45 託送供給等の停止の解除	123	45 託送供給等の停止の解除 123
46 託送供給の停止期間中の料金	123	46 託送供給の停止期間中の料金 123
47 違約金	123	47 違 約 金123

出	第	
78 - 14 - 14 - 15 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18	48 損害賠償の免責 124	24
49 設備の賠償 125	49 設備の賠償125	25
VI 契約の変更および終了 126	M 契約の変更および終了	56
50 契約の変更 126	50 契約の変更126	56
51 名義の変更 128	51 名義の変更128	28
52 契約の廃止128	52 契約の廃止128	28
53 供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金	53 供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金	
および工事費の精算 129	および工事費の精算 129	59
54 解約 等133	54 解約等133	33
55 契約消滅後の債権債務関係 135	55 契約消滅後の債権債務関係 135	35
Ⅲ 受電方法および供給方法ならびに工事 136	Ⅲ 受電方法および供給方法ならびに工事·················136	36
56 受電地点,供給地点および施設 136	56 受電地点,供給地点および施設 136	36
57 架空引込線138	57 架空引込線138	38
58 地中引込線139	58 地中引込線139	39
59 連接引込線等141	59 連接引込線等141	41
60 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 142	60 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法142	42
61 引込線の接続142	61 引込線の接続142	42
62 計量器等の取付け 142	62 計量器等の取付け142	42
63 通信設備等の施設 144	63 通信設備等の施設 144	44
64 専用供給設備	64 専用供給設備144	44
	□ 工事費の負担	46
65 受電地点への供給設備の工事費負担金 146	65 受電地点への供給設備の工事費負担金 146	46
66 受電用計量器等の工事費負担金 150	66 受電用計量器等の工事費負担金 150	20
67 会社間連系設備の工事費負担金 151	67 会社間連系設備の工事費負担金 151	51
68 供給地点への供給設備の工事費負担金 151	68 供給地点への供給設備の工事費負担金 151	51
69 工事費負担金の申受けおよび精算	69 工事費負担金の申受けおよび精算	09
70 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の	70 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の	
費用の申受け	費用の申受け	63
71 臨時工事費	71 臨時工事費163	63
72 工事費等に関する契約書の作成 164	72 工事費等に関する契約書の作成	64

	165	165	165	166	166	166	167	167	168	207	
滁	条	保安の責任	保安等に対する発電者および需要者の協力	調 查	調査等の委託	調査に対する需要者の協力	検査または工事の受託	自家用電気工作物	·····································	表	
	×	73	74	75	92	77	78	79	級	润	
	165	165	165	166	166	166	167	167	168	981	
田	X 保 安	73 保安の責任165	74 保安等に対する発電者および需要者の協力 165	75 調 査166	76 調査等の委託 166	77 調査に対する需要者の協力 166	78 検査または工事の受託 167	79 自家用電気工作物 167	圓	表	

別

ო

三

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

3) 会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者が維持および運用する供給設備と当社

次の言葉は,こ。 会社間連系点

(13)

が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

三

総

当社以外の一般送配電事業者主たは配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

1 契約の申込み

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合;発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は, あらかじめこの約款を承認のうえ, 次の手続きにより, 契約者から託送供給の申込み, 発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みまたは需要抑制契

なお,電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある 発電者または需要者は,無停電電源装置の設置等必要な措置を講じてい

契約の申込み

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合;発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は, あらかじめこの約款を承認のうえ, 次の手続きにより, 契約者から託送供給の申込み, 発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお,電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある 発電者または需要者は,無停電電源装置の設置等必要な措置を講じてい

別

က

Щ

ただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については、その容量を明らかにしていただき、21 (予備送電サービス)の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は,契約者または発電契約者から小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電(原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また,接続供給または振替供給の場合は,受電地点が会社間連系点のときに限ります。)するにあたり,供給設備の新たな施設または変更についての検討(以下「受電側接続検討」といいます。)をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

7 契約者または発電契約者は、接続供給契約(受電地点が会社間連 系点の場合に限ります。)もしくは振替供給契約(受電地点が会社 間連系点の場合に限ります。)または発電量調整供給契約(発電者 から電気を受電する場合に限ります。)の申込みに先だち、次の事 項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込 みをしていただきます。

)接続供給の場合

- 契約者の名称
- b 代表契約者の名称(契約者が複数の場合に限ります。)
- c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者との 振替供給契約等の内容または申込内容
- d 接続受電電力の最大値および最小値
- 接続供給の開始希望日
- (ロ) 振替供給の場合
- a 契約者の名称

ただきます。また,発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については,その容量を明らかにしていただき,21(予備送電サービス)の申込みまたは保安用の発電設備の設置,落電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は,契約者または発電契約者から小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電 (原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また,接続供給または振替供給の場合は,受電地点が会社間連系点のときに限ります。)するにあたり,供給設備の新たな施設または変更についての検討(以下「受電側接続検討」といいます。)をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者または発電契約者は、接続供給契約(受電地点が会社間連系点の場合に限ります。)もしくは振替供給契約(受電地点が会社間連系点の場合に限ります。)または発電量調整供給契約(発電者から電気を受電する場合に限ります。)の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(イ) 接続供給の場合

- 契約者の名称
- b 代表契約者の名称(契約者が複数の場合に限ります。)
- c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者<u>また</u> <u>は配電事業者</u>との振替供給契約等の内容または申込内容
 - d 接続受電電力の最大値および最小値
- e 接続供給の開始希望日
- (ロ) 振替供給の場合
- 契約者の名称

新	b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者 <u>また</u>
田	b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者との

- 振替供給契約等の内容または申込内容
- 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値
- 供給地点
- 振替供給の開始希望日
- 発電量調整供給の場合 3
- 発電契約者の名称
- 発電者の名称、発電場所および受電地点
- 発電設備の発電方式,発電出力および系統安定上必要な仕様
- 発電量調整受電電力の最大値および最小値
- 受電地点における受電電圧
- 発電場所における負荷設備および受電設備
- 発電量調整供給の開始希望日
- 検討期間および検討料

<

- 当社は,原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検 討結果をお知らせいたします。
- 当社は,原則として,1受電地点1検討につき22万円を検討料 として、受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けま す。ただし、次の場合には、検討料を申し受けません。
- 検討を要しない場合
- 受電側接続検討の回答後、他の発電契約者に対して送電系統 の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合 等, 受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で, かつ,検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から1年以 内に受け付けた受電側接続検討のとき

契約の申込み (4)

契約者は,(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの 接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量 要抑制契約者は、この事項を明らかにして、当社所定の様式により、 事項を,発電契約者は,(1)ロ(n)の事項およびいの事項を,

- は配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値
- 供給地点 р
- 振替供給の開始希望日
- 発電量調整供給の場合 発電契約者の名称

3

- 発電者の名称、発電場所および受電地点
- 発電設備の発電方式,発電出力および系統安定上必要な仕様
- 発電量調整受電電力の最大値および最小値
- 受電地点における受電電圧
- 発電場所における負荷設備および受電設備
- 発電量調整供給の開始希望日
- 検討期間および検討料 <
- 当社は,原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検 討結果をお知らせいたします。 \mathcal{T}
 - (ロ) 当社は,原則として,1受電地点1検討につき22万円を検討料 として、受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けま す。ただし、次の場合には、検討料を申し受けません。
- 検討を要しない場合
- 他の発電契約者に対して送電系統 の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合 かつ, 検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から1年以 等, 受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で, 内に受け付けた受電側接続検討のとき 受電側接続検討の回答後,

契約の申込み (4)

契約者は,(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの 袋続供給契約, 振替供給契約, 発電量調整供給契約または需要抑制量 要抑制契約者は, この事項を明らかにして, 当社所定の様式により, 事項を,発電契約者は,(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を,

ш

調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合,8 (契約の要件)(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し,8 (契約の要件)(2) ホに定める発電者の発電契約者に対する

承諾書の写しまたは8 (契約の要件)(3) ホおよび需要抑制量調整 供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供 することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあ 発電契約者と発電者との間で 需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施 当社が契約者に対し提供することを承諾し ていることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締 結する需要抑制に関する契約等において、需要者がこの約款に関する 事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者 の情報を、当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾している ことが明らかな場合で、当社が当該承諾書の提出を不要と判断すると 発電者がこの約款に関す 契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において、 る事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合,または, きは、当該承諾書の提出を省略することができるものといたします。 締結する電力受給に関する契約等において, わせて提出していただきます。ただし、 に必要な需要者の情報を,

なお,自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は,8 (契約の要件)(1)チに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合,当社は,必要に応じて,所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

8 (契約の要件) (1) チに定

す。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満た

める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただき

は振替供給契約を希望される場合は、

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約また

また,発電量調整供給契約を希望される場合で,電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金(以下,「系統連系保証金」といい,その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。)を要するときは,系統連系保証金をお支払いいただき,かつ,電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金の補償に関する契約担金補償金を定めるときは,当社と工事費負担金の補償に関する契約

牛)(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契 わせて提出していただきます。ただし、発電契約者と発電者との間で ていることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締 (契約の要 約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写 承諾書の写しまたは8 (契約の要件)(3) ホおよび需要抑制量調整 共給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供 することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあ 締結する電力受給に関する契約等において、発電者がこの約款に関す 需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施 こ必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供することを承諾し 事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者 の情報を、当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾している 契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において, る事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合,または, 当該承諾書の提出を省略することができるものといたします。 (2) ホに定める発電者の発電契約者に対す 結する需要抑制に関する契約等において、需要者がこの約款に関す ことが明らかな場合で, 当社が当該承諾書の提出を不要と判断する 調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合、 (契約の要件)

すことの確認を行ないます。 また、発電量調整供給契約を希望される場合で、電力広域的運営推 進機関送配電等業務指針に定める保証金(以下,「系統連系保証金」 といい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法に より算定いたします。)を要するときは、系統連系保証金をお支払い いただき、かつ,電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負 担金補償金を定めるときは、当社と工事費負担金の補償に関する契約 Щ

を締結のうえ,(1)の申込みに対する当社の回答日から1年以内(電源接続条件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下「再エネ海域利用法」といいます。)第13条第2項第10号に規定する選定事業者(以下「選定事業者」といいます。)を発電者として申込みをされる場合を除きます。)に申込みをしていただくものとし、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、8(契約の要件)(3)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称,用途,需要場所(供給地点特定番号を含みます。)および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備,主開閉器,受電設備および発電設

契約電力または契約容量

11

- (ホ) 契約受電電力
- (ヘ) 希望される接続送電サービス, 臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別
- (ト) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (チ) 電気の調達先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (リ) 電気の販売先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (ヌ) 連絡体制
- (ル) 20 (臨時接続送電サービス)を希望される場合には,契約使用 _{間間}

なお,負荷設備,契約電力または契約容量については,1年間を通じての最大の負荷を基準として,契約者から申し出ていただきます。この場合,1年間を通じての最大の負荷を確認するため,

を締結のうえ,(1)の申込みに対する当社の回答日から1年以内(電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下「再エネ海域利用法」といいます。)第13条第2項第10号に規定する選定事業者(以下「選定事業者」といいます。)を発電者として申込みをされる場合を除きます。)に申込みをしていただくものとし、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、8(契約の要件)(3)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称,用途,需要場所(供給地点特定番号を含みます。) および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備,主開閉器,受電設備および発電設 備
- (二) 契約電力または契約容量
- (ホ) 契約受電電力
- (へ) 希望される接続送電サービス, 臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別
- (ト) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (チ) 電気の調達先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者 の名称および調達量の計画値
- (リ) 電気の販売先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (ヌ) 連絡体制
- (ル) 20 (臨時接続送電サービス)を希望される場合には,契約使用期間

なお, 負荷設備,契約電力または契約容量については, 1年間を通じての最大の負荷を基準として,契約者から申し出ていただきます。この場合,1年間を通じての最大の負荷を確認するため,

田	一
必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の 計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。 ロ 振替供給の場合 (イ) 連絡体制	必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の 計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。 ロ 振替供給の場合 (イ) 連絡体制
(ロ) 当社が小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または 自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合に	(ロ) 当社が小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合に
は、当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容 ハ 発電量調整供給の場合	は、当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者 <u>または配電事業者</u> との接続供給契約等の内容または申込内容
(イ) 契約受電電力 (ロ) 発電量調整受電計画電力	(イ) 契約受電電力 (ロ) 発電量調整受電計画電力
(ハ) 電気の調達先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者 の名称および調達量の計画値	(ハ) 電気の調達先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
(二) 電気の販売先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	(二) 電気の販売先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
(ホ) 連絡体制二 需要抑制量調整供給の場合	(ホ) 連絡体制ニ 需要抑制量調整供給の場合
(ロ) 需安地町重調整文亀計画亀刀 (ハ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する,需要抑制の予定電力量(1ベースラインに係る	(ロ) 需要抑制重調整定亀計画亀万 (ハ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する, 需要抑制の予定電力量(1 ベースラインに係る
1/ 000	需要場所を複数とする場合で、当該ベースラインにもとづく需要加制量調整母電計画電力量を設定するとは、需要場所ブレの電
	Print星剛並文电引四电グ量で取たするこのは,両交物別しこの加要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。)の最小値
(ニ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値 (ホ) 需要者の名称および需要場所(供給地点特定番号を含みます。) (ヘ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称 (ト) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調	(ニ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値 (ホ) 需要者の名称および需要場所(供給地点特定番号を含みます。) (ヘ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称 (ト) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調
整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる30(電力および電	整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる30(電力および電

游	
II	

力量の算定) (14) イまたはロ

- 電気の調達先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者 の名称および調達量の計画値
- 1) 電気の販売先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (ヌ) 需要抑制量調整供給の開始希望日
- (ル) 連絡体制

なお、需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる30(電力および電力量の算定)(14)イまたは口のいずれかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

15 供給および契約の単位

- (3) 振替供給の場合,当社は,原則として,あらかじめ定めた発電契約者ままたは電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者(発電契約者が複数ある場合は,同一の一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。)および1供給地点(当社以外の一般送配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。)について,1振替供給契約を結びます。
- (4) 発電量調整供給の場合,当社は,原則として,あらかじめ定めた発電場所(発電場所が複数ある場合は,同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。)および発電バランシンググループについて,1発電量調整供給契約を結びます。

なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備(以下「調整電源」といいます。)に該当する発電場所は、原則として1発電バランシンググループに属するものといたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

力量の算定) (14) イまたはロ

- (チ) 電気の調達先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (1) 電気の販売先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (ヌ) 需要抑制量調整供給の開始希望日
- (ル) 連絡体制

なお,需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる30(電力および電力量の算定)(14) イまたは口のいずれかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

15 供給および契約の単位

- (3) 振替供給の場合,当社は,原則として,あらかじめ定めた発電契約 者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者(発電契約者が 複数ある場合は,同一の一般送配電事業者<u>または同一の配電事業者</u>と 発電量調整供給契約を締結するものといたします。)および1供給地 点(当社以外の一般送配電事業者<u>または配電事業者</u>との接続供給契約 ごとに1供給地点とみなします。)について,1振替供給契約を結び +オ
- (4) 発電量調整供給の場合,当社は,原則として,あらかじめ定めた発電場所(発電場所が複数ある場合は,同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。)および発電バランシンググループについて, 1発電量調整供給契約を結びます。

なお, 低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給 区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を 有する発電設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む 配電事業者と調整に関する契約を締結する設備(以下「調整電源」と いいます。)に該当する発電場所は、原則として1発電バランシング グループに属するものといたします。この場合、調整電源に該当する

発電場所は, 原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを Щ

また,再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利 といいます。〕第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備を いいます。ただし,再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定 める特定契約〔以下「特定契約」といいます。〕により再生可能エネ ルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。)の受電地点 に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は、次の 用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法、 とおりといたします

ンスリスク単価(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特 が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるとき は,同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシ リスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設 イ 附則 4 (発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネ ルギー発電設備])(5)または(6)に該当する場合で、インバラ ンググループ(以下「特例発電バランシンググループ」といいます。) に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランス といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。) 別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則〕 定していただきます。

ロ 附則4 (発電量調整供給契約についての特別措置[再生可能エネ ルギー発電設備]) (5) の適用を受ける再生可能エネルギー発電設 備の受電地点に係る発電場所は,原則として発電量調整受電計画差 対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属 することはできないものといたします。

款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達 する場合, 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気 卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ ハ 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約

設定していただきます。

いいます。ただし,再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定 ルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。)の受電地点 また、再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利 といいます。〕 第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備を める特定契約〔以下「特定契約」といいます。〕により再生可能エネ 用の促進に関する特別措置法〔以下「再生可能エネルギー特別措置法_ に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は、 とおりといたします。

リスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設 イ 附則4 (発電量調整供給契約についての特別措置[再生可能エネ ルギー発電設備])(5)または(6)に該当する場合で、インバラ ンスリスク単価(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特 が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるとき は、同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシ に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランス ンググループ(以下「特例発電バランシンググループ」といいます。) といいます。]に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。) 別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則〕 定していただきます。

ロ 附則4 (発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネ ルギー発電設備]) (5) の適用を受ける再生可能エネルギー発電設 備の受電地点に係る発電場所は,原則として発電量調整受電計画差 対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属 することはできないものといたします。

款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達 する場合, 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気 即供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ ハ 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約

Щ

以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合,再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は, 1発電量調整供給契約に属するものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給の場合,当社は、原則として、あらかじめ定めた需要場所(需要場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。)および需要抑制バランシンググループについて、1需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお, 低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備(以下「調整負荷」といいます。)に該当する需要場所は, 1 需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また、需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる30(電力および電力量の算定)(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

VI 料金の算定および支払い

30 電力および電力量の算定

(20) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は,30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に,30分ごとに,次の式により算定された値といたします。ただし,接続対象計画差対応

以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合,再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は, 1発電量調整供給契約に属するものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給の場合,当社は,原則として,あらかじめ定めた需要場所(需要場所が複数ある場合は,同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。)および需要抑制バランシンググループについて,1需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお, 低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社<u>または当社の</u>供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社<u>または当社の供給区域で事業を</u>営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備(以下「調整負荷」といいます。)に該当する需要場所は,1需要抑制バランシンググルーブに属するものといたします。

また、需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる30(電力および電力量の算定)(14)/または口が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

VI 料金の算定および支払い

30 電力および電力量の算定

20) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は,30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に,30分ごとに,次の式により算定された値といたします。ただし,接続対象計画差対応

樂	
旧	

補給電力量の算定上,調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は,(o)によるようが、ディン・まま用物はよる計画とおもののだとで手出目に

(8)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

=接続対象電力量 - 接続対象計画電力量

(21) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(8)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供

接続対象計画差対応余剰電力量

給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

=接続対象計画電力量-接続対象電力量

附

副

この約款の実施期日

この約款は,2022年4月12日から実施いたします。

3 場水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別 措置

(1) に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次

補給電力量の算定上, 調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は,

(8)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社<u>または当社の供給区域で事業を営む配電事業者</u>が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

=接続対象電力量-接続対象計画電力量

(21) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は,30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に,30分ごとに,次の式により算定された値といたします。ただし,接続対象計画差対応余剰電力量の算定上,調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は,(8)にかかわらず,当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社主は当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

= 接続対象計画電力量 - 接続対象電力量

附 則

この約款の実施期日

この約款は,2022年7月1日から実施いたします。

3 場水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別 措置

(1) に定める適用範囲に該当する接続供給契約で, あらかじめ契約者から申出がある場合は, 料金および必要となるその他の供給条件は次

辫 Ш

のとおりといたします。

3) 電力および電力量の算定

当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算定)(12)、(20) および(21) にかかわらず、次のとおりといたします。

, 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値(供給地点が複数ある場合はその合計といたします。)で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお,当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で,電気の使用に係る調整を行なうときは,契約者は,別途,当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

口 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は,30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に,30分ごとに,次の式により算定された値といたします。ただし,接続対象計画差対応補給電力量の算定上,当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合

のとおりといたします。

3) 電力および電力量の算定

当社主たは当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社主たは当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算定)(12)、(20) および(21) にかかわらず、次のとおりといたします。

接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値(供給地点が複数ある場合はその合計といたします。)で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたしま

口 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画左がでinfinal 1805でとの接続対象電力量が接続対象計画差対応補給電力量は,30分でとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に,30分ごとに,次の式により算定された値といたします。ただし,接続対象計画差対応補給電力量の算定上,当社主たは当社の供給区域で事業を営む配置車業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する場次発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配

Ш

で、電気の使用に係る調整を行なったとき(揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。)は、30 (電力および電力量の算定) (8) にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

=接続対象電力量-接続対象計画電力量

ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余利電力量は,30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に,30分ごとに,次の式により算定された値といたします。ただし,接続対象計画差対応余利電力量の算定上,当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で,電気の使用に係る調整を行なったとき(揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。)は,30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず,当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし,接続対象電力量を算定いたしま

接続対象計画差対応余剰電力量

=接続対象計画電力量 -接続対象電力量

電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったときに接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき、場水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。)は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

=接続対象電力量 - 接続対象計画電力量

ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は,30分ごとの接続対象電力量が その30分における接続対象計画電力量を下回る場合に,30分ごと に,次の式により算定された値といたします。ただし,接続対象計 画差対応余剰電力量の算定上,当社または当社の供給区域で事業を <u>営む配電事業者</u>が指定する系統安定上必要な調整機能を有する場水 発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配 電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所 に接続供給を行なう場合で,電気の使用に係る調整を行なったとき (揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。)は,30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず,当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該 供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該 供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし,接続対 象電力量を算定いたします。

接続对象計画差対応余剰電力量

=接続対象計画電力量 - 接続対象電力量

操	12 バランシンググループの設定に係る特別措置 契約者, 発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者(当社供給区 域内において事業を含むるのに限ります。の供給区域において配電事業者の託送供給等数数(電気事業法第7条の12の11第1項にもとづき配 電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい。電気事業法第7条の12の11第2項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件または予定を移の一部、発電量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給主たは透電超過分電力もくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指金等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。)について、当該配電事業者の供給を除きままける需要場別または需要抑制受電計画差対応電力の不足電力の不足電力のインンググループ、発電バランンンググループ・発電がランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。 (1) 代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で、1需要がランシンググループ・発電がランシンググループ・発電が多にまりには、当時の監任 をいうンシンググループを設置する。1部要バランシング がしたりといたします。 (1) 代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で、1需要バランシングがループを設定するとを係望されるするでの者が複数となる場合でが表にもとまりとしていただきます。この場数においては1需要バランシンググループを設定するものともりといる対象を複数としていただきます。この場数に関する場面においては1需要バランシンググループを設定するものとし、まける契約者を複数としていただきます。この場数に関する当社との協議とよび複雑供給の実施に関する事項
——————————————————————————————————————	

	についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表 契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう。 当社としてあらかじめ選任していただきます。また、当社は、契 的者としい当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、 は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契 約者としい当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、 協議等をさせていただくことがあります。 との協議および契約者へ適知を代表契約者としてあらかじ、 は、表表的者に、配置にされた契約者を代表契約者としてあらかじ、 を選供的契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で、需要が削減数者が需要抑制を行なう事業を含むものであるときは、8 要がランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と を総供給契約を締結しない場合を除きます。 22) 契約の要件。(3) イにかかわらず、次のいずれにも該当すること。 イ、需要者(配電事業者が接続性給契約を希望される場合で、需要が削減数的者が特定卸供給を行なう事業を含むものであるときは、8 (契約の要件)(3) イにかかわらず、次のいずれにも該当すること。 イ、需要者(配電事業者の約款に定める需要者を含みます。)に対して、 次の(4) および(ロ)の事項を定めた需要抑制しまうよう。)に対して、 はの(4) ままび(ロ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に 出すことができること。 (イ) 需要抑制の実施頻度および時期 ロ イによってたられた100キロワットをこえる電気を抑制しようとするも のに限ります。) (ロ) 需要抑制の実施類度および時期 ロ イによってたられた100キロワットをこえる電気(配電事業者の 約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気をみます。) を供給しようとするものであること。 い電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制 をはおしようとするものであること。 い電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制 をはい情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 まび時報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 にままび情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 に需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施おより、実施おより、実施およる。 こまび情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 によびできること。
田	

操	 び維持できること。 本 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要がなされていること。 (3) 供給および契約の単位 (4) 料 金 を表ます。 (5) 供給および契約の単位 (6) 供給および契約の単位 (7) 供給および契約の単位 (8) 供給および契約の単位 (9) 供給および契約の単位 (10) 供給および契約の単位 (11) 供給および契約の単位 (12) 供給および契約の単位 (13) 供給および契約の単位 (14) イまたは口ならびに配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要抑制契約者は配電事業者の総裁に定める需要指制に対していたできます。 (15) とシンググルーブを設定していただきます。 (2) とシンググルーブを設定していただきます。 (2) となりがカルーブを設定していただきます。 (2) となりがカルーブを設定していたできます。 (2) となりがカルーブを設定していてだきます。 (2) とならます。と電力需整に関する契約等を締結している契約者が同していたさます。 (3) なおで電力量の算定月(4) イまたは口ならびに配電事業者の約款者が同一となるように需要抑制バランシンググルーブを設定していただきます。 (4) 料 金 となるように需要抑制バランシンググルーブを設定していただきます。 (4) 料 金 (4) 料 金 金 (4) を電量調整受電計画差対応電力 (4) 料 金 (4) を電量調整受電計画差対応電力 金 (4) 料 金 (4) 料 金 (4) を電量調整受電計画差対応電力
田	

(イ) 高 用	H	操
発電バランシングゲループにおいて、38 (給電指令の実力 (5) または(6) もしくは配電事業者の約款にもとづき配 業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に (2) を配置調整受電計画業者の約款に定める発電者に (2) 海電量調整受電計画差対応補給電力 (配電事業者の約数 かる発電量調整受電計画差対応補給電力量を下回る場合に生じた不力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 (2) の発電量調整受電計画差対応補給電力料金 (3) が、その30分の ロの発電量調整受電計画差対応補給電力料金 (5) の発電量調整受電計画差対応補給電力料金 (5) の発電量調整受電計画差対応補給電力料金 (5) の発電量調整受電計画差対応補給電力料金 (5) の発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと (5) 24ンパランス料金 (5) 24に設定するものといたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 差額表別を単価 (2) 24ンパランス料金 (3) 適用範囲 (3) 20分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 (4) 適用範囲 (5) 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25		<u>力の算定上</u> , のとおりとい 適 用
本生が元年がおりまた。ことにより構給される電気を使用されないときに適用いたします。 第電量調整受電計画差対応補給電力量(配電事業者の約款 ある発電量調整受電計画差対応補給電力量 (配電事業者の約款 める発電量調整受電計画差対応補給電力量を下回る場合に生じた不力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと の発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと の発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと の発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、(c) の発電量調整受電計画差対応補給電力料金は低をは、(c) の発電量調整受電計画差対応補給電力料金は低が30分ごと の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金で算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、が30分ごとに設定するものといたします。 b 発電量調整受電計画差対応余利電力 (a) 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款 める発電量調整受電電力量を含みます。がその30分の口の発電量調整受電音力量を含みます。が、その30分の口の発電量調整受電計画電力量を自る場合の送電超過口の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過		発電バランシンググループにおいて、38 (給電指令の実施等)(5) または(6) もしくは配電事業者の約款にもとづき配電事業を必然を要却が来または配置事業をの約率に会める必需者に対し
ないときに適用いたします。 - 発電量調整受電計画差対応電力 - 名電量調整受電計画差対応補給電力 - 名電量調整受電計画差対応補給電力量 (配電事業者の約款 める発電量調整受電計画電力量を含みます。) が、その30分の ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不 力の補給にあてるための電気に適用いたします。 - 経電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 電量調整受電計画差対応補給電力料金は、方方の発電量調 の1月の合計といたします。 - (c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、50分でと 電量調整受電計画差対応補給電力料金は、50分でと か30分ごとに設定するものといたします。 - か30分ごとに設定するものといたします。 - が30分ごとに設定するものといたします。 - が30分ごとに設定するものといたします。 - が30分ごとに設定するものといたします。 - が30分ごとに設定するものといたします。 - が30分ごとに設定するものといたします。 - が30分ごとの発電量調整受電電力量を含みます。) が、その30分の口の発電量調整受電電力量を含みます。) が、その30分の口の発電量調整受電電力量を含みます。) が、その30分の口の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過		来自び 光电失約 目または 即車 手来自び が 歌いた ためる 光电 自 に が し て 給電 指 令 を 実 施 する ことにより 補給 される 電気 を 使 用 されて い
発電量調整受電計画差対応補給電力 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の ロの発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の ロの発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の 口の発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 整電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、10分ごと 整電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金 で算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、 が30分ごとに設定するものといたします。 透用範囲 適用範囲 数分でとに設定するものといたします。 多電量調整受電計画差対応余剰電力 透用範囲		49
適用範囲 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の ロの発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の ロの発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の 口の補給にあてるための電気に適用いたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 電量調整受電計画差対応補給電力料金は、10分ごと 電量調整受電計画差対応補給電力料金は低い 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単低 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単低 発物款料金質定規則第27条にもとづきインバランス料金 が30分ごとに設定するものといたします。 透用範囲 適用範囲 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の ロの発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の 口の発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の		
30万ことの発電量調整受電電力量(配電事業者の彩)級 める発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の 口の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不 力の補給にあてるための電気に適用いたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 電量調整受電計画差対応補給電力料金は(こ)の発電量調 配計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 の1月の合計といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金 が30分ごとに設定するものといたします。 適用範囲 適用範囲 適用範囲		
ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は,30分ごと 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は(c)の発電量調 電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 が30分ごとに設定するものといたします。 適用範囲 適用範囲 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款 める発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の 口の発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の		30万~この充亀軍調整文亀亀万重(即亀争素有の約款に正める発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5)
力の補給にあてるための電気に適用いたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごと 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、0 の発電量調 電量調整受電計画差対応補給電力量に (c) の発電量調 の1月の合計といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金 が30分ごとに設定するものといたします。 適用範囲 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の ひる発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の 口の発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の		ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電
発電量調整受電計画差対応補給電力料金は,30分ごと電量調整受電計画差対応補給電力料金は(c)の発電量調電量計画差対応補給電力量に(c)の発電量調配の1月の合計といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金で算定される金額に消費稅等相当額を加えた金額とし、必30分ごとに設定するものといたします。 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の口の発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の口の発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の口の発電量調整受電計画電力量を100場合の送電超過		力の補給にあてるための電気に適用いたし 発電量調整受電計画差対応補給電力料金
電量調整受電計画差対応補給電力量に (c) の発電量調電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額の1月の合計といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金学額設定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、が30分ごとに設定するものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分のひる発電量調整受電計画電台の表表をあるのます。		発電量調整受電計画差対応補給電力料金は,30分ごとの発
21月の合計といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金 で算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、 が30分ごとに設定するものといたします。 適用範囲 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款 める発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の 口の発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の		電量調整受電計画差対応補給電力量に (c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のそ
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金 て算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、 が30分ごとに設定するものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款 かる発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の 口の発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の		
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は, 託送等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金で第2される金額に消費税等相当額を加えた金額とし, が30分ごとに設定するものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量を含みます。)が,その30分の口の発電量調整受電計画電力量を合みます。)が,その30分の口の発電量調整受電計画電力量を合みます。)が,その30分の口の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過		
等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金 て算定される金額に消費稅等相当額を加えた金額とし, が30分ごとに設定するものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力)適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款 める発電量調整受電計画電力量を含みます。)が、その30分の 口の発電量調整受電計画電力量を合みます。)が、その30分の		発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給
て算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、 が30分ごとに設定するものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力) 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款 める発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の 口の発電量調整受電計画電力量を自みます。)が、その30分の		等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金とし
が発しめ口		
後しめ口		
्री प		
30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。) が、その30分の (5) ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電		
める発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5) ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電		30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定
ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電		める発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5)
-		ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電

操	カについて、当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発 電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、00分ごとの発 電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のそ の1月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 交流を約款料金算計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給 等約款料金算計画差対応余剰電力料金単価は、計送供給 等約款料金算に規則第27条にもとづきインバランス料金とし で算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社 が30分ごとに設定するものといたします。	需要バランシンググループにおいて、接続対象計画差対応電力の 算定上、23 (接続対象計画差対応電力) にかかわらず、次のとおり といたします。 (イ) 適 用 38 (給電指令の実施等) (4) または配電事業者の約款にもと づき配電事業者が契約者に対して給電指令を実施することにより 補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ロ) 接続対象計画差対応電力 a 接続対象計画差対応補給電力	30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続が象電力量を含みます。)が、その30分の(5) この接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b) 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金
田			

田	兼
	します。 (c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は, 託送供給等約款 料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定 される金額に消費税等相当額を加えた金額とし, 当社が30分 ごとに設定するものといたします。
	$\stackrel{\text{a}}{\bigcirc}$
	接続対象計画差対応余剰電力料金は,30分ごとの接続対象 計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といた します。 (c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 推金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分
	ごとに設定するものといたします。 ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて、需要抑制量調整受電計 回差対応電力の算定上、24(需要抑制量調整受電計画差対応電力) にかかわらず、次のとおりといたします。 (イ) 適 用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (ア) 需要抑制量調整受電計画差対応電力 a 需要抑制量調整受電計画差対応電力 a 需要抑制量調整受電計画差対応電力

新	(a) 適用範囲 30分でとの需要抑制量調整受電力量(配電事業者の約款 に定める需要抑制量調整受電力量を含みます。) が、その 30分の(5) への需要抑制量調整受電力量を含みます。) が、その 30分の(5) への需要抑制量調整受電力量を含みます。) が、その 30分の(5) への需要抑制量調整受電計算差対応補給電力料金は、30分でと 10 需要抑制量調整受電計面差対応補給電力料金は、30分でと 10 需要抑制量調整受電計面差対応補給電力料金は、10の需要 10 需要抑制量調整受電計面差対応補給電力料金は、12 を 20 需要抑制量調整受電計面差対応補給電力料金は、20分でと 12 に変力制量調整受電計面差対応補給電力料金は、12 に定める需要抑制量調整受電計面差対応補給電力料金は、13 がでとの需要抑制量調整受電電力量を含みます。) が、その 30分でとの需要抑制量調整受電電力量を含みます。) が、その 30分の(5) への需要抑制量調整受電電力量を含みます。) が、その 30分の(5) への需要抑制量調整受電計面差対応余剰電力料金 たします。 (b) 需要抑制量調整受電計面差対応余剰電力料金 合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 (c) 需要抑制量調整受電計面差対応余剰電力料金 合の抑制量調整受電計面差対応余剰電力料金 をの抑制量調整受電計面差対応余剰電力料金 をの抑制量調整受電計面差対応余剰電力料金 をの抑制量調整受電計面差対応余剰電力料金 の需要抑制量調整受電計面差対応条剰電力料金 をします。 (c) 需要抑制量調整受電計面差対応条剰電力料金 をします。 (d) 需要抑制量調整受電計面差対応条剰電力料金 をします。 (e) 需要抑制量調整受電計面差対応条剰電力料金 が高度が制量調整受電計面差対応条剰電力料金 が高度が制量調整受電計面差対応条利電力料金 を整理が制量調整受電計面差対応条剰電力料金 を変加制量調整受電計面差対応条剰電力料金 を変加制量調整受電計面差対応条剰電力料金 を整理が制量調整受電計面差対応条剰電力料金単価 需要扱制量調整受電計面差対応条剰電力料金単価 需要扱制量調整受電計面差対応条剰電力料金単価 需要扱制量調整受電計面差対応条剰電力料金単価 需要扱制量調整受電計面差対応条剰電力料金単価
田	

兼	供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分立とに設定するものといたします。 = 給電指令時補給電力 2 給電指令時補給電力 2 給電指令時補給電力 2 総電指令時補給電力の算定上、25 (給電指令時補給電力) に かかわらず、次のとおりといたします。 (イ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金 38 (給電指令の実施等)(4) または配電事業者の約款にも とづき配電事業者が契約者に対して給電指令を実施することに より補給される電気を使用されているときに適用いたします。 b 給電指令時補給電力料金 2 総電指令時補給電力料金 2 総電指令時補給電力料金 2 給電指令時補給電力料金 3 総電指令時補給電力料金 2 給電指令時補給電力料金 3 総電指令時補給電力をは、給電指令の間、(5) ヌにより30 分ごとに算定された値といたします。 4 給電指令時補給電力料金単価 2 総電指令時補給電力を配置を適用してえられるとの記してえられるとつきインバランス料金として算定される金額に 消費税等相当額を加えた金額に 消費税等相当額を加えた金額と 当後電指令時補給電力料金 3 総電指令の表記電場とつき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が高電がよった。まかをよったことにより
田	

 (4月する発電バランシンググループに適用いたします。 最常指格の降離が出力係金は、に定める30分ごとの終電指令 路電指令降離が出力所金は、に定が高20分ごとの終電指令 と、設電指令降離が出力度。 (5) 電力を金額のその1月の合計といたします。 (6) 電力を発電が不ります。 (7) でよく、発電力を発展しい、発電指令の関係を対し、発電指令の関係を対し、発電指令の関係の関係を対し、発電指令の関係を対し、発電指令の関係の対象を対し、発電性を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	Ш	新
こ 給電指令時補給電力量は、給電指令の間、(5) 字 総電指令時補給電力量 総電指令の間、(5) 字 分ごとに算定された値といたします。		使用する発電バランシンググループに適用いたします。 b 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は, cに定める30分ごとの給電指令 時補給電力料金は, cに定める30分ごとの給電指令
総電指令時補給電力量は、給電指令の間, (5) 字 分ごとに算定された値といたします。		
d 給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料 船電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料 則第27条にもとづきインバランス料金として算定され 消費税等相当額を加えた金額とし、当社または配電事業者 多のといたします。ただし、当社または配電事業者 要件を有する発電設備であって別途当社または配電事 電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備 は、当該契約によるものといたします。 にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の値を26 し、30分ごとに算定いたします。 の発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力量 な電量調整受電計画電力量 な電量調整受電計画電力量は、30(電力および電力量の 201にかかわらず、受電地点(配電事業者の約款に定める 含みます。)において当社および配電事業者が数電契約者 する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点(配電事 数に定める受電地点を含みます。)が複数ある場合はその たします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運管 を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、 電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計		<u>船電指令時補給電力量は,給電指令の間,</u> 給電指令時補給電力量は,給電指令の間, 分ごとに算定された値といたします。
加速のおよりである。 前妻の名とづきインバランス料金として算定され 消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとい ものといたします。ただし、当社または配電事業者 要件を有する発電設備であって別途当社または配電 電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備 は、当該契約によるものといたします。 たかからず、口の発電量調整受電計画電力量の にかかわらず、口の発電量調整受電計画電力量の にかかわらず、口の発電量調整受電計画電力量の が電量調整受電計画電力は、30(電力および電力量の にかかわらず、口の発電量調整受電計画電力量の が電量調整受電計画電力量 かったいで当社は、30(電力および電力量の でかからず、受電地点(配電事業者の約款に定める 含みます。)において当社および配電事業者が発電契約者 する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点(配電 款に定める受電地点を含みます。)が複数ある場合はその たします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運賃 を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、 電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計		
ありたいたします。ただし、当社または配電事業者を 多のといたします。ただし、当社または配電事業者を 電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備 は、当該契約によるものといたします。 (は、当該契約によるものといたします。) 発電量調整受電計画電力は、30 (電力および電力量の算にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の といかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量 がかわらず、受電地点(配電事業者の約款に定める受 含みます。)において当社および配電事業者が発電契約者 する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点(配電事 数に定める受電地点を含みます。」が複数ある場合はその たします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運賃 を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、 電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計		
要件を有する発電設備であって別途当社または配電電電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備は、当該契約によるものといたします。 電力および電力量の算定 イ 発電量調整受電計画電力は、30 (電力および電力量の算にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の電力量の値を2位に分かわらず、可の発電量調整受電計画電力量の電力量のでかからず、受電地点(配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。)が複数ある場合はその方にます。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計画書計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電言		1 11/
は、当該契約によるものといたします。 電力および電力量の算定 イ 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は、30 (電力および電力量の賃 にかかわらず、口の発電量調整受電計画電力量の値を26 し、30分ごとに算定いたします。 ロ 発電量調整受電計画電力量は、30(電力および電力量の 空電量調整受電計画電力量は、30(電力および電力量の 空間にかかわらず、受電地点(配電事業者の約款に定める 含みます。)において当社および配電事業者が終電契約者 含みます。)において当社および配電事業者が発電契約者 する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点(配電事 款に定める受電地点を含みます。)が複数ある場合はその たします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運賃 を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、 電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計		要件を有する発電設備であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備について
電力および電力量の算定 4 発電量調整受電計画電力 2 発電量調整受電計画電力は、30 (電力および電力量の動 2 たかかわらず、口の発電量調整受電計画電力量の値を2位に分かわらず、口の発電量調整受電計画電力量 2 発電量調整受電計画電力量 2 発電量調整受電計画電力量は、30(電力および電力量の口にかかわらず、受電地点(配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。) において当社および配電事業者が発電契約者する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点(配電事業者が多らかごめ電力はできできたでででは近り運賃金通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計		(,
発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は、30 (電力および電力量の第 にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の値を24 し、30分ごとに算定いたします。 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は、30(電力および電力量の 口にかかわらず、受電地点(配電事業者の約款に定める 含みます。)において当社および配電事業者が発電契約者 まる電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点「配電事 款に定める受電地点を含みます。」が複数ある場合はその たします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営 を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、 電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計		
にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の値を26 し、30分ごとに算定いたします。 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は、30(電力および電力量の 口にかかわらず、受電地点(配電事業者の約款に定める 含みます。)において当社および配電事業者が発電契約者 する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点〔配電事 款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその たします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営 を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、 電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計		発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は、30(電力および電力量の算定)。
し、30分ごとに算定いたします。 発電量調整受電計画電力量は、30(電力および電力量の 発電量調整受電計画電力量は、30(電力および電力量の 口にかかわらず、受電地点(配電事業者の約款に定める引 含みます。)において当社および配電事業者が発電契約者 する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点(配電引 款に定める受電地点を含みます。」が複数ある場合はその たします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営 を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、 電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計		ロの発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値
発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は、30(電力および電力量の ロにかかわらず、受電地点(配電事業者の約款に定める引 含みます。)において当社および配電事業者が発電契約者 する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点〔配電事 款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその たします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営 を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、 電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計		し,30分ごとに算定いたします。
会みます。)において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点「配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。」が複数ある場合はその合計といたします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11(発電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計画と調達		光亀軍調整/文亀訂四亀/J軍(3、30/亀/7/3よい亀/J軍の昇元/(4/2)ロじかかわらず、 必雷地占(南雷車業老の約数に完める受雷地占を
する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点〔配電事業者の約 数に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計とい たします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関 を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11(発 電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計画と調達		<u>ロドルがアクチ、文画地派、いです水目がれがたたがる文画地派で</u> 含みます。)において当社および配電事業者が発電契約者から受電
<u>熱に定める受電地点を含みます。」が複数ある場合はその合計といたします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11(発電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計画と調達</u>		する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点〔配電事業者の約
たします。)で、発電契約者があらかじめ電刀広域的連宮推進機関 を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11(発 電計画・調達計画・販売計画)に完める当日計画の発電計画と調達		<u>款に定める受電地点を含みます。」が複数ある場合はその合計といる。 ************************************</u>
<u>で通じて国际であれてものものである。 いかれれた でんちょう たいます かんだい でいかれれた ままま では、近になる、まれま画の発電計画と調達 電計画・調達計画・販売計画) におめる 当日計画の発電計画と調達 においる はいかん はいかん はいかん はいかん はいかん はいかん はいかん はいかん</u>		たします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的連宮推進機関を通じア光社に通知する発雷計画といたします。ただし 間裏11(巻
		8. 週して当年に通ねする光亀町回の4.4人のます。7.4人の, 70次11.4光電計画・調達計画・明達計画・明寺計画)1.7分分3当日計画の発電計画と調達

新	計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、 別表8 (発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量の上ままび需要抑制量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとにまたできた。この接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに与ないたします。 - 接続対象計画電力量 (電力および電力量の算定) (12) にかかわらず、30分ごとの接続対象計画電力量の計画値(供給地点「配電整理を30分配を分かたらず、30分ごとの接続対象電力量の計画値(供給地点「配電整理機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表8 (発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量、接続対象計画を差し引いたものといたします。) な 契約者があらかじめ電力広域的運営推選機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表8 (発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量、接続対象計画電力量、をに対して当社に通知する需要組定値といたとます。のといたします。) が30分ごとに需要組定値といてとます。のとおりといたします。) が30分ごとに第定地で自由電力量、接続対象計画電力量を高度計画電力量、接続対象計画電力量を15 にかかわらず、への需要抑制量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 高要抑制量調整受電計画電力量、音波対象を高力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。30分記との電力量の電力量、需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要抑制契約者から変しが数に定める需要場所を含みます。) ごとに、需要抑制契約者がら多数に定める需要場所を含みます。) ごとに、需要抑制契約者がら多いじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要要
田	

新	抑制計画値といたします。ただし、別表12 (需要抑制計画・調達計画を記述計画を記述) でスライン) に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画・ベースライン) に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表8 (発電量調整受電計画電力量・接続対象計画電力量おび需要抑制を行なわない場合の需要場所を含みます。) に係る機能地点で計量をれる接続供給電力量 (配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。) に係る機能地点で計量をれる接続供給電力量 (配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。) に係る機能が出たで計量をなるます。) を損失率で修正した電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかまし、を損失率で修正した電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ電力に対数の接続送電サービス等ごといたします。また、配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等でといたします。また、配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等でといたします。また、配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等でといたします。また、配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。) で選社 会議を通過で引動を通過を通過を通過を通過を運動を運動を運動を運動に、受電地点(配電事業者が超り(13) ロにかかわらず、30分ごとに、受電地点(配電事業者が指力をつ30分における発電設備であって別途当社または配電事業者が指定いたとます。ただし、当社または配電事業者が指定いたの第電車調整受電計画電力量を電影を電計画電力量を当該発電設備の30分ごとの発電量電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量電量量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量
田	

H	新
	調整受電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令 時権給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該 受電地点のみによる発電がランシンググルーブが設定されていると みなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、 次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 多電量調整受電計画差対応余剰電力量 多電量調整受電計画差対応余剰電力量 多の約数に定める受電地点を含みます。)で計量された電力量の自 計がその30分における発電量調整受電計画電力量とし、発電バランシンググ ループごとに算定いたします。ただし、当社または配電事業者が指 音動を電計画差対応余剰電力量とし、発電バランシンググ ループごとに算定いたします。ただし、当社または配電事業者が指 経電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して当社 定する要件を有する発電設備できっ)で計量された電力量の台 計がその30分における発電量調整受電計画度が立をが指 を電計画差が必要電計画達対応補給を行なって別金社または配電事業者が指 直達調整受電計画を対応金によりができたがし、当社または配電事業者が指 重電調整受電計画を対立を指定を指したまける30分ごとの発電量調整 電電計画差対応補給電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量 多なし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量 多なし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量 多なし、その発電量調整受電計量を含ます。この場合、当該発電設備の結電指令 表述が象計画差対応補給電力量 多なし、その発電と電力量と変電量調整受電計量を 多なし、その発電量調整受電計量差対応補給電力量 表をのといたします。この場合、当該発電設備の指定と 表をのといたします。この場合、すび電力量の算定は、手によるものとによります。 を変すを計画差対応補給電力量 表をが対象計画差対応補給電力量 表をが対象計画差対応補給電力量 を表すを対すを表すを表すと、30分でとの接続対象電力量(配電事業者の約 数に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接続 数に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接続

30分ごとに、次の式により算定 20分ごとに、次の式により算定 2000年間に係る調整を行な 量の算定)(8)にかかわらず、 に定める供給地点を含みます。) 当社または配電事業者が行なった その30分ごとに算定された値を加 をの30分ごとの接続供給電力量と 20分ごとの接続供給電力量の算済 20分ごとに、次の式により算定 要計画電力量(配電事業者の 20分ごとに、次の式により算定 要は、30(電力および電力量の算済 20分ごとに、次の式により算定 要は対象計画差対応余剰電力量の 20分ごとに、次の式により算定 を続対象計画差対応余剰電力量の 20分ごとに、次の式により算定 を続対象計画差対応余剰電力量の 20分ごとに、次の式により算定 を続対象計画差対応余剰電力量の 20分ごとに、次の式により算定 を続対象計画差対応余剰電力量の が表が変とに算定された値を加 とします。 こ定める供給地点を含みます。) に定める供給地点を含みます。) に定める供給地点を含みます。) に定める供給地点を含みます。) に定める供給地点を含みます。) に定める供給地点を含みます。) に定める供給地点を含みます。) ではある、は給地点を含みます。) ではある、は給地点を含みます。) ではある、は、地域を表がなった。 をの30分ごとの接続供給電力量と でも30分ごとの需要抑制量調整受電電力量を もる需要抑制量調整受電電力量を	田	
た上, 当出また5年12年7年17 四年5月 (8) にかかわらず、 た場合は、30 (電力および電力量の算定) (8) にかかわらず、 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとの接続供給電力量と を続対象計画差対応発利電力量は、30(電力および電力量の算定 をし、接続対象計画差対応発利電力量は、30(電力および電力量の算定 接続対象計画差対応発利電力量は、30(電力および電力量の算定 接続対象計画差対応発利電力量は、30分ごとの接続対象計画差対応発利電力量を 投続対象計画差対応発利電力量は、30分ごとに、次の式により算定 れた値といたします。ただし、接続対象計画差対応発利電力量の がた値といたします。ただし、接続対象計画差対応分利電力量の なた値といたします。ただし、接続対象計画差対応分利電力量の なた値といたします。ただし、接続対象計画差対応分利電力量の な場合は、30 (電力および電力量の算に)(8) にかかわらず、 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整での約款に定める供給地点を含みます。) な値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量となし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象電力量を算定いたします。 接続対象電力量を算定いたします。 接続対象電力量を算定いたします。 接続対象電力量を対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算会トー ************************************
該供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加 た値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算法 接続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算法 接続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算法 投続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算法 投続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算法 対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定 れた値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の 立上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行な た場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、 該供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとの接続供給電力量とな なの使用に係る調整にもとづきその30分ごとの接続供給電力量とな なし、接続対象計画電力量と接続対象電力量 需要抑制量調整受電計画差対応発制電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電力量を 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電力量を 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電面量を		当化または肌电尹素有が調金貝仰の皮用に除る調金で11な合は,30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず,
気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとの接続供給電力量となし、接続対象電力量を算定いたします。 整続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応発利電力量 接続対象計画差対応発利電力量 接続対象計画差対応発利電力量は、30(電力および電力量の算済 接続対象計画差対応発利電力量は、30(電力および電力量の算済 を持続対象計画差対応発利電力量は、30(電力および電力量の算済 を持続対象計画差対応発利電力量は、30(電力および電力量の算済 対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定 れた値といたします。ただし、接続対象計画差対応発利電力量の 立上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行な た場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、 該供給地点(配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行な なし、接続対象電力量とづきその30分ごとに算定された値を加 なし、接続対象電力量を算定いたします。 を続対象電力量を算定いたします。 を続対象電力量を対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力および 加量の算定)(22)にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量を 電力量の算定)(22)にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量を		該供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。)で 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電
た値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量となし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補約電力量 接続対象計画差対応納電力量 接続対象計画差対応系利電力量は、30(電力および電力量の算済接続対象計画差対応系利電力量は、30(電力および電力量の算定を表別を設置力量であるます。)がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとの接続対象計画差対応余利電力量の対応によりが表別を記載を行なるないでにます。ただし、接続対象計画差対応余利電力量の対応といたとの表別を記載を行なるた場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、 武人協会は、30(電力まよび電力量の対応にある供給地点を含みます。) 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加た値を加たおけるその30分ごとに算定された値を加た値を加た。対し、接続対象電力量を算定いたします。 基礎統対象計画電力量を算定いたします。 接続対象計画を対応系列電力量 を表表対象電力量を算定いたします。 接続対象計画を対応系列電力量 を変が制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量		気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加え
なし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 - 接続対象計画差対応補給電力量 - 接続対象計画差対応発利電力量 接続対象計画差対応余利電力量は、30(電力および電力量の算済 接続対象計画差対応余利電力量は、30(電力および電力量の算済 数に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接 対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定 れた値といたします。ただし、接続対象計画差対応余利電力量の 定場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加 た値を、当該供給地点におけるその30分ごとに算定された値を加 を値を、当該供給地点におけるその30分ごとに算定された値を加 を値を、当該供給地点におけるその30分ごとに算定された値を加 を値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量と なし、接続対象計画差対応金利電力量 を行う。こかかわらず、30分ごとの需要類抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電面力量を 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電面力量を		当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量と
接続対象計画差対応補給電力量 = 接続対象計画差対応補給電力量 = 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算済 (21) にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の 数に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接 社会はといたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の 定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行な た備といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の 定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行な た場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、 試供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加 を値を、当該供給地点におけるその30分ごとに算定された値を加 を値を、当該供給地点におけるその30分ごとに算定された値を加 を値を、当該供給地点におけるその30分ごとに算定された値を加 を続対象電力量を算定いたします。 接続対象電力量を接続対象電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電型抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		接続対象電力量を算定いたしま
 ■ 佐売 村 条 車 力 量 一 を売がり 系 目 回 車 力 量 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量の算済後が対象計画差対応余剰電力量は、30(電力および電力量(配電事業者の款に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定れた値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の方式、1000年間に係る調整を行なた場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加た値を、当該供給地点におけるその30分ごとに算定された値を加た値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量となし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 無要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を 		接続対象計画差対応補給電力量 特性社会電土 自一株性社免計師電土自
接続対象計画差対応条利電力量は、30(電力および電力量の算分 (21)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の 款に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接 れた値といたします。ただし、接続対象計画差対応余利電力量の 定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行な た場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、 該供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加 をし、接続対象計画電力量と接続対象電力量 無要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量		茶
(21) にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の 数に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接 対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定 れた値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の 定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行な た場合は、30 (電力および電力量の算定)(8) にかかわらず、 試供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加 た値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量と なし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電力量を 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電力量を		接続対象計画差対応余剰電力量は,
款に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定れた値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の方法上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なた場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加た値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量となた、接続対象計画差対応余剰電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量		
対象計画電力量を下回る場合に,30分ごとに,次の式により算定れた値といたします。ただし,接続対象計画差対応余剰電力量の定上,当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なた場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず, 法場合は、30(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず, 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加た値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とをし、接続対象計画差対応余剰電力量 一接続対象計画差対応余剰電力量 三接続対象計画差対応余剰電力量 三接続対象計画差対応余利電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		款に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接続
れた値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の 定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行な た場合は、30 (電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、 該供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加 た値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量と なし、接続対象電力量を算定いたします。 事要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量の算定)(22)にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電力量を		対象計画電力量を下回る場合に,30分ごとに,次の式により算定さ
定上, 当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なた場合は, 30 (電力および電力量の算定) (8) にかかわらず, 該供給地点 (配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加た値を, 技能対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電更抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量 (配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		れた値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算
た場合は,30 (電力および電力量の算定)(8)にかかわらず, 該供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加 た値を,当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量と なし,接続対象計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量の算定)(22)にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電力量を		当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行な
該供給地点 (配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。) 計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとの接続供給電力量と た値を, 当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量と なし, 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量の算定)(22)にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電力量を		, 30 (電力および電力量の算定) (8) にかかわらず,
計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった 気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加 た値を, 当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量と なし, 接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 = 接続対象計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 電力量の算定)(22)にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		
気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加 た値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量と なし、接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量 =接続対象計画電力量-接続対象電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、30 (電力および 力量の算定)(22)にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電
た値を, 当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量と なし, 接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 = 接続対象計画電力量 - 接続対象電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は, 30 (電力および 力量の算定)(22)にかかわらず, 30分ごとの需要抑制量調整受 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加え
なし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 =接続対象計画差対応余剰電力量 =接続対象計画電力量 -接続対象電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、30 (電力および 力量の算定)(22)にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量と
接続対象計画差対応余剰電力量 = 接続対象計画電力量 - 接続対象電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は,30(電力および 力量の算定)(22)にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		接続対象電力量を算定いたしま
=接続対象計画電力量-接続対象電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は,30(電力および 力量の算定)(22)にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		接続対象計画差対応余剰電力量
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は,30 (電力および 力量の算定)(22)にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		=接続対象計画電力量 - 接続対象電力量
抑制量調整受電計画差対応補給電力量は,30(電力および 算定)(22) にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受 (配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		
算定)(22) にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受 (配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は,30 (電力および電
(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を		(22) にかかわらず,
		(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を

兼	みます。)がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、30 (電力および電力量の算定)(14) イまたはロにかかわらず、当該需要場所(配置事業者の約款に定める需要場所を含みます。)に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画を対応補給電力量。またはベニスラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画を対応補給電力量。またはベニスラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベニスラインを下回り、かつ、ペースラインから需要抑制量調整受電計量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量、かつ、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量・かつ、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量。電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量。電要抑制量調整受電計画差対応補給電力量。電要抑制量調整受電計画電力量	土 接続供給電力量× 1-損失率(31 [損失率] に定める フ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、30 (電力および電力量の算定)(23) にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電 電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含電力量
田		

力量の算定)(14) ロにかかわらず、当該需要場所(配電事業者の 約款に定める需要場所を含みます。)に係る接続供給電力量を損失 率で修正した値が、ペースラインの値から需要抑制量調整受電計画 電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画 電力量とみなします。 無要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 (6) 託送供給等の実施 (6) 託送供給等の実施 (6) 託送供給等の集施 (6) 正送ける接続対象電力または接続対象電力量。配電事業者の約款 に定める接続対象電力または接続対象電力量に、配電事業者の約款 に定める接続対象電力または接続対象電力量に、配電事業者の約款 に定める発電量調整受電電力または接続対象電力量に、配電事業者の約款 計画・販売計画)の発電計画および調達計画・販売計画・調達 可 発電量調整受電電力または接続対象電力量に、配電事業者の約 意に定める発電量調整受電電力または経緯量調整受電電力量に、配電事業者の約 意に定める発電量調整受電電力または発達量調整受電電力量に、配電事業者の約 意に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に、配電事業者の約 意に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含め でいただきます。

樂	(7) 解 約 等 当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれか に該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改 章を求めた場合で、39 (適正契約の保持等)に定める適正契約への変 更および適正な使用状態、発電状態または需要抑制状態への修正に応 じていただけないともには、54 (解約等)(1) か (4), (ロ), (い) または(こ)にかかわらず、接続性給契約、振替供給契約、発電量調整 を供給契約または需要抑制量調整供給契約、接替供給契約、発電量調整 が高量には(こ)にかかわらず、接続性給契約、振替供給契約、発電量調整 が高量には(こ)にかかわらず、接続性給契約、接替供給契約、発電量調整 であ場合は、8 (契約の要件)(2)を,需要抑制量調整供給の場合は、 8 (契約の要件)(3)ロ,ハ,ニもしくはホまたは(2)を介く に至った場合 ロ 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量(配電事業者の約款に 定める接続対象電力量を含みます。)と接続対象計画電力量との間 に著しい差が生じるとき。 ハ 発電量調整供給の場合で、頻繁に接続対象電力量(配電事業者の約款に 定める放抗に定める発電量調整受電電力量(配電事 連整の約款に定める発電量調整受電電力量(配電事 連整で電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 こ。 に配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量(配電事 をき。 とき。 イ 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者 をき量調整供給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電 をきまし再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、いての特別措置(再生可能エネルギー発電 が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者と再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、附別4 (発電量 額整供給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、附別4 (発電量 調整供給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、所別4 (発電量 調整供給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、所別4 (発電量 調整性給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、所別4 (発電量 調整性給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、所別4 (発電量 調整性給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備がら電点を開始を通過を供表表別についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備がから電気を開始を 記述する
田	

者または特定途配電事業者と当社との明で、配電事業者の供給区域 電量調整供給契約を締結し、特別透電バランシングアループを設定 していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電設備およ が当社また(配電事業者との特生可能エネルデー電気創供給契約に係る を必めといたします。 ローイにより発電設備は、同一のバランシングアループに属することはでき をいめのといたします。 ローイにより発電設備を係るがでデンシングアループに属することはでき さは、契約者の指定する発電が不分シングアループに関することはでき さは、契約者の指定する発電が表別を指針を含め場合を除きます。) が希望されると さは、契約者の指定する発電が行る特定契約が2016年4月1日以際に締結者と とファングアループにおける特定契約が2016年4月1日以際に締結すく とファングアループにおける特定契約が2016年4月1日以際に締結すく とファングアループにおける特定契約が2016年4月1日以際に締結すく となったイオマス発電設備であって化石燃料を提供は次のとおりといたし 基本を のが物が描度(再生可能エネルギー発電設備)(5) ロにか なわらず、18 付金)(2) に定める料金。(1) により算定され、 立す。 (7) 発電と可能を 製造しま可能とよります。ただし、契約者が当社な位配電事 製造とは可能とないます。ただし、契約者が当社な経過度が を相目を付ません。 対象とは可能とネルギー発電設備がら電域を組造が を対象といった。一発電設備がも電流を持てインバランスリスタ料は、発電量調整性結裂的につい でめ物別権で、再生可能によれキー発電設備)(5) またらかわか この物別権で、(1) 「各生の能力、 を対が声とないます。(1) によりたのかか とがパラボンを対象とが呼かとである数値)(5) またらかかか とが、特別発電(再生可能によれギーを電設機)(5) またらかかか とが、特別発電(再生の加ま、カンデンがアループに対象を	Ш	新 (1) にかかわらず, 原則として, 当社の供給区域においては契約
		と当社と 定送配電 特例発
		していただきます。この場合,契約者が締結する特定契約に係る発電設備,特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および以外または配電事業者との両生団能するルギー署与組件終契約に
		係る発電設備は,同一のバランシンググループに属することはできたいものといた」ます。
(は、契約者の指定する発電が シンググループにおける特定 に、かつ、バイオマス発電設備を除き に可能エネルギー特別措置法施 に可能エネルギー特別措置法施 に対する を電量調整供給に係る料金 のからず、18 (料金)(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)		<u> 3. でいて、たいます。</u> イにより発電量調整供給契約を締結する 完決配電事業者が契約者となる場合を除き
 シンググループにおける特定 上かつ、バイオマス発電設備で 三可能エネルギー特別措置法施 (源バイオマス発電設備を除き (る料金および必要となるその (す。) 発電量調整供給に係る料金 ついての特別措置(再生可能 かわらず、18 (料金)(2) (多インバランスリスク料およ 業者と再生可能エネルギー電 業者と再生可能エネルギー電 生可能エネルギー発電設備か ンスリスク料および再生可能 対は申し受けません。 インバランスリスク料は、 での特別措置(再生可能 での特別措置(再生可能 での特別措置(再生可能 での特別措置(再生可能 での特別措置(再生可能エネ) 		きは、契約者の指定する発電バランシンググループ(当該発電バラ
:可能エネルギー特別措置法施 に源バイオマス発電設備を除き に多料金および必要となるその にす。 ・発電量調整供給に係る料金 ついての特別措置 (再生可能 かわらず、18 (料金)(2) は るインバランスリスク料およ 調整力確保料といたします。 業者と再生可能エネルギー電 生可能エネルギー発電設備か ンスリスク料および再生可能 料は申し受けません。 対は申し受けません。 インバランスリスク料は、 での特別措置 (再生可能エネ での特別措置 (再生可能エネ		ンシンググループにおける特定契約が2016年4月1日以降に締結され,かつ,バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再
(30 / 1 / 4 / 7.2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 /		生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域な调バイナフス祭電設備を除きます。」であストきを除きます。
(す。) 発電量調整供給に係る料金 ついての特別措置 [再生可能 かわらず, 18 (料金) (2) 4 るインバランスリスク料およ 調整力確保料といたします。 業者と再生可能エネルギー電 生可能エネルギー発電設備か ンスリスク料および再生可能 対スリスク料はよび かスリスク料は、 がは申し受けません。 インバランスリスク料は、 での特別措置 [再生可能エネ		しとおりといた
ついての特別措置 [再生可能 かわらず, 18 (料金) (2) 1 るインバランスリスク科およ 調整力確保料といたします。 業者と再生可能エネルギー電 生可能エネルギー発電設備か ンスリスク料および再生可能 料は申し受けません。 インバランスリスク料は, ての特別措置 [再生可能エネ らず, 特例発電バランシング		# ~
かわらず、18 (料金) (2) l るインバランスリスク料およ調整力確保料といたします。 業者と再生可能エネルギー電 上可能エネルギー発電設備かンスリスク料および再生可能料は中し受けません。 インバランスリスク料は、ての特別措置(再生可能エネ		(再生可能工ネ
の1 / ハフノ / ハリ / ハア / ハリントリ / ハア / ハア / ハア / ます。		かわらず, 18 (料金) (2) に定める料金, (ロ) により算定されています。 マンジュー・コー・ジョン・デエルコー・ジョン・デー・ジョン・ジョン・デー・ジョン・ジョン・デー・ジョン・ジョン・ジョン・ジョン・ジョン・ジョン・ジョン・ジョン・ジョン・ジョン
業者と再生可能エネルギー電 生可能エネルギー発電設備か ンスリスク料および再生可能 料は申し受けません。 インバランスリスク料は, ての特別措置 (再生可能エネ らず, 特例発電バランシング		るイノハフンスリスク科およの再生リ脱工木ルキー丁測設定対心 調整力確保料といたします。ただし,契約者が当社または配電事
<u>生可能エネルギー発電設備か</u> ンスリスク料および再生可能 <u>料は申し受けません。</u>) インバランスリスク料は、 ての特別措置 (再生可能エネ らず、特例発電バランシング		業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再
イメリスク科および特生 U能料は申し受けません。 インバランスリスク料は、 ての特別措置(再生可能エネらず、特例発電バランシング		生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランココールのおいとが正正正がよっま、 マニョギキに書か上がの
インバランスリスク料は、 ての特別措置(再生可能エネらず、特例発電バランシング		ノムリス2枠および再生り膨エネルキープ測設差対応調整力権保料は申し受けません。
寺別措置 特例発		インバランジ
		41-

出	兼
	調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力 量を含みます。)にインバランスリスク単価を適用してえられる 金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたしま す。)といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調 整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごと の発電量調整受電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整 受電電力量を含みます。)に、再生可能エネルギー予測誤差対応 単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 とい産適用してえられる金額のその1月の合計といたします。 と可能エネルギー発電設備))(5)トにかかわらず、30分ごとの 契約者が締結する特定契約または当社、配電事業者もしくは特定 送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電 量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施 日の前々日の千径4時までに契約者に通知いたします。 また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行な い、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発 電量調整供給実施日の前日午前6時までに契約者に再通知かたします。 なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決 定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。 なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決 定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。 かイにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が エム・よれまたは配き電整ともロれがあった。
	当11.4.2.1.1 に配出事業生活に行った。11.4.2.1 においているに、11.4.2.1 における電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシングループ(ロにおいて、契約者が希望される場合を除きます。)に係るインバランスリスク料は、附則4(発電量調整供給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備))(6)ロにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる

第	場合は零といたします。)といたします。 (9) その他の事項については,この約款および配電事業者の約款に準するものといたします。	13 近接性評価割引額の算定についての特別措置 (1) 契約者が、配電事業者の供給区域に立地する近接性評価対象発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合、別表2(近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)(2)の近接性評価割引額の算定上、次のとおりといたします。 イ 当該近接性評価割引額の算定)(2)の近接性評価割引額の算定上、次のとおりといたします。 イ 当該近接性評価制制第の第電製機から配電事業者が受電した電力量を別表の定式を調理を受けている発電契約者から当該近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域はよび近接性評価地域はよび近接性評価地域はよび近接性評価地域はよび近接性評価地域はよび近接性評価地域はよび近接性評価地域はよび近接性評価地域はよび近接性評価地域はよび近接性評価地域はよび近接性評価地域はよび近接性評価期別額の第三、シンケグループの設定に係る特別措置)(5) ロとし、当該発電バランシンゲグループの設定に係る権別措置)(5) ロとし、当該発電バランシンゲグループの設定に係る構別量と含みます。 ハ 契約者が、配電事業者の約数に定める発電契約者(附則12 「バランシンゲグループの設定に係る特別措置)の適用を受けている発電契約者を除きます。)から当該近接性評価地域および近接性評価割別額の算定)(2) ロ(イ) aの当該発電が高力とび近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価地域および近接性評価間別目額の算定)(2) ロ(イ) bの当該発電地域よび近接性評価制別 (2) ロ(イ) bの当該発電
田		

新	バランシンググループの発電量調整受電電力量は、配電事業者の約 並に定めるところによります。 の適用を受けている場合、別表2(近接性評価地域および近接性評価 割引額の算定)における近接性評価割引額の算定)、13 まびで接性評価地域および近接性評価 評価地域および近接性評価割引額の算定)(2) ロ (ロ) および (い) の接続対象計画電力量は、時期12 (バランシングアループの設定に係 る特別措置)(5) ニとし、別表2(近接性評価地域および近接性評価 価割引額の算定)(2) ロ (ハ)の接続対象電力量には、配電事業者 の約款に定める接続対象電力量を含みます。
田	